

姫路市新美化センター整備・運営事業 第1回入札関係書類に関する質問回答書（入札参加資格以外）

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | | |
|----|-------|----|-----|----|------|---|------|--|--|---|--|
| 1 | 入札説明書 | 5 | 第3章 | 7 | | | 事業方式 | 「落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、20年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。」とありますが、ボイラタービンの設置者は特別目的会社になるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | | |
| 2 | 入札説明書 | 6 | 第3章 | 11 | (1) | ア | (イ) | 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査 | 「必要となる」という範囲が曖昧であり、実務的に全ての調査をカバーするのは非現実的ですので、合理的な範囲・前提を決めるにあたり、発注者と協議・合意させて頂きながら進めさせて頂ければ幸いです。また、当該調査の結果、仮に入札前提と異なる対応が必要となる場合には、増加費用・工期調整について別途ご相談させて頂きたく存じます。 | 事業者による設計及び施工、並びに運營業務を履行するうえで必要となる調査を指します。その調査結果に対する責務は事業者となりますが、入札関係書類における前提条件と異なる場合は、ご理解のとおり別途協議となります。 | |
| 3 | 入札説明書 | 19 | 第4章 | 4 | (4) | | ウ | 受付期間 | 様式第2-2号に「参加者数は10名までとする」とありますが、本事業は多岐にわたります。より効果的な事業提案を作成するためにも、参加可能人数は15人程度とさせて頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 | |
| 4 | 入札説明書 | 21 | 第4章 | 4 | (6) | | ク | (7) | 配置予定技術者設置届（様式第3-10） | 「配置予定技術者については、3名まで記載することができる。落札者となった場合は、記載した技術者の中から配置すること。」とありますが、諸事情により、記載した3名以外の技術者を配置せざるを得なくなった場合は、改めて資格要件を満たす技術者を市に届け出て、市のご承諾をいただくことで配置可能と考えてよろしいでしょうか？ | 届出書に掲載した3名以内の技術者から配置してください。 |
| 5 | 入札説明書 | 22 | 第4章 | 4 | (7) | | エ | (イ) d) | 提出資料 | 各階平面図（様式第4-5号）について、焼却炉棟の他に付属棟（管理棟、計量棟）などの図面についても、事業者側からの確認事項に合わせて提出するという理解でよろしいでしょうか。 | f) その他応募者が必要な書類（様式任意）として提出してください。 |
| 6 | 入札説明書 | 22 | 第4章 | 4 | (7) | | エ | (イ) d) | 提出資料 | 各階平面図（様式第4-5号）について、必要に応じて断面図も提出することでよろしいでしょうか。 | f) その他応募者が必要な書類（様式任意）として提出してください。 |
| 7 | 入札説明書 | 22 | 第4章 | 4 | (7) | | エ | (7) | | 様式第4-1号に「参加者数は10名までとする」とありますが、本事業は多岐にわたります。より効果的な事業提案を作成するためにも、参加可能人数は15人程度とさせて頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 8 | 入札説明書 | 26 | 第4章 | 4 | (11) | | カ | | 入札結果の通知 | 令和8年9月4日に入札結果は通知されるとの理解で良いでしょうか。 | 落札者決定後、速やかに電子入札システムで通知します。 |
| 9 | 入札説明書 | 26 | 第4章 | 4 | (12) | | ア | | 入札関係書類の承諾 | 入札関係書類の記載内容に対する承諾は第2回入札関係書類に関する質問への回答公表をもってとしていただけませんかでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 10 | 入札説明書 | 28 | 第4章 | 5 | | | | | 予定価格及び入札比較価格 | 提示された入札書比較価格の内訳（設計・建設工事費、運営・維持管理業務委託費）は、あくまで提案の参考となる目安であり、上限を示すものではない（総額が範囲内であれば良い）と理解してよろしいでしょうか。 | それぞれの上限額を意味しています。上限額を超えた場合は、「入札関係書類に示す条件を満たさない入札」として無効となります。 |
| 11 | 入札説明書 | 29 | 第4章 | 7 | (3) | | | | 特別目的会社の設立 | 落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立とありますが、建設期間中は代表企業が責任を負い、運営・維持管理業務業務の協議開始前までにSPCを設立する形に変更できないか。 | 入札説明書のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|----|-----|---|-----|---|-------------------------------------|---|---|
| 12 | 入札説明書 | 29 | 第4章 | 7 | -3 | ア | 特別目的会社の設立 | 運営維持管理業務開始前の特別目的会社の本店所在地を、貴市以外の代表企業等の本社等とすることもお認めいただけないでしょうか。貴市内に本店所在地を設けるための場所が必要なこと、当該場所への特別目的会社宛での郵便物確認等で人員が必要なことから事業費増大に繋がります。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 13 | 入札説明書 | 29 | 第4章 | 7 | (3) | ア | 特別目的会社の設立 | 『運営事業者の本店所在地を、本施設内に設置することを認める』とありますが、無償にて設置させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 入札説明書 | 29 | 第4章 | 7 | (3) | ア | 特別目的会社の設立 | 本店所在地を本施設内に設置する場合、無償にて貸与頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 13の回答をご参照ください。 |
| 15 | 入札説明書 | 29 | 第4章 | 7 | (3) | ア | 特別目的会社の設立 | 「運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地を、本施設内に設置することを認める」とありますが、建設期間中で現場に代理人等が駐在し郵便物等の受取が可能となった段階から本施設内に設置することをお認め頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 16 | 入札説明書 | 31 | 第4章 | 8 | | | 著作権 | 本入札において落札できなかった場合、応募資料はご返却又は廃棄していただき、使用を控えていただけませんか。 | 応募資料は返却しません。 応募資料は、入札に必要な範囲でのみ使用し、公文書として本市の例規に沿って適切な年限保存したのち、廃棄します。 落札者の事業提案等については、協議のうえホームページ等で使用することを想定しています。 |
| 17 | 入札説明書 | 31 | 第4章 | 8 | | | 著作権 | 応募資料の中には、事業者の営業的、技術的な競争力に関わるものも含まれるため、公開されると今後の事業運営に多大なる影響が及びます。従って、それらの資料については、貴市と協議の上、貴市が使用出来る資料からは対象外となるものと理解してよろしいでしょうか。 | No. 16の回答をご参照ください。 |
| 18 | 入札説明書 | 33 | 第5章 | 5 | | | 地元雇用 | 「地元雇用に配慮し」とありますが、雇用形態を問わず、姫路市内に居住する従業員は地元雇用として認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、その履行確認としては、運転免許証等の身分証明書で確認される理解でよろしいでしょうか。 | 前段についてはご理解のとおりです。 なお、本項目については地元雇用への配慮や地元企業の積極的な活用を求めるものですが、事業提案された内容については、事業者と協議の上、履行確認を行います。 |
| 19 | 入札説明書 | 33 | 第5章 | 5 | | | 地元の雇用及び地元企業の活用 | 「事業者は～積極的に地元企業を活用するものとする。」との記載がありますが、地元企業からの関心表明の提出は必要でしょうか。 | 不要です。 |
| 20 | 入札説明書 | 33 | 第5章 | 6 | | | 地域住民との共生 | 公開する操業データは具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。 操業データの中には、事業者の営業的、技術的な競争力に関わるものも含まれるため、公開されると今後の事業運営に多大なる影響が及びます。従って、それらのデータは、貴市と協議の上、公開する操業データの対象外となるものと理解してよろしいでしょうか。 | 前段については、主に公害防止関連や運転データとなります。 後段についてはご理解のとおりです。 |
| 21 | 入札説明書 | 35 | 第8章 | 3 | (1) | | 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 建設工事請負契約の解除条項に加えて、本項に基づく解除も可能と解釈されるのでしょうか。 | 建設工事請負契約書（案）第30条第7項が優先的に適用されます。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|----|----------------|------|-------|------|-------------------------------|--|---|
| 22 | 入札説明書 | | | | 全般 | 「実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書（令和7年12月3日付）」の質問及び回答について、入札公告での公表内容に変更がなく、且つ入札公告後の質問回答で内容が改められていないものについては、有効との理解でよろしいでしょうか。 | 基本契約書（案）の定義集で示すとおり、契約の内容には「実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書（令和7年12月3日付）」は含まれません。 |
| 23 | 入札説明書添付資料 | 5 | 添付資料5 | | 技術革新 | このリスク分担の考え方を基に規定した条文として、運營業務委託契約書（案）第50条（要求水準書及び事業提案書の変更）が該当するとの理解でよろしいでしょうか。他にもありましたら、ご教示頂きたくお願い申し上げます。 | ご質問の第50条は、リスク分担のうち、技術革新に係る部分を契約書の内容として具体化したものです。その他、リスク分担表記載の各種類のリスクを具体化した規定は、各契約書（案）その他の書面中の各該当箇所をご確認ください。 |
| 24 | 入札説明書 | 添付-5 | 添付資料5 | | 添付資料5 リスク分担 共通／第三者賠償 13 | 本リスクの負担者は事業者となっておりますが、原因が事業者にある場合との理解でよろしいでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。ただし、明らかに本市に責があると認められる場合は除きます。 |
| 25 | 入札説明書 | 添付-5 | 共通16 | | リスク分担) 住民対応 | 民間事業者が行う工事に関わる住民反対運動、訴訟について事業者が負担する旨の記載がありますが、要求水準を超える、又は、施工計画・工事実施計画を見直す必要が生じるような住民からの要求やそれに基づく反対運動・訴訟については、貴市の負担（賠償責任・費用負担・工期延伸など）という理解でよろしいでしょうか。（建設工事請負契約書第19条の2第3項による施工計画・工事実施計画の変更の場合、第4項の工期延伸のほか、建設工事費の見直しもしていただけますでしょうか。） | 入札書_添付資料5 リスク分担_住民対応15及び16のとおりです。要求水準若しくは事業提案を超える、又は、建設業務の実施時期の変更を求めるような反対運動・訴訟については事業そのものに関するものに該当するものと考えます。 |
| 26 | 入札説明書添付資料 | 5 | 添付資料5 | 21 | リスク分担 土地の瑕疵 | 21 土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するものに事業者に△副分担（一定程度まで分担する）となっておりますが、「一定程度」について具体的な数値をご教示お願い致します。 | 事業者の責務や入札関係書類で予見できたものなどは事業者負担となります。 |
| 27 | 入札説明書 添付資料5 | 添付-5 | 21 | | リスク分担 | No. 21で「土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの」のリスク分担が事業者△となっておりますが、具体的には「要求水準書 設計・建設業務編 第3章第1節2(4) 土壌汚染状況に対する配慮 ウ特記事項」に定める「受注者負担」とされている内容を指すとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の責務や入札関係書類で予見できたものなどは事業者負担となります。 |
| 28 | 入札説明書 | 添付-5 | 添付資料5 | | 添付資料5 リスク分担 共通／土地の瑕疵 21 | 本リスクについて事業者は副分担とされておりますが、事業者の帰責は考えにくいリスクと思料します。副分担として想定されているリスクはどのようなものかご教示ください。 | No. 26の回答をご参照ください。 |
| 29 | 入札説明書 | 添付-5 | 共通21 | | リスク分担) 土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの | 公告資料、要求水準書等に含まれる内容に基づき合理的に計画し、費用を算出したにも関わらず、上記資料（質疑回答、追加資料を含む）から読み取れない汚染範囲、物質等が受注後に受注者の行う調査で判明し、建設工期、建設費用が増大する場合、工期に関しては、延伸のご協議を頂くとともに、費用は「土地の瑕疵」として別途、建設事業の精算対象として頂けるという理解で宜しいでしょうか。（また副分担△の負担割合に関し、「一定程度」とありますが、具体的な割合をご明示願います。） | 延伸や精算を前提とするものではなく、都度協議となります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------|------------|-------|----|--|--|--|--|--|
| 30 | 入札説明書添付資料 | 添付-5 | 添付資料5 | | | | 添付資料5 リスク分担 共通/物価変動22 | 物価変動22運営前の物価変動について、事業者が副分担（一定程度までは分担する）とあります。一定程度とは建設工事請負契約書（案）第26条の6が適用できるという認識でよろしいでしょうか。また第26条の6はインフレスライド条項を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 | 物価変動については、前段の第6項に限らず、建設工事請負契約書（案）第26条全体が適用されます。また第26条第6項の適用について、入札説明書添付資料6(2)ウ(7)で規定する「本市の工事技術検査室の定める運用基準」は、本市工事技術検査室のHP中のインフレスライド条項のページをご参照ください。 |
| 31 | 入札説明書 | 添付-5, 添付-8 | 共通22 | | | | リスク分担) 物価変動(運営前の物価変動) | 設計、建設工事期間中に物価変動が生じた場合の扱いに関し、令和8年1月付、国土交通省不動産・建設経済局建設業務課が公表する「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第8版)」第15頁(6)「契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議」に記載の通り、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等もご参考資料としてご協議を頂けますでしょうか。(また副分担△の負担割合に関し、「一定程度」とありますが、具体的な割合をご明示願います。) | 協議の参考資料とすることは可とします。改定にあたって用いる指標については、添付資料6(2)ウ(イ)1)に示すとおり、表に掲げる指標を基本とし、実態にそぐわない等の合理的な理由がある場合は事業者提案による指標での協議とするが、公共機関や業界団体が公表する公の資料等、客観性が確認できる指標に限ります。また副分担△の割合については、入札説明書及び工事請負契約第26条に示すとおりです。 |
| 32 | 入札説明書添付資料 | 5 | 添付資料5 | 24 | | | リスク分担 技術革新 | 本市△、事業者○となっておりますが、リスク分担の内容は運營業務委託契約書案第50条(要求水準書及び事業提案書の変更)に記載の内容と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 33 | 入札説明書添付資料 | 添付-5 | 添付資料5 | | | | 添付資料5 リスク分担 共通/不可抗力25 | リスク分担表の事業者欄に△(副分担; 一定程度までは分担する)の記載がありますが、一定程度分担する事象とはどのようなケースを想定しておけばよろしいでしょうか? | 工事請負契約第30条及び運營業務委託契約第55条のとおりです。 |
| 34 | 入札説明書添付資料 | 添付-5 | 添付資料5 | | | | 添付資料5 リスク分担 共通/不可効力25 | 天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるものとありますが、天災地変(地震、台風、洪水、津波その他の自然災害)、火災、爆発、戦争、内乱、暴動、テロ行為、法令の制定改廃又は行政機関の命令・指導、疫病・感染症の流行及びこれに伴う公的機関の措置、ストライキその他の労働争議、大規模なインフラ障害、その他当事者の合理的支配を超える事由を指すと理解してよろしいでしょうか。 | 添付資料5_リスク分担_共通/不可効力_25については、基本契約記載のとおりです。法令の制定改廃、行政機関の命令・指導、ストライキその他の労働争議については該当しません。 |
| 35 | 入札説明書 | 添付-5 | 共通35 | | | | リスク分担) 建設費業過(上記以外(但し、不可抗力に寄る場合は除く。)の工事費の増大 | 公告資料、要求水準書等に含まれる内容に基づき合理的に計画し、費用を算出したにも関わらず、上記資料及び経験値以上の地下水排水が増大した場合(天変地異を含む)、建設事業の精算対象として頂けるという理解で宜しいでしょうか。 | 敷地の特性上地下水の増大については精算対象としません。天変地異による場合、最善の管理を行っていた上での負担については、協議の対象とします。 |
| 36 | 入札説明書添付資料 | 6 | 添付資料5 | | | | リスクの内容 | リスクの内容41「一定範囲内のごみ質変動」とは要求水準書 設計・建設業務編p8 表1.1 計画ごみ質における低質ごみ～高質ごみの範囲内のごみ質変動との理解でよろしいでしょうか。 | 提案内容に関係しますので、協議とします。 |
| 37 | 入札説明書添付資料 | 6 | 添付資料5 | | | | リスクの内容 | リスクの内容42「施設許容量を大幅に超過(増・減)するごみの処理」とは計画処理量47,929t/年に対してどの程度の増減を想定されているかご教示いただけますでしょうか。 | 基本的には計画処理量47,929t/年と想定していますが、災害時等や本市別施設との運転調整等もあるため、協議とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------|------|-------|-----|---|-----|----------------------|---|--|
| 38 | 入札説明書添付資料 | 7 | 添付資料6 | (2) | ウ | (イ) | 改定方法 | 本工事は約5年3か月の長期工事であり、プラント設備工事と土木建築工事それぞれの工事により賃金又は物価の変動幅が異なる可能性があります。よって賃金または物価変動による請負代金額の見直しは、プラント設備工事費と土木建築工事を2区分に分けて、請負代金額の見直しを協議させていただくことは可能でしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 39 | 入札説明書 | 添付-8 | 下表 | | | | (賃金又は物価の変動に基づく対価の改定) | 下表欄の「土木・建築工事費（見積品）」、「土木・建築工事費（見積品以外）の指標に関し、「指標が実態にそぐわない等の合理的な理由がある場合は、事業者提案による指標での協議とするが、公的機関や業界団体等が公表する公の資料等、客観性が確認できる指標に限る」との記載があります。令和8年1月付、国土交通省不動産・建設経済局建設業務課が公表する「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版）」第15頁（6）「契約後に工期や請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合の変更協議」に記載の通り、資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等も、内容により客観性を有する資料としてご認識を頂けますでしょうか。また、対価の算定方法等の詳細協議は、受注者決定後、設計期間中に行われるものと理解して宜しいでしょうか。 | ガイドラインの示す「資材業者の記者発表又は下請業者や資材業者から提出された、現時点及び過去の同種工事における見積書など現時点の資材価格と過去時点の同種工事における資材価格とを比較した資料等」は、協議の際の参考資料とはしますが、同じくガイドラインの示す「公的主体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料」とは別であると考えます。そのため、客観性を有する資料としては取り扱いません。対価の算定方法等の詳細協議についてはご理解のとおり。 |
| 40 | 入札説明書添付資料 | 9 | 添付資料6 | (3) | ア | | 対価の構成及び支払方法 | (3)運営・維持管理業務における対価ア算定方法について、固定費④その他費の維持管理費に保守管理費が含まれますが、保守管理費を固定費③修繕更新費に含めても宜しいでしょうか。 | 入札説明書添付資料のとおりとします。ただし実態にそぐわない等の合理的な理由がある場合は事業者提案による指標で協議します。 |
| 41 | 入札説明書添付資料 | 9 | 添付資料6 | (3) | ア | 注)3 | 計量データ | 計量データとは、ごみ計量機で計量した搬入量（毎月の確定値）とし、単位はt、小数点以下第2位を四捨五入する（10kg 単位まで有効）との記載がございますが、小数点以下第3位を四捨五入すると読み替えてよろしいでしょうか。 | 記載誤りです。小数点以下第3位を四捨五入を正とします。 |
| 42 | 入札説明書添付資料 | 添付-9 | 添付資料6 | (3) | ア | | 算定方法 | 「毎月の支払額は、前年度の9月末までに本市が提示する次年度の見込み量をもとに算出した次年度の見込み額を12で除した値を基本とし、最終3月分の支払において年間実処理量との差分を調整する。」とありますが、年間実処理量は処理対象物搬入量実績という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 43 | 入札説明書添付資料 | 11 | 添付資料6 | (3) | ウ | (イ) | 改定方法 | ■改定に用いる指標について一部提案をさせていただきたいのですが、お認め頂けますでしょうか。入札様式8-14の後に添付してご提出させて頂きたくよろしくお願い致します。 | 原則、入札説明書添付資料のとおりとします。ただし実態にそぐわない等の合理的な理由がある場合は事業者提案を認めます。なお、事業提案への添付は不要です。契約の相手方となった場合の改定方法の協議時にお示しください。 |
| 44 | 入札説明書添付資料 | 11 | 添付資料6 | (3) | ウ | (イ) | 改定方法 | ■改定に用いる指標の固定費Aの用水／下水ですが、上水及び下水に関しては「揖保川第2 工業用水道／単価」に準ずるではなく、貴市の水道、下水道基本料金に準ずると理解してよろしいでしょうか。 | 原則、入札説明書添付資料のとおりとします。ただし実態にそぐわない等の合理的な理由がある場合は事業者提案を認めます。 |
| 45 | 入札説明書添付資料 | 11 | 添付資料6 | (3) | ウ | (イ) | 改定方法 | ■改定に用いる指標の変動費Bの電気及び用水／下水について同上との記載ですが、「企業向けサービス価格指数／参考指数／消費税を除く基本分類指数／総平均」（日本銀行調査統計局）となりますでしょうか。明確にするために、具体的に記載頂けないでしょうか。 | 変動費Bの電気は、固定費Aの電気同様「関西電力／特別高圧電力B／70,000V 供給／基本料金」（関西電力株式会社）の改定に併せて改定となります。また、変動費Bの用水／下水は固定費Aの用水／下水と同様「揖保川第2 工業用水道／単価」の改定に併せて改定となります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|----|-----------|-------|-------|-----|---|-----|------|--------------|--|--|
| 46 | 入札説明書添付資料 | 11 | 添付資料6 | (3) | ウ | (イ) | 4) | 改定方法 | 運営・維持管理業務委託費の改定は、当該年度の9月1日時点に公表されている直近3か月の指数（確定値）の平均値を用いて指数ごとに求め、9月末までに決定するものとする。との記載がございますが、例えば人件費では賞与発生月の賃金は他の月より高額となり、年間の総賃金の平均で判断しないと、適切な改定指標を表さないと考えます。他の事例でも物価改定指標の算出にあたっては直近1年間の平均値が採用されているため算出期間は直近1年間に変更頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 47 | 入札説明書添付資料 | 添付-11 | 添付資料6 | (3) | ウ | (イ) | 4) | 改定方法 | 「当該年度の9月1日時点に公表されている直近3か月の指数（確定値）の平均値を用いて」とありますが、3ヶ月の指数を使用する理由をご教示ください。物価変動は年間を通じて継続する諸事情により発生しており、年間の3ヶ月だけの動きでは季節的な偏りや他の9ヶ月間の変動を対象としないことで、適切に物価変動を反映出来ていないと思料します（事業者としては人員、燃料、薬品等一年を通じて配置・調達を実施）。従って、直近1年間の指数（確定値）の平均値を用いることが適切であると思料します。 | 理由については、入札・契約に関する質疑ではないため回答しません。指数については入札説明書のとおりとします。 |
| 48 | 入札説明書添付資料 | 添付-12 | 添付資料6 | (3) | ウ | | | ■改定に用いる指標 | 本施設では上水も使用します。上水の単価と揖保川第2工業用水道の単価は同一の動きをするという理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は上下水の単価は姫路市の上下水道単価として頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。ただし実態にそぐわない等の合理的な理由がある場合は事業者提案を認めます。 |
| 49 | 入札説明書添付資料 | 12 | 添付資料6 | (3) | ウ | (イ) | 5) | 工業用水 | 工業用水は、揖保川第2工業用水道から供給するとの理解でよろしいでしょうか。用役費を算出するにあたり、工業用水の単価をご提示ください。 | ご理解のとおりです。単価については兵庫県ホームページをご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc02/ea02_000000013.html |
| 50 | 入札説明書添付資料 | 13 | 添付資料6 | (3) | ウ | (ウ) | 1) | 改定方法 | 第1回目の改定では、Xは入札時の費用とし、αにおける前回改定時の指数は令和8年7月1日時点に公表されている直近3か月間の指数（確定値）の平均値とする。との記載がございますが、例えば人件費では賞与発生月の賃金は他の月より高額となり、年間の総賃金の平均で判断しないと、適切な改定指標を表さないと考えます。他の事例でも物価改定指標の算出にあたっては直近1年間の平均値が採用されているため算出期間は直近1年間に変更頂けないでしょうか。 | No. 46の回答をご参照ください。 |
| 51 | 入札説明書添付資料 | 13 | 添付資料6 | (3) | ウ | (ウ) | | 算定式 | 枠内記載の算定式ですが、Y：改定後の合計額（税抜）X：前回改定後の合計額（税抜）に対し※Y/Xが±1.5%を超える場合に改定を行う。との記載がございます。±1.5%を±1.0%に変更頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 52 | 入札説明書添付資料 | 18 | 添付資料7 | (2) | ウ | (ウ) | 1) | 減額等の措置を講じる状態 | 「減額等の措置は、定期モニタリング等の結果、事業契約を満たさないと本市が判断した場合に実施する」とありますが、判断の合理性については、契約当事者間の対等な立場の原則に基づき運営事業者と協議頂けると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、入札関係書類及び提案書の内容が履行されていない場合は減額等の措置対象となります。 |
| 53 | 入札説明書添付資料 | 添付-18 | 添付資料7 | (2) | ウ | (イ) | 2)③ | 財務モニタリング | 事業者が提案する人件費は、当施設で業務に従事する作業員の給与だけではなく本社等の固定費も含まれるため、提示方法については、別途協議とさせていただけないでしょうか。 | 財務モニタリングに際しては、様式第8-11号及び様式第8-12号の計画と実績が比較できる資料もご提出ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------|-------|-------|-----|---|-----|-------------------|--|---|
| 54 | 入札説明書添付資料 | 20 | 添付資料7 | (3) | ア | (イ) | 地元企業への発注金額の達成状況確認 | 運営・維持管理業務に係る地元発注金額について、運営開始年度から5年ごとの発注実績額が提案発注金額を下回った場合は減額されるものとなっておりますが、実際の発注時期が提案時期から変更となることもありえるため、20年間の総額に対して減額措置をご判断頂けないでしょうか。もしくは発注実績額が上回った場合は、上回った額を次年度以降に持ち越すことをご認め頂きたく、宜しくお願い申し上げます。 | 入札説明書のとおりとします。 なお、地元発注計画が変更となる場合は、変更計画をご提出ください。ただし、提案した地元発注金額の20年間の総額に変更はないものとします。 |
| 55 | 入札説明書添付資料 | 20 | 添付資料7 | (3) | ア | (イ) | 地元企業への発注金額の達成状況確認 | 入札説明書(添付20)、運営業務委託契約書(第44条)から判断すると、5年毎の地元企業への発注実績額が提案発注金額を下回った場合、その未達成分をそのまま運営業務委託契約の契約金額から減額するという理解でよろしいでしょうか。 算定式についてご教示お願い致します。 | ご理解のとおりです。 算定式は、未達分＝減額費用となります。 |
| 56 | 入札説明書添付資料 | 20 | 添付資料7 | (3) | ア | (イ) | 地元企業への発注金額の達成状況確認 | 本市は、様式第8-14号に基づき、「運営・維持管理業務に係る地元発注金額達成状況報告書」を毎年度確認するが、令和14年度から令和18年度まで、令和19年度から令和23年度まで、令和24年度から令和28年度まで、令和29年度から令和33年度までの5年間ごとに減額措置の有無を確認する。と記載がございます。 毎年度達成状況を報告致しますが、あくまで5年間分通しての達成状況を確認するという理解でよろしいでしょうか。(単年度での未達があっても5年間の総額が達成していれば良いと考えてよろしいでしょうか。) | No. 55の回答をご参照ください。 |
| 57 | 入札説明書添付資料 | 添付-20 | 添付資料7 | (3) | ア | (イ) | 地元企業への発注金額の達成状況確認 | ・5年間毎に減額措置の有無により減額する合理的な理由をご教示ください。施設整備は施設の状態により、発生時期に変動が生じる可能性がございます。 そのため、5年毎ではなく、事業期間20年間の地元企業への発注金額合計をもって、提案金額の達成可否をご判断いただけないでしょうか。 | No. 54の回答をご参照ください。 |
| 58 | 入札説明書添付資料 | 添付-21 | 添付資料7 | (3) | イ | (イ) | 提案年間発電量の未達に係る措置 | 発電量は、ごみ搬入量とは相関性がなく、ごみ投入・処理量により変動します。また、ごみ質は1回/月で実施される分析結果による低位発熱量よりも、DCSによって算出される年間平均の低位発熱量が、実態の発電量に連動すると思慮します。そのため、当該年度の実動条件は、ごみ投入量及びDCSにより計算された低位発熱量の年間平均値としていただけないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 59 | 入札説明書添付資料 | 21 | 添付資料7 | (3) | イ | (イ) | 提案年間発電量の未達に係る措置 | 本市は、毎年度の年間発電量実績と、様式第7-8号添付資料1で提案した提案発電量を毎年度比較して確認するが、前者が後者を10%超下回った場合は、逆潮流電力相当量が未達と判断し、当該年度の3月分の請求から減額する。 【年間実績発電量<年間提案発電量×90%の場合】 減額金額(円)＝(提案発電量(kWh/年)－実績発電量(kWh/年))×単価(円/kWh) との記載がございますが、 減額金額(円)＝(提案発電量(kWh/年)×90%－実績発電量(kWh/年))×単価(円/kWh)として頂けないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|------------|-------|-------|-----|---|-----|-------------------------------|---|---|
| 60 | 入札説明書添付資料 | 21 | 添付資料7 | (3) | イ | (イ) | 提案年間発電量の未達に係る措置 | 未達が運営事業者の責めに帰すことができない事由に関して、電力会社からの発電設備等の出力の抑制の求めに応じたことによる発電量の減少及び、容量市場参画に伴う出力応答要請に応じたことにより、期中での運転計画の見直しにより発電量の減少については、該当するものとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 61 | 入札説明書添付資料 | 23 | 添付資料8 | (2) | | | 事業者が付保する保険 | 運営・維持管理業務での保険を検討する上で、貴市が本施設の所有者として加入予定の保険種目や内容をご教示いただけますでしょうか。また、実施方針等に関する質問回答書（令和7年12月3日付）では貴市において「全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定」となっておりますが、この予定に変わりはないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 保険種目や内容についてはNo. 381の回答をご参照ください。 |
| 62 | 入札説明書添付資料 | 24 | 添付資料9 | (1) | | | 提出書類の作成要領 | 作業効率向上のため、正本も副本と同様のファイル形式での提出をお認めいただけないでしょうか。 | 入札説明書のとおりとします。 |
| 63 | 入札説明書添付資料 | 24 | 添付資料9 | (1) | | | 提出書類の作成要領 | 提出資料の余白にご指定はあるでしょうか(左右に■mm等)。 | 指定はありませんが、綴じた場合に文字が隠れることの無いよう留意してください。 |
| 64 | 入札説明書添付資料 | 24 | 添付資料9 | (1) | | | 図1 袋綴じの方法(正本) | 正本は図1に示された袋綴じにて作成いたしますが、表紙には事業者名、タイトル(基礎審査に関する提出書類等)、入札参加資格審査結果で通知時に交付された応募者名を明記するとの理解で宜しいでしょうか。 | 正本の表紙は任意としますが、応募者名を記載する場合は、入札参加資格審査結果で通知時に交付された応募者名ではなく、代表企業名を記載してください。 |
| 65 | 入札説明書添付資料9 | 添付-24 | (1) | | | | 図1袋綴じの方法 | 「背表紙(白紙)を糊付け」とありますが、一般的に用いられる製本テープ(白、押印可)を使用してもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 66 | 入札説明書添付資料 | 添付-24 | 添付資料9 | (1) | | | 基礎審査、非価格要素審査及び事業計画に関する書類の作成要領 | 「電子媒体は、指定されたファイル形式で作成し、⑤、⑥、⑧、⑨のそれぞれをDVD-Rに保存したうえで、各1部提出すること。」と記載がありますが、電子媒体で提出する資料は⑤、⑥、⑧、⑩との理解で宜しいでしょうか。 | 記載誤りです。 ⑤、⑥、⑧、⑩を正とします。 |
| 67 | 入札説明書添付資料 | 添付-24 | 添付資料9 | (1) | | | 基礎審査、非価格要素審査及び事業計画に関する書類の作成要領 | 「簡易ファイルに綴じて提出」と記載がありますが、パイプファイルも使用可能でしょうか。 | 可とします。 |
| 68 | 入札説明書添付資料 | 添付-24 | 添付資料9 | (1) | | | 基礎審査、非価格要素審査及び事業計画に関する書類の作成要領 | 正本の表紙は、図2の応募者名を事業者名とすることでよろしいでしょうか。 | No. 64の回答をご参照ください。 |
| 69 | 入札説明書添付資料 | 27 | 添付資料9 | (2) | エ | | 事業対話に関する提出書類 | 正本と副本の違いは、正本は袋とじし代表企業名を明記、副本は左綴じしファイル形式で応募者名にて作成するという理解でよろしいでしょうか。 | No. 64の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----------------|---|--|
| 70 | 入札説明書添付資料 | 添付-27 | 添付資料9 | (2) | オ | | 配置予定技術者設置届 | 配置予定技術者設定届(様式第3-10)について、事業提案書の提出時に基礎審査に関する提出書類、非価格要素審査に関する提出書類、事業計画に関する提出書類とは別に1部持参するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 71 | 入札説明書添付資料 | 添付-28 | 添付資料9 | (2) | キ | | 事業提案書 | 基礎審査時には、要求水準書 設計・建設業務編 P15 (第5節1設計(1)契約設計図書)に記載のア本施設概要説明図書、ウ図面、エその他必要な書類は、提出不要との認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、基礎審査において、提案内容を確認するために別途追加提出を求める場合があります。 |
| 72 | 入札説明書添付資料 | 28 | 添付資料9 | (2) | キ | (ア) | 基礎審査に関する提出書類 | 様式第6-4号、第6-5号の電子媒体での提出がPDFとなっておりますが、excelでの提出は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 73 | 入札説明書添付資料 | 28 | 添付資料9 | (2) | キ | (ア) | 基礎審査に関する提出書類 | 基礎審査に関する提出書類は、様式6-1号~6-5号とのご指示ですが、物質収支や設計計算書等の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、基礎審査において、提案内容を確認するために別途追加提出を求める場合があります。 |
| 74 | 入札説明書添付資料 | 28 | 添付資料9 | (2) | キ | (ア) | 基礎審査に関する提出書類 | 正本と副本の違いは、正本は袋とじし代表企業名を明記、副本は左綴じしファイル形式で応募者名にて作成するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 75 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素審査に関する提出書類 | 正本と副本の違いは、正本は袋とじし代表企業名を明記、副本は左綴じしファイル形式で応募者名にて作成するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 76 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素に関する提出書類 | 各様式に記載されている添付資料にページ数の制限はないものと理解してよろしいでしょうか。 | 記載がないものについて制限はありません。 |
| 77 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素に関する提出書類 | 各様式に記載されている添付資料については、表に記載の順に並べて提出する理解でよろしいでしょうか。若しくは、添付資料については様式7-17号以降に纏めて添付するのでしょうか。 | 表に掲載した順に並べて提出してください。 |
| 78 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素に関する提出書類 | 様式7-2号 添付資料2 各階平面図については、焼却炉棟の他に附属棟(管理棟、計量棟)などの図面についても必要に応じて提出するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 79 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素に関する提出書類 | 様式7-2号 添付資料2 各階平面図については、必要に応じて断面図も提出することよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 80 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素に関する提出書類 | 第7-10号添付資料1 パース図について、方向・角度・枚数等については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 81 | 入札説明書添付資料 | 29 | 添付資料9 | (2) | キ | (イ) | 非価格要素に関する提出書類 | 第7-10号 添付資料2立面図(2方向)について、南北方向、東西方向のそれぞれ代表的な立面を添付する事でよろしいでしょうか。 | 提案によります。 |
| 82 | 入札説明書添付資料 | 31 | 添付資料9 | (3) | (ク) | | 記載要領 | 「副本における次の各書類には、書類の右下に入札参加資格審査後に本市が交付する応募者名を記入すること。」とありますが、基礎審査に関する提出書類は含まれておりません。基礎審査に関する提出書類への応募者名の記入は不要との理解でよろしいでしょうか。また、各書類の正本へも応募者名を記入してもよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者名を記載してください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|----|-------------------|-------|-------|-----|-----|---|------|--|---|---|
| 83 | 入札説明書添付資料 | 31 | 添付資料9 | (3) | (ク) | | 記載要領 | 「副本における～本市が交付する応募者名を記載する」との記載がありますが、正本において、提案書内に記載する会社名については、正式名称で本文内に記載すると長くなってしまうことも考慮し、ヘッダー等で例のような読替表等を付記する形式で対応させていただいてもよろしいでしょうか。（例：代表企業 XXXX株式会社、協力企業A XX建設株式会社） | 可とします | |
| 84 | 入札説明書添付資料 | 添付-31 | 添付資料9 | (3) | (ク) | | 記載要領 | 「副本における次の各書類には、書類の右下に入札参加資格審査後に本市が交付する応募者名を記入」とありますが、正本も同様に応募者名の記入をしても差し支えないでしょうか。 | No. 82の回答をご参照ください。 | |
| 85 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ③ | 全体計画 | 本施設の受付時間は、委託・許可業者は24時間、一般持ち込みは9時から17時までとありますが、12～13時は昼休憩という認識でよろしいでしょうか。 | 昼休憩等による受付停止時間は想定していません。 |
| 86 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑦ | 全体計画 | 耐震基準として焼却炉棟 建築設備 甲種とありますが、これは設備機器の雪渓強度についてのみの規制で、ライフラインの二重化等は対象外と考えてよいでしょうか。 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるのであれば対象外です。 |
| 87 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 2 | 第1章 | 第2節 | 5 | | | 敷地 | 事業用地は、要求水準書添付資料01「事業実施区域」とありますが、本事業実施区域及び本資料に着色にて示されている各地域、区域範囲を明確に特定できる資料（各協会からの距離など、制限範囲が判る数値等）をご提示ください。 また、本事業計画の大前提となる事業実施区域（敷地範囲）に関しては、CADデータまたは敷地の座標データ等にてご提示いただくことを要望します。 | 各境界からの距離などの詳細な位置については、各許認可者にご確認ください。CAD図はありません。現況位置図に関する座標データ「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」において作成するため、作成出来しだい、受注者に提供します。 |
| 88 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ③ | 全体計画 (施設の受付時間) | 施設の受付時間が示されておりますが、大研修室等、市民が利用する施設の開放日（休業日）、開放時間について、ご教示ください。 | 利用形態等についてはまだ決定していません。事業者決定後に協議の上決定しますが、午後9時頃までの夜間利用を想定しています。 |
| 89 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 2 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑥ | 全体計画 (多目的広場) | 多目的広場は、災害時以外は市民へ開放するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、開放日や時間についてご教示ください。 | 開放日や開放時間等も含めて提案とします。提案にあたっては、利用方法や利用者の利便性等も考慮してください。 |
| 90 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑨ | 全体計画 | 姫路市ハザードマップによると高潮（0.5～3.0m未満）の影響が想定されるとありますが、高潮（0.5～3.0m未満）は要求水準書添付資料10現況測量図に記載の盛土基準点3,213を基準とする高さとの理解で良いでしょうか。 | 「添付資料10現況測量図」における盛土基準点については、第3章第1節4（1）イ①で示す「現況地盤に対し、0.5m程度の嵩上げ」における現況地盤の基準を示すものです。姫路市ハザードマップとは関係ありません。 |
| 91 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑨ | 全体計画 | 浸水対策は焼却炉棟を対象として行い、その他建屋に対しては事業者提案との理解で良いでしょうか。 | その他建屋についても対象としてください。 |
| 92 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑫ | 全体計画 | 液状化対策について、以下ご教示ください。 側方流動の検討にあたっては、設計および施工方法が実状並びに会計検査等にも耐えうる根拠とする為、「道路橋示方書・同解説（国土交通省・日本道路協会）」を準拠図書として計画するものと考えてよろしいでしょうか。 | 液状化対策（側方流動を含む。）に関しては、要求水準書に記載の情報をもとに対策を提案してください。契約設計図書において、提案時に想定した基礎工法に関わる設計書を提出してください。そのうえで、記載の準拠図書による提案を妨げるものではないと考えています。詳細については設計協議にて決定します。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------|---|-----|-----|---|---|---|---------------|--|---|
| 93 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑫ | 全体計画 | 「道路橋示方書・同解説（国土交通省・日本道路協会）」によると、「臨海部において、背後地盤と前面の水底との高低差が5m以上ある護岸によって形成された水際線から100m以内の範囲にある地盤」が側方流動の検討対象となっています。今回隣接する、護岸の高さが5m以上となっているかお示し頂けないでしょうか。 | 現地見学会でご確認ください。 |
| 94 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑫ | 全体計画 | 「道路橋示方書・同解説（国土交通省・日本道路協会）」によると、「臨海部において、背後地盤と前面の水底との高低差が5m以上ある護岸によって形成された水際線から100m以内の範囲にある地盤」が側方流動の検討対象となっています。側方流動の検討範囲は、水際線から100m以内の範囲と考えて宜しいでしょうか。 | No. 92の回答をご参照ください。 |
| 95 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑫ | 全体計画 | 「道路橋示方書・同解説（国土交通省・日本道路協会）」に準拠すると仮定した場合、水際線から100m以上の範囲は側方流動の対象外となります。その場合、水際線から100mを超える範囲の建築物および搬入動線等に対する「十分な液状化対策」の条件を御示し頂けないでしょうか。 例えば、搬入動線等に関し「再現期間50年程度を想定した検討加速度200galにおいて全層FL値1以上、再現期間500年程度を想定した350galにおいてDcy5cm 以下もしくはPL5以下」等を目標とした対策を行う場合、深部までの地盤改良工事が必要になり大幅なコスト増になると想定されます。もしくはそこまでの性能目標値を設定せず、表層から2m程度についてセメント系固化材にて表層改良を行うことで地震時の液状化による地表面の液状化による変状抑制を行うことで周辺道路以上の性能を確保し、再現期間500年程度の大地震により搬入動線に支障が生じた際は、速やかに段差部分の仮設復旧を行う計画としても宜しいでしょうか。 | 前段については、No. 92の回答をご参照ください。 後段については、提案によります。 |
| 96 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ⑫ | 全体計画 液状化対策 | 左記を検討するに当り、当該敷地東側の岸壁への影響も考慮したいと考えています。詳細な形状がわかる図面等を貴市で所有しているのであれば提示していただけないでしょうか。 | 保有していないため、現地見学会でご確認ください。 |
| 97 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 2節 | 6 | ア | ⑫ | 基本方針 | 「十分な液状化対策（側方流動を含む。）を行うこと」とありますが、側方流動は当該敷地を超える広域の地盤性状等に関係するため多くの情報を必要とします。本業務において、敷地外の地盤調査等（隣地既存建物の液状化対応含む）を行うには公・民の別なく対象とする必要があり、関係者との調整は発注者様のご協力を得られると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 また、No. 92～No. 96の回答もご参照ください。 |
| 98 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 2節 | 6 | ア | ⑫ | 基本方針 | 「十分な液状化対策（側方流動を含む。）を行うこと」とありますが、現状ご提示頂いている資料では、側方流動の検討を行う事、影響を予測する事ができません。受注後に側方流動の解析に必要な地盤調査を行った上で、対策について検討する事となります。その為、費用や工程については受注後に別途協議させて頂けると考えてよろしいでしょうか。 | 液状化対策（側方流動を含む。）に関しては、入札関係書類に記載の情報をもとに対策を提案してください。契約設計図書において、提案時に想定した基礎工法に関わる設計書を提出してください。そのうえで、対策について設計図書から大幅に変更する必要が生じた場合は、協議に応じるものとします。 |
| 99 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 2節 | 6 | ア | ⑬ | 全体計画 | 「建設地入り口から計量棟までの待機長は1時間当たり最大27台分の待機長を確保」とありますが、これは計量棟での受付・処理時間を含めて1時間に最大27台を処理出来ればよい(27台並ぶ待機スペースは必要ない)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|---|-----|-----|---|-----|----------|---|--|--|
| 100 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ㊫ | 地質調査及び検討 | 本事業の設計・建設業務期間と「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」の工事期間に重複がありますが、本事業の工期遵守のために契約締結後速やかに現地地質調査を実施できるように、貴市及び解体撤去工事受注者様と工程調整協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 施工手順の変更は不可ですが、可能な限り解体撤去工事受注者と工程を調整します。 | |
| 101 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ㊫ | 液状化対策 | 「また、本敷地は液状化可能性指数（PL）が15超（極めて高い）に該当することから、建築物及び特に廃棄物処理継続に必要な範囲（搬出入道路等）について、十分な液状化対策（側方流動を含む。）を行うこと。」とありますが、要求水準書添付資料02「土質調査結果」の室内試験結果を確認した所、単位体積重量に関しては全層データが見当たりませんでした。液状化対策計画に大きく影響するため、追加調査による資料提示を希望します。 もし追加調査が困難な場合は、各社公平性を担保するために以下の条件（案）にて計画を進め、契約後の地質調査結果に大きな乖離があった場合はご協議としていただけないでしょうか。 埋土層（B）：17.0kN/m ³ 沖積砂質土層（As）：18.0kN/m ³ 沖積粘性土層（Ac）：17.5kN/m ³ 洪積砂礫層（Dg）：21.0kN/m ³ ※「日本建築学会／建築基礎のための地盤改良設計指針」を参考に条件（案）を検討しました。 | 前段については、本市による追加調査は予定していません。 後段については、検討条件は事業者で設定してください。 | |
| 102 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ㊫ | 液状化について | 「本敷地は液状化可能性指数（PL）が15超に該当する」とありますが、現在提示されている地盤調査資料（要求水準書添付資料2）からではその判定確認が困難なため、その根拠資料をご提示ください。 また、要求水準書添付資料2の土質調査資料は破碎機棟を建設する際の資料と思われませんが、焼却炉棟の建設時の土質調査資料についてご提示いただけないでしょうか。 | 本市ではこれ以上の資料を保有していません。必要に応じて事業者で追加調査してください。 |
| 103 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ㊫ | 土質調査結果 | 「なお、旧施設の建設時に判明している地質の状況については、要求水準書添付資料02「土質調査結果」を参照すること。」とありますが、地質調査結果と現地状況に著しい差異がある場合は、工期や費用負担に関して別途協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 著しい差異がある場合には別途協議とします。 |
| 104 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 3 | 第1章 | 第2節 | 6 | ア | ㊬ | 全体計画 | 「見学者は、最大180人（30人×6クラス）が見学できるよう研修室や見学ルートを計画することとする。」と記載がありますが、P146の研修室では120人（30人×4室）と記載があります。120人を超える見学者（最大人数180人）に対応をする場合は③大研修室を併用する計画との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 105 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (2) | | 都市計画事項 | 日影規制について記載がありませんが、工業専用地域内であり、指定なしとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 106 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (2) | ク | 緑化基準（建築物） | 建築物の緑化について「環境の保全と創造に関する条例」では「太陽電池を設置した場合、その設置面積の2分の1を緑地面積に算入できます。」とありますが、太陽光パネルの採用については事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|---|-----|-----|---|-----|------|------------|--|--|
| 107 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (2) | ク | 緑化基準（建築物） | 「屋上面積の20%以上」について、「環境の保全と創造に関する条例」に記載の通り、屋上とは屋根の出入り可能及び利用が可能な部かつ建築物の管理に必要な施設部分の面積を除いた部分と理解してよろしいでしょうか。条例に対する上乘せの要求があればご教示願います。 | 前段についてはご理解のとおりです。ただし、詳細な内容については、許認可者との協議によります。後段の条例に対する上乘せの要求はありません。 |
| 108 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (2) | ク | 緑化基準（建築物） | 「環境の保全と創造に関する条例」における緑地に関する要求事項について、県あるいは市の窓口に確認を行ってよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 109 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (1) | イ① | 気象条件 気温 | 気温最高38度最低-6.9度の記載は空調設備設計条件として取り扱うのか、建築設備設計基準（公共建築協会）に記載された内容に準じてよいのかご教示ください。気象条件において、気温は「最高38.0℃（令和2年（2020年）、最低-6.9℃（令和3年（2021年）」と記載されていますが、空調・換気設計条件としては、建築設備設計基準（国土交通省）の設計用屋外条件で本施設最寄りの地点となる神戸の設計条件を採用してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 110 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 5 | 第1章 | 第2節 | 8 | (2) | | 都市計画事項 | 本敷地は宅地造成規制区域に該当しますが、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請等の手引（姫路市）に基づき、公共施設用地で行う工事（法第2条第1号）（政令第2条）（省令第1条各号）で、「・国または地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、・・・」に該当するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る申請は不要と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 111 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | | 雨水 | 雨水は、本工事で新たに雨水排水設備を設置し、海洋又は道路側溝へ放流することとありますが、具体的な雨水の放流先や流出抑制に関して事業者より姫路市下水道課、県土木事務所へ確認してもよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 112 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | | 雨水 | 取り合い位置、取り合い方法、放流先の能力、制約条件（ある場合）について、ご教示ください。 | 要求水準書添付資料07「解体計画図、事前解体完了時状況図」雨水排水計画縦断図（1）を参照し、事業者で検討してください。 |
| 113 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (1) | | 電力 | 関西電力の『系統アクセス検討に関する通達(10次改正)』に、受電電圧・供給電圧ともに契約電力10,000kW未満の場合においては22kVまたは33kVになる旨、記載があります。77kVで受電できるものとして計画してよろしいでしょうか。 | 77kV1回線で計画してください。ただし、系統連系の申込時において22kV1回線に変更する可能性があります。 |
| 114 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | | 雨水 | 「・・・海洋又は道路側溝へ放流すること。」とありますが、要求水準書添付資料04「各種取合点」からは海洋側の放流点及び放流柵等の深さ・大きさが読み取れませんでした。深さ・大きさが分かる情報をご提示いただけないでしょうか。 | No. 112の回答をご参照ください。 |
| 115 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | | 雨水 | 「・・・海洋又は道路側溝へ放流すること。」とありますが、要求水準書添付資料04「各種取合点」からは道路側溝の放流点及び放流柵等の深さ・大きさが読み取れませんでしたので、それらが確認できる情報をご提示いただけないでしょうか。 | 要求水準書添付資料07「解体計画図、事前解体完了時状況図」道路側溝【参考図】をご参照してください。深さについては、堆積物があり確認できておりません。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|---|-----|-----|---|-----|---------|---|---|
| 116 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | 雨水 | 雨水排水の計画のため、既存道路側溝の許容雨水量・流出先をご教示ください。 | 許容雨水量は要求水準書添付資料07_解体計画図、事前解体完了時状況図_07の道路側溝【参考図】より検討してください。流出先は海洋側と想定されます。 |
| 117 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | 雨水 | 本事業において、雨水流出抑制施設の整備は実施段階に事業者が許認可権者と協議して要否判断するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 118 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | 雨水 | 「雨水は、本工事で新たに雨水排水設備を設置し、海洋又は道路側溝へ放流すること」とありますが、現既存敷地の雨水排水の最終場外放流箇所について、その位置、最終取合い会所深さ等をご教示ください。 | No. 112の回答をご参照ください。 |
| 119 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (4) | 雨水 | 「雨水は、本工事で新たに雨水排水設備を設置し、海洋又は道路側溝へ放流する」とありますが、雨水流出抑制施設の要否等について許認可権者と事前に協議させて頂いてよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。 ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 120 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (7) | インターネット | 「庁内ネットワークも併せて構築するものとする。」とありますが、配線工事までは事業者所掌、通信会社との契約については貴市所掌という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 121 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 6 | 第1章 | 第2節 | 9 | (7) | インターネット | 庁内ネットワークの構築において、LAN配線や通信機器を設置するにあたり、専用配管を設けるといった上乗せの要求はないという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書記載の配線が別途工事として配線できるよう専用配管を設けてください。 |
| 122 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 7 | 第1章 | 第2節 | 9 | (8) | 工業用水 | 工業用水に関し、令和9年度中に完了検査を実施する予定とありますが、令和9年度内に循環型社会形成推進交付金等の対象工事の出来高検査を行う必要があるため、令和9年度中の工事に用水が必要な場合は、事業者にて仮設等で手配する必要があるという認識でよろしいでしょうか。 また、令和10年度以降の工事では、本工業用水を使用可能との認識でよろしいでしょうか。 | 前段については、工事に用水が必要な場合は事業者で手配してください。 後段については施工中の工業用水の利用はできません。試運転からの使用を想定しています。 |
| 123 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 8 | 第1章 | 第3節 | 1 | | 処理能力 | 運営期間の各年度の計画ごみ処理量をご提示頂けないでしょうか。 | 計画ごみ処理量は令和14年度までしか提示できません。 |
| 124 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 8 | 第1章 | 第3節 | 1 | | 処理能力 | 計画ごみ処理量は、47,929t/年は助燃材、動物の死骸の両方を含んだものと理解してよろしいでしょうか？ | 計画ごみ処理量に助燃剤は含みますが、動物の死骸は含みません。 |
| 125 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 8 | 第1章 | 第3節 | 2 | | 計画ごみ質 | 表1.1 計画ごみ質は、助燃剤を含んだごみ質という理解でよろしいでしょうか。含んでいない場合は、含んだごみ質もしくは助燃剤の性状（低位発熱量、三成分、単位体積重量、元素組成等）をご教示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 126 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 8 | 第1章 | 第3節 | 2 | | 計画ごみ質 | 表1.1における「計画ごみ質」について、処理対象物の助燃剤及び動物の死骸も含まれた数値と理解してよろしいでしょうか。 | 助燃剤は含みますが、動物の死骸は含みません。 |
| 127 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 8 | 第1章 | 第3節 | 2 | | 計画ごみ質 | 表1.1 計画ごみ質には助燃剤を含み、動物の死骸は含まないごみ質との理解でよろしいでしょうか。 | No. 126の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|----|-----|-----|---|------|-----------------------|--|----|
| 128 | 要求水準書 設計・建設業務編 | | 第1章 | 第3節 | 2 | ア | 計画ごみ質 助燃剤 | 助燃剤の有効利用のために、低位発熱量、性状(三成分と元素組成)、搬入車両、搬入形態をご提示いただけますでしょうか。 助燃剤の性状は含水率70%以下になります。それ以外のデータは保有していません。 また、搬入車両は天蓋付き4tダンプ車、搬入形態は有姿です。 | |
| 129 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 9 | 第1章 | 第3節 | 3 | 表1.2 | 搬入出車両の種類 ／搬入車 | 収集車両(委託業者、許可業者等)の2tパッカー車、4tパッカー車、4tアームロール車、2tダンプ車、3tダンプ車、4tダンプ車、10tダンプ車(天蓋付ダンプ車、中継車両、災害廃棄物運搬車両のそれぞれ)で想定されるそれぞれの全長・全幅・車高・ホイールベース・最小回転半径等の寸法をご教示願います。 現時点で最大車両と想定する10tダンプ車の諸元は、全長924cm、全幅250cm、全高333cmです。ホイールベース・最小回転半径は、車種によるため、一般的なもので想定してください。10tダンプ車以外の車両については、一般的な車両諸元で想定してください。いずれも、今後車両を更新する可能性もありますので、現時点での車両としてください。 | |
| 130 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 9 | 第1章 | 第3節 | 3 | | ごみの搬入搬出車両 | 本施設計画、道路計画の前提条件となる搬入、搬出各車両の最大車両の車両諸元数値についてご教示ください。 収集車両についてはNo.129の回答をご参照ください。 その他運営に必要となる車両については事業者で想定してください。 | |
| 131 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 9 | 第1章 | 第3節 | 3 | | 搬入車両サイズ | 動線計画を行うため、搬入、搬出車両の最大サイズ(全長・全幅・車高・ホイールベース・最小回転半径)をご教示いただけますでしょうか。 No.130の回答をご参照ください。 | |
| 132 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 9 | 第1章 | 第3節 | 3 | | 動物搬入車両サイズ | 動物搬入車の最大サイズは軽トラサイズとして計画してよいでしょうか。 現状は軽トラですが、委託事業者の使用車両までは限定できません。2tダンプ程度までは想定してください。 | |
| 133 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (2) | 基本設計 | 基本設計図書は契約設計図書をもとに、作成するとありますが、ア～エについては、変更がない場合は契約設計図書と同一の資料でもよろしいでしょうか。 基本設計図書を作成する上での目的が達成できているのであれば可とします。 | |
| 134 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (2) | 基本設計 | 市の要望、要求水準書に記載無き事項等、明らかに追加変更事項については、契約金額増額等の協議、手続きをお願いします。 要求水準書に記載無き事項であっても、明らかに必要となる事項については契約金額増額等の協議の対象とはなりません。 | |
| 135 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 15 | 第1章 | 第5節 | 1 | (2) | 基本設計 | 指定する期日とは受注後の協議にて決定されると理解してよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。 | |
| 136 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 16 | 第1章 | 第5節 | 1 | (4) | イ 実施設計に当たって参考とする図書 | 参考とする図書の最新版とは入札時点の最新版に基づき設計します。 許認可関係で問題がなければ、ご理解のとおりです。 | |
| 137 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 18 | 第1章 | 第5節 | 1 | (6) | ア 実施設計の変更 | 「建設事業者が提出した契約設計図書及び基本設計図書の内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本市の指示により変更する場合はこの限りではない。」とありますが、要求水準書からの変更になる場合は契約金額の増額等の手続きは行われるものと考えてよろしいでしょうか。 変更の程度や協議によります。 | |
| 138 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 18 | 第1章 | 第5節 | 1 | (7) | ア 標準仕様 | []書きで仕様が示されているものについては、同等品や同等以上の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本市が妥当と判断した場合に変更を可とする。と記載されています。 各機器の材質について、記載されている内容はJIS規格が多いですが(例 SS400、SUS310/304/316等)、海外調達における海外規格や腐食性・摩耗性に優れたメーカー独自の材料など、同等以上と考えるものを提案して宜しいでしょうか。 第1章第6節1において、海外調達材料及び機器等を使用する場合には、原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器などとして定めること等を定めていますので、要求水準書を遵守したうえで提案してください。 | |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-----------------|----|-----|-----|-----------|-----|------|-------------------------|--|--|
| 139 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 20 | 第1章 | 第5節 | 2建設 工事 | (2) | イ | 現場管理 | 「①現場代理人及び副現場代理人は、工事を管理すること。現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。」との記載がありますが、副現場代理人に関し、資格を有することに関して、不問と考えてよろしいでしょうか。 | 特に資格を設けていませんが、できる限り現場代理人と同等の能力があると認められる者を配置してください。 |
| 140 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | イ | 現場管理 | 監理技術者の配置について、構成企業の中から土建工事・プラント工事のそれぞれの該当現地工事期間に別々に配置するものとし、プラント機器の製作期間は専任不要との理解でよろしいでしょうか。 | 監理技術者の配置については、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」に応じて配置してください。 |
| 141 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | イ | 現場管理 | 現場代理人の配置について、現地工事序盤は建設事業者のうち主に土木・建築工事を担当する企業から選任することが適任と考えますが、その後、プラント工事着工以降はプラント工事を担当する企業から選任するという、工事進捗に合わせた配置が可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、現場代理人は工事現場に常駐し、運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者のため、その行使に支障のないようにしてください。 また、直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の職員としてください。 |
| 142 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | オ | 設計変更 | 変更の理由、程度に応じてコスト、納期等ご相談させて頂けるものとしてします。 | 質疑ではないので回答しません。 |
| 143 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 20 | 第1章 | 第5節 | 2 | (2) | カ | 工事着手について | 実施方針の質問回答書において「工事着手とは、本施設に係る循環型社会形成推進交付金対象等の対象工事等(仮設工事等を除く現場施工)を指します。」とご回答頂きましたが、焼却炉棟又は計量棟のどちらか早い方の杭工事着工と理解してよろしいでしょうか。 | 対象工事は、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び循環型社会形成推進交付金交付取扱要領におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付対象設備とそれにかかる建築物の工事を指します。 |
| 144 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 20 | 第1章 | 第5節 | 2建設 工事 | (2) | カ | 工事着手 | 「工事着手とは、本施設に係る循環型社会形成推進交付金等の検査対象工事(仮設工事等を除く現場施工)への着手を示す」の記載がございますが、具体的に、どの建物・どの部分が対象となるのか、ご教示願います。 | No. 143の回答をご参照ください。 |
| 145 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (4) | イ | 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者 | 「運営事業者は、工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任」とありますが、運営事業者であるSPCが業務委託する企業から選任することも可との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 146 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (4) | イ | 施工管理 | 工事開始前に選任する電気及びボイラー・タービン主任技術者は、建設工事期間中のため建設事業者からの選任は可能でしょうか。認められない場合、要求仕様による運営事業期間前の建設工事時に必要となる有資格者の選任のため、建設工事期間における労務発生となり、その期間の労務対価は貴市から運営事業者に対して支払われる必要があるものと理解します。貴市からの運営事業者への支払い方法と、併せて様式8-11号の事業収支表での本費用計上方法をご教示願います。 | 前段のご質問については、要求水準書のとおりとします。 後段のご質問については、設計・建設工事費に計上してください。 |
| 147 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | 負担金 | 『系統連系にかかる工事負担金の2億円(税別)を入札額に見込むこと』とありますが、本工事負担金は様式第5号-3のどの年度のどの工種に織込めばよろしいでしょうか。 | 修正する様式をご参照ください。 |
| 148 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | 負担金 | 系統連系等に関する一切の費用については、建設事業者の負担とする。なお、系統連系に係る工事負担金の2億円(税別)を入札額に見込むこととありますが、2億円を超える場合は貴市にて精算頂けるとの認識でよろしいでしょうか。系統連系に係る工事負担金の金額は事業者には判断できないため、確認させて頂きたい次第です。 | 精算とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|----|-----|-----|---|-----|---|----------|---|---|
| 149 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 21 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物 | 事業費等に関する調査に係る質問書に対する回答書にて送付頂いた、追加資料07「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事発注関連資料」において、「地下工作物... 躯体に水抜き穴を設置するなど、地下工作物を存置するに当たって、必要な対策を実施する」とありますが、当方で地下構造物（ピット）の浮き上がりバランスを検討した結果、水抜き穴が不要である事が確認できております。地下構造物が満水状態であると、工事遅延のリスクがある事から、水抜き穴を設置しない方針で再検討頂くことは可能でしょうか。 | 原則、要求水準書のとおりとします。 ただし、解体撤去工事の工程により可能である場合は、解体撤去工事受注者と協議します。 |
| 150 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物 | 本事業において解体撤去する残存工作物において、特別管理産業廃棄物（廃油・PCB等）はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 151 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物 | 「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」において、兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」第57条に掛かる特定工作物解体等工事の実施の届出を提出されていると拝察しますが、本事業においても本届出を提出する必要があると考えるため、提出されている場合は届出資料一式をご提示いただけないでしょうか。 | 事業契約締結後に提供できる資料は提供します。 |
| 152 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | オ | 残存工作物 | 「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」において、解体撤去工事受注者様が解体工事のために地質調査を実施している場合は調査結果をご提示いただけないでしょうか。 | 解体撤去工事受注者で地質調査は実施しておりません。 |
| 153 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | カ | 地中障害物 | 「要求水準書添付資料07「解体計画図、事前解体完了時状況図」で示している残存工作物・地中障害物が確認された場合は、事業者の負担において適切に処分する。また、予期せぬ大規模な地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。」とありますが、協議内容は工期と費用負担に係る内容との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 154 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 22 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | キ | 建設発生土の処分 | 「土の移動に関しては土壌汚染対策法を順守して」とありますが、計画にあたり許認可権者と事前に協議させて頂いてよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。 ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 155 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 23 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | コ | 掘削工事 | 添付資料02「土質調査結果」を地盤条件と考え、予期せぬ障害物が確認された場合は費用の増加および工期の見直し共に協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 | No. 103の回答をご参照ください。 |
| 156 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 23 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | コ | 掘削工事 | 「地盤面から支持層まで 削岩機仕様の掘削機等を使用すること。」とありますが、要求水準書添付資料02「土質調査結果」のP. 10によると埋土層（B）内に“鋼サイ塊やコンクリート塊等”が確認されており、削岩機はこの部分を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 | 現在把握できている地質については、要求水準書添付資料02「土質調査結果」の通りです。予定地については、埋立地であり、地中の施工時に障害物が埋設されている可能性があります。そのため、杭の掘削については地中障害物に対して対応できる工法を採用してください。 |
| 157 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 23 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | コ | 掘削工事 | 「実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書（令和7年12月3日付）No. 95」にて「過去の地盤調査の結果、地中に多数の石及び硬質な層が確認されています」とありますが、要求水準書添付資料02「土質調査結果」から「硬質な層」が明記されていないため、どの部分を指すのか具体的にご提示いただけないでしょうか。 | No. 156の回答をご参照ください。 |
| 158 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 24 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | セ | 工事中の排水 | ⑧「本工事から生じる排水は、仮設沈砂池又は濁水処理プラントで処理した後に排水」とありますが下水放流または雨水放流可能との理解でよろしいでしょうか。 | 排水の種類によります。 事業者の責任で選定してください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|----|-----|-----|----------|-----|------|-------------------------------------|---|---|
| 159 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 24 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | セ | 工事中の排水 | 「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」における雨水排水処理方法（海洋又は道路側溝などの排水先・雨水処理対策有無など）をご教示いただけないでしょうか。 | 雨水排水について、雨水が泥水となっている場合は、泥を処理したのちに既存の雨水放流管より放流しています。 |
| 160 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 24 | 第1章 | 第5節 | 2 | (5) | セ | 工事中の生活排水 | 工事中の生活排水は、下水道放流出可能との理解でよろしいでしょうか。 | 下水道管理者との協議によります。 |
| 161 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 24 | 第1章 | 第6節 | 1 | (4) | | 使用材料規格 | 「検査立会を要する機器・材料は、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できることとし、その証明ができる書類を提出することとする。」とありますが、海外製を採用する場合、リモート検査は可能でしょうか。リモート検査ができない場合、立会検査に必要な費用を事業者が負担することで、海外工場でも検査を実施できるものとの理解でよろしいでしょうか。 | 検査は立ち合いを基本としますが、状況によりリモート検査も検討します。海外工場での検査も必要に応じて実施しますが、その場合において監督員等の検査に必要な経費は本市が負担します。 |
| 162 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 26 | 第1章 | 第8節 | 1 | (1) | | 引渡性能試験条件 | オ 引渡し後に行う引渡し性能試験は、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施するとありますが、引渡し後に行う引渡し性能試験とは、(4)90日以上連続運転、表1.9(3/4)11 蒸気復水器の2つとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、詳細については性能試験要領書において協議します。 |
| 163 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 27 | 第1章 | 第8節 | 1 | (3) | | 予備性能試験 | 予備性能試験の試験日数は、特にご指定がないため、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 164 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 28 | 第1章 | 第8節 | 2 | (2) | | 表1.9 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法 (1/4) | 2. 連続運転性能の項目で、保証値である「90日以上連続運転/炉」の確認方法は、運転日報や月報などでの報告をもって確認することとよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、詳細については性能試験要領書において協議します。 |
| 165 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 29 | 第1章 | 第8節 | 2 | (2) | 表1.9 | エネルギー回収型廃棄物処理施設の引渡性能試験方法 4 焼却灰/熱灼減量 | 表1.9(2/4) 4 焼却灰熱灼減量 (1) サンプルング場所において、焼却灰押出装置入口と焼却灰押出装置出口以降の2か所が示されておりますが、押出装置出口以降の場合は、結晶水を影響を受け、本来の数値よりも高く出ることがあるため、入口のみでも可と頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。なお、詳細については、実施設計時において協議することとします。 |
| 166 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 29 | 第1章 | 第8節 | 2 | (2) | | 熱灼減量 | サンプルング場所が焼却灰押出装置入口と出口以降の2箇所になっておりますが、焼却灰押出装置出口以降の測定結果は、水和物の影響があるため参考値とし、入口の測定結果で判定いただけないでしょうか。 | No. 165の回答をご参照ください。 |
| 167 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 32 | 第1章 | 第9節 | 1契約不適合責任 | (2) | イ | 建築工事関係 | 「建築工事関係の契約不適合責任期間は、本施設引渡しの日から3年間とする。」の記載がございます。公共工事標準請負契約約款では、原則2年間、設備機器等は1年間です。建築工事関係の契約不適合責任期間を、本施設引渡しの日から2年間、設備機器等は1年間になりませんか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|----|-----|------|---|-----|----------|---|--|
| 168 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 32 | 第1章 | 第9節 | | | 契約不適合責任 | 「建設事業者は、本施設に係る設計、施工及び材質、並びに構造上の欠陥による全ての破損、摩耗及び変形等は、自らの負担で速やかに補修、改造、改善又は取り換えを行うこと」とある一方で、運営業務委託契約書案第40条第5項、同第41条第2項、第5項、同第42条第2項それぞれに記載の有る契約不適合に係る費用負担は、運営事業者であると読み取れます。運営・維持管理業務期間における契約不適合責任期間内の契約不適合に係る費用負担は、要求水準書の記載が正と考えてよろしいでしょうか。 | ご質問の運営業務委託契約書（案）の各条項は、記載の建設事業者の契約不適合責任の範囲（補修、改造、改善又は取り換え）に留まらない費用等について規定するものであり、記載の要求水準書の内容と矛盾するものではありません。 |
| 169 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 38 | 第1章 | 第13節 | 6 | | 最新機器の採用 | 「短期間に飛躍的に性能が向上する可能性のあるもの(電話、ITV、モニタ、制御機器、AV機器等)は、各機器発注時点での最新機器を調達納入すること」について、事業提案時点では、将来発注する時点での最新機器の仕様や費用を予測することは出来かねます。そのため、事業提案時点での最新機器を納入する計画とする形に変更していただきたくお願い申し上げます。また、機器発注時点で最新機器を納入する場合、事業提案時点で想定していた機器より費用が上がる可能性があります。その追加費用は発注者側の負担となるという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 追加費用が発生した場合でも変更協議の対象とはしません。 |
| 170 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 39 | 第2章 | 第1節 | 2 | | 防熱、保温 | 「ボイラの外装材は、キーストンプレートとし、ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、カラー鉄板又はステンレス鋼板とする」とありますが、事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。 | ボイラの外装材はキーストンプレート、ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材はカラー鉄板又はステンレス鋼板を、それぞれ基本としますが、目的に適合すれば事業者提案も可とします。 |
| 171 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 | | 防熱、保温 | キーストンプレートを使用する目的は変形防止と理解いたしますが、弊社納入プラントではボイラの外装材に角波鉄板での施工実績を数多く有しており性能に問題が無いと考えております。目的に適合することを前提として、事業者提案をお認めいただけますでしょうか。 | No. 170の回答をご参照ください。 |
| 172 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 | | 防熱、保温 | 配管の保温材については、アルミガラスクロスの使用も可としていただけないでしょうか。 | No. 170の回答をご参照ください。 |
| 173 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 | | 防熱、保温 | 排ガス系の断熱材のうち、一部をケイ酸カルシウムにしても問題ないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 174 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 | | 外装材 | 実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No. 113でご回答頂いている通り、ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | No. 170の回答をご参照ください。 |
| 175 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 40 | 第2章 | 第1節 | 2 | | 防熱、保温 | 「保温材について、ボイラの外装材は、キーストンプレートとし、ろ過式集じん器、風道、煙道、配管等の外装材は、カラー鉄板又はステンレス鋼板とすることを基本とし、目的に適合するものとする。」とありますが、事業者提案を可能とさせて頂けないでしょうか。 | No. 170の回答をご参照ください。 |
| 176 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 41 | 第2章 | 第1節 | 6 | (2) | 塩害対策 | 基礎の塩害対策とは、屋外に露出している電灯や各種設備機器の基礎という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 対策方法については、提案によります。 |
| 177 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 43 | 第2章 | 第2節 | 1 | (1) | ごみ計量機 形式 | 4点支持と明記されておりますが、4点以上の支持点数でもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|----|-----|-----|---|-----|-----|--------------------------|---|---|
| 178 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 44 | 第2章 | 第2節 | 1 | (5) | カ,チ | ごみ計量機 | 主灰・飛灰の排出車両は登録者とするため、1回計量または灰クレーンによる計量との理解でよろしいでしょうか。入札説明書添付資料4の役割分担表においては、計量が業務範囲外になっていることから確認するものです。 | ご理解のとおりです。 |
| 179 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 44 | 第2章 | 第2節 | 1 | (5) | シ | 将来の料金体系 | 「将来の料金体系改訂等に対応できるようにすること」とありますが、キャッシュレス決済の場合の手数料、端末代は貴市範囲との理解でよろしいでしょうか。 | 本項目は、将来の料金体系改訂等（手数料改正や料金区分の変更など）に計量システムが対応できるよう求める項目です。なお、キャッシュレス決済導入に伴う費用負担については、No. 395を参照してください。 |
| 180 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 44 | 第2章 | 第2節 | 1 | (5) | ソ | ごみ計量機 特記事項 | ICカードを採用する場合、収集事業者等の登録やカードの発行は貴市の業務範囲と想定してよろしいでしょうか。 | 事業者の業務範囲とします。ただし導入されるシステムにより協議します。 |
| 181 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 46 | 第2章 | 第2節 | 2 | (5) | テ | トイレ利用者 | プラットホーム内のトイレ利用者については、直接搬入者の利用を考慮しなくてもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 182 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 46 | 第2章 | 第2節 | 2 | (5) | ト | プラットホーム 特記事項 | 「非常時のごみの積替え等、本施設から搬出等ができるよう、ごみピットから直接搬出車両等に積替えができるようにすること」とありますが、運営事業者が対応すべき作業内容についてご教示ください。また、実施にあたっては、貴市の具体的ご指示に伴い協議させて頂き、人員増員や機材等の手配など過分の費用が生じる場合は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。 | 非常時の対応となるため、ごみピットから直接搬出車両等に積替え以外の作業内容については別途協議とします。過分の費用が生じる場合は運営業務委託契約書に基づく協議となります。 |
| 183 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 46 | 第2章 | 第2節 | 4 | | | ごみ展開検査装置 | ごみ展開検査装置を利用する車両の種類と車両書源（幅、長さ、高さ、最小回転半径等）をご提示下さい。 | 車両の種類については、最大4t収集車を想定しています。 |
| 184 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | (2) | | ごみ投入扉、ダンピングボックス基数 | ダンピングボックスの形式を傾斜投入式を採用する場合、ごみ投入扉4基のうち、1基にダンピングボックスを設け、ダンピングボックス用の扉をごみ投入扉と兼用する提案をしてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 185 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ | ごみ投入扉 | 材質について、SUS304のご指示ですが、投入扉表面のごみ接触部のみSUS304との理解でよろしいでしょうか。 | 投入扉表面のごみに接触する可能性のある部位は、軸も含めてSUS製としてください。 |
| 186 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | (3) | オ | ダンピングボックス | 材質について、SUS304のご指示ですが、接ごみ部のみSUS304との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 187 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 47 | 第2章 | 第2節 | 5 | | | ごみ投入扉及びダンピングボックス | ダンピングボックスを利用する車両の種類と車両書源（幅、長さ、高さ、最小回転半径等）をご提示下さい。 | 車両の種類については、最大4t収集車を想定しています。 |
| 188 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 48 | 第2章 | 第2節 | 5 | (5) | タ | ごみ投入扉及びダンピングボックス 特記事項 | ダンピングボックスの形式によっては投入扉を設けなくても良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 189 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 49 | 第2章 | 第2節 | 7 | (3) | ウ | ごみクレーン バケット形式 | 「中継車両への積替えを想定した仕様」とありますが、想定される中継車両の全長、全幅、車高、ホイールベース、最小回転半径等の寸法をご提示下さい。 | 10tダンプ車を想定しています。 |
| 190 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 50 | 第2章 | 第2節 | 7 | (5) | オ | ごみクレーン 特記事項 | 「手動運転時において2基同時運転が可能なものとし～」とありますが、P. 53のごみ投入ホップシュートの特記事項において「ごみクレーンが2基同時自動運転～」ともあります。ごみクレーンは2基同時自動運転は不要との理解で良いでしょうか。 | 2基同時自動運転もできる構造としてください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|---------------------|----|-----|-----|---|-----|------|-------------------------|---|------------------------------|
| 191 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 51 | 第2章 | 第2節 | 7 | (5) | ソ | ごみクレーン 特記事項 | プラットホーム（投入扉）から梯子を入れて救出する方法でも可と して下さい。 | 提案を認めます。 |
| 192 | 要求水準書「設計・建 設業務編」 | 51 | 第2章 | 第2節 | 7 | (5) | ナ | ごみクレーン | 「クレーン操作においては、ごみの攪拌時や、ホップ投入時にク レーン操作員による目視等での確認を適宜行うこととする。」あり ますが、クレーン操作員を常時配置する必要があるとの理解でよろ しいでしょうか。 | 適宜配置でも問題ありません。 |
| 193 | 要求水準書「設計・建 設業務編」 | 53 | 第2章 | 第3節 | 1 | (5) | カ | ごみ投入ホッパ | 滑り面の厚みを確保することを前提に、ライナー取り付けをなしと させていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 194 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 53 | 第2章 | 第3節 | 1 | (5) | シ | ごみ投入ホッパ シュート 特記事項 | 水洗作業を行うエリア（バケット清掃、ごみ質調査）に限定して防 水を考慮した仕上げとすることを認めてください。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 195 | 要求水準書「設計・建 設業務編」 | 54 | 第2章 | 第3節 | 2 | (5) | エ | 給じん装置 | 「ホッパ貯留中に圧縮されたごみを供給し、通気性の良い状態が得 られること」との記載がありますが、廃棄物処理法施行規則第一条 の七 三に基づき、ごみの投入時は外気と遮断された状態とする必 要があるので、「通気性の良い状態」については免除頂きたく存じ ます。 | ごみが通気性の良い状態を得られるように供給してください。 |
| 196 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 55 | 第2章 | 第3節 | 4 | (2) | | 炉駆動用油圧装置 数量 | 油圧装置の共用（1ユニット化）を認めてください。 または、ポンプは2基/炉×2炉＝4台設置する前提で、油圧タンクを 共用することを認めてください。 | 油圧タンクのみ共用することを認めます。 |
| 197 | 要求水準書「設計・建 設業務編」 | 55 | 第2章 | 第3節 | 4 | (2) | | 炉駆動用油圧装置 | 1ユニットにつき油圧ポンプ2基、油圧タンク1基とし、2ユニット設 けるご指定ですが、油圧タンクは2炉で兼用とし、ポンプも共通予 備とすることで、機器点数の削減と省スペース化を図ることが可能 です。採用実績も多く、運用上支障がないことから提案をお認めい ただけないでしょうか。 | No. 196の回答をご参照ください。 |
| 198 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 56 | 第2章 | 第3節 | 5 | (1) | オ⑨ | 焼却炉 特記事項 | 処理後の灰から金属くず等の排出が円滑に行える構造とし、本市に 引き渡せるようにすることとありますが、灰から回収した金属くず 等の搬出及び取引は、事業期間20年を通し貴市所掌との理解で良い でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 199 | 要求水準書「設計・建 設業務編」 | 57 | 第2章 | 第3節 | 5 | (3) | オ | 特記事項 | 「飛灰等がブリッジすることのないよう…」、とありますが、飛灰 ではなく主灰との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 200 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 57 | 第2章 | 第3節 | 6 | (1) | ア | 燃料貯留槽 形式 | 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（SF二重殻タンク）の採用も 可とさせていただきます | 地下埋設式であることを条件に提案を認めます。 |
| 201 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 57 | 第2章 | 第3節 | 6 | (1) | ア | 燃料貯留槽形式 | 形式に地下埋設式とありますが、関連法規や消防との協議によって 地上置きが認められる場合、浸水対策なども考慮し、地上置きの形 式を認めていただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 202 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 58 | 第2章 | 第3節 | 6 | (2) | オ③ | 助燃油移送ポンプ 特記事項 | 事業者実績に基づく機器構成を認めてください。（移送ポンプは共 用し、各使用先及びサービスタンクへ供給） | 提案を認めます。 |
| 203 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 59 | 第2章 | 第4節 | 1 | (1) | ウ | 主要項目 | ボイラ本体の材質については、腐食環境、使用期間、経済性を考慮 した上で、事業者提案をお認めいただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|----|-----|-----|----|-----|------|-------------------------|---|--------------------------------------|
| 204 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 64 | 第2章 | 第4節 | 7 | (2) | イ | サンプリングクーラー | ボイラ給水用のサンプリングは、共通系機器である脱気器から送る計画ですので、脱気器を1基とする場合は、サンプリングクーラーは1基/炉ではなく、1基/2炉(共通系)とさせていただけないでしょうか。 | 提案を認めます。 |
| 205 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 66 | 第2章 | 第4節 | 8 | (1) | | 高圧蒸気だめ | 特記事項②の「減圧弁及び安全弁を設けること」については、装置本体に設けるのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に必要なものを取り付ける、という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 206 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 66 | 第2章 | 第4節 | 8 | (2) | | 低圧蒸気だめ | 特記事項②の「減圧弁及び安全弁を設けること」については、装置本体に設けるのではなく、用途や法規に基づき、適切な位置に必要なものを取り付ける、という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 207 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 67 | 第2章 | 第4節 | 10 | (5) | イ | 復水タンク 特記事項 | 「フラッシュ蒸気は、蒸気復水器上部に導き拡散すること。」とありますが、密閉型としフラッシュ蒸気をタンク外に排出しない仕様としてもよろしいでしょうか。 | 提案を認めます。 ただし、各種安全装置を具備してください。 |
| 208 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 71 | 第2章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | ろ過式集じん機 (バグフィルタ) | 「本装置の余裕率は、計算によって求められる最大ガス量の10%以上とすること。」とは、本体及びろ過材をこの風量時の静圧に十分耐えられるように設計するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 209 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 71 | 第2章 | 第5節 | 2 | (5) | ア | ろ過式集じん機 (バグフィルタ) | 「計算によって求められる最大ガス量」とは、動物焼却排ガスを含むガス量との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 210 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 73 | 第2章 | 第5節 | 4 | (1) | オ⑧ | 無触媒脱硝設備 特記事項 | 尿素水の使用により、ステンレス以外の材質選定も認めて頂けないか。 ※タンクの材質としてPEを採用した多数の実績があり、問題なく運転可能なため。 | 提案を認めます。 |
| 211 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 75 | 第2章 | 第5節 | 5 | (5) | | ダイオキシン類及び水銀除去装置 | 前回の要求水準書に記載のあった【薬剤供給装置は交互運転とすること。HCL、SOx除去設備の薬剤輸送管を利用して吹き込む方式でも可とする】が削除となっています。搬送ブロワおよび輸送配管を単独で設置する必要があるということでしょうか。 | 単独の設置ではなく、交互運転とします。要求水準書を修正します。 |
| 212 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 75 | 第2章 | 第5節 | 5 | (5) | オ | ダイオキシン類及び水銀除去設備 特記事項 | 「薬剤輸送管については、閉塞しないように材質、構造に配慮し、配管途中での分岐、連結はしないこと」とありますが、その対象としては薬品を含んだ配管と理解してよろしいでしょうか。具体的には予備ブロワからの空気配管(薬品を含まない)の連結は問題無いと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、材質、構造には十分配慮してください。 |
| 213 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 78 | 第2章 | 第6節 | 1 | (5) | | グランドコンデンサ | 要求されるエネルギー回収率を満足且つブリーク蒸気を安全に回収できる場合 グランドコンデンサを不設置としても良いでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 214 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 83 | 第2章 | 第7節 | 3 | (5) | イ | 蒸気式空気予熱器 | 蒸気式空気予熱式本体に接続するダクトに設置したマンホールから蒸気式空気予熱器内部を点検可能とすることも問題ないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|----|-----|-----|----|-----|--------|---------------------|--|--|
| 215 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 82 | 第2章 | 第7節 | 4 | (3) | ア | 風道 風速 | 建築だけではなく配管等を含めた全てが対象？ | プラント設備（通風設備）の風道に対する条件です。 |
| 216 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 82 | 第2章 | 第7節 | 4 | (3) | ア | 風道 風速 | 風速12m/s以下とありますが、基準ごみ時の風速と考えてよいでしょうか。 | 2炉運転、高質ごみ時での規定となります。 |
| 217 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 83 | 第2章 | 第7節 | 5 | (3) | オ | 誘引通風機 | インペラーは強度的に高張力鋼にする必要があり、シャフトについても同様にS-C材にする必要がありますので、ご了解いただきたい。 | 提案を認めます。 耐硫酸露点腐食鋼はケーシング材質を示しています。 |
| 218 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 83 | 第2章 | 第7節 | 6 | (3) | キ | 排ガス循環用送風機 | インペラーは強度的に高張力鋼にする必要があり、シャフトについても同様にS-C材にする必要がありますので、ご了解いただきたい。 | No. 217の回答をご参照ください。 |
| 219 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 85 | 第2章 | 第7節 | 8 | (5) | ケ | 煙突 特記事項 | 当社実績上、外面からの全周溶接でもガス漏れや腐食に対して問題ありませんので、現場溶接部のみ外面溶接を許容頂けないでしょうか。 | 提案を認めます。 |
| 220 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 85 | 第2章 | 第8節 | 1 | (5) | イ | 落じんコンベヤ 特記事項 | アは落じん灰を選別せず主灰として処理、イは落じん灰を選別すると読み取れますが、貴市の要求は、落じん灰は選別しないとの理解で良いでしょうか。 | 落じん灰の選別は要求していません。 |
| 221 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 85 | 第2章 | 第8節 | 1 | (5) | イ | 落じんコンベヤ 特記事項 | 「落じんのみを回収できる構造とすること」とありますが、落じん灰を選別する場合、落じん灰の搬出及び処分は、事業期間20年と通し貴市所掌との理解で良いでしょうか。 | No. 220の回答をご参照ください。 なお、落じんコンベヤを設置する場合は、搬出への積込み等は焼却灰及び焼却飛灰同様、運営事業者の業務範囲ですが、運搬及び処分は本市の所掌です。 |
| 222 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 86 | 第2章 | 第8節 | 3 | (2) | | 主灰搬送コンベヤ 数量 | 2系列とありますが、各炉1系列×2炉＝2系列との理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 223 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 87 | 第2章 | 第8節 | 5 | (1) | | 灰クレーン | 灰クレーンの形式について、配置に応じて最適な事業者提案をお認めいただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 224 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 88 | 第2章 | 第8節 | 6 | (2) | | ボイラ灰搬送コンベヤ 数量 | 2系列とありますが、各炉1系列×2炉＝2系列との理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 225 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 89 | 第2章 | 第8節 | 7 | (2) | | 飛灰搬送コンベヤ 数量 | 2系列とありますが、各炉1系列×2炉＝2系列との理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 226 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 91 | 第2章 | 第8節 | 11 | (3) | エ ③ | 薬剤添加装置 | 希釈水タンクは必要に応じて設置することによりよろしいでしょうか。 | 提案を認めます。 |
| 227 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 91 | 第2章 | 第8節 | 11 | (5) | ア | 薬剤添加装置 | 「密閉構造とすること。」とありますが、タンクについてはレベル変動による内圧変動を防止するためにベントを設置しますので、対象はポンプ、配管という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 228 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 91 | 第2章 | 第8節 | 12 | (5) | ア | 飛灰処理物搬送コンベヤ | 「加湿ができる構造とすること。」とありますが、前段の混練機にて飛灰が十分に加湿される場合は、本機器での加湿する構造は不要という理解でよろしいでしょうか。 | 最終処分先の受入基準である「灰の湿潤」を満たせば、提案を可とします。 |
| 229 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 91 | 第2章 | 第8節 | 12 | (5) | ア | 飛灰処理物搬送コンベヤ 特記事項 | 上流の混練機で飛灰は加湿されますので、飛灰処理物搬送コンベヤでの加湿は省略させて頂けないでしょうか。 | No. 228の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|-----|-----|------|----|-----|---------------------|--|--|
| 230 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 92 | 第2章 | 第8節 | 13 | (2) | 飛灰処理物貯留設備 | 数量が2系列分となっておりますが、2系列運転時に発生する飛灰処理物を貯留できる容量を確保していれば、1基でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 231 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 92 | 第2章 | 第9節 | 1 | (9) | 給水設備 共通事項 | 「工業用水を使用する前には、水質を事前に調査することとする」とありますが、実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No. 415ではご提供のデータが全てであり、追加の調査については契約後に予定することとご回答がありました。ご提供データから確認できない項目によって工業用水前処理装置の仕様が変更になった場合には、協議の上、別途精算いただける理解でよろしいでしょうか。 | 原則精算の対象とは考えておりません。 |
| 232 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 93 | 第2章 | 第9節 | 1 | (3) | プラント用水受水槽 | 「常に最大日使用量の7日分以上」とありますが、プラント用水を再利用する場合、プラント用水使用量ではなく、「常に上水及び工業用水補給水量の7日分以上」を確保するとの理解でよろしいでしょうか。補給水量を確保することで、断水した場合でも7日以上運転継続が可能です。 | ご理解のとおりです。 |
| 233 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 95 | 第2章 | 第9節 | 3 | (2) | ク 水槽類仕様 特記事項 | 屋外設置であっても、塩害対策を実施することにより、ステンレス鋼又はコンクリート製以外の材質の提案もお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 234 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 95 | 第2章 | 第9節 | 3 | (2) | ク 水槽類仕様 特記事項 | 屋外水槽としてFRP製パネルタンクを採用することも可能でしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 235 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 97 | 第2章 | 第9節 | 6 | (1) | ア 工業用水中和装置 型式 | 型式に「NT-NB35」とありますが、特定メーカー機器の型式と推定されます。仕様や運用方法の参考とするため、機器図面等をご教示ください。 | 要求水準書を修正します。工業用水中和装置の目的は、No. 236の回答をご参照ください。目的に応じた装置を選定してください。 |
| 236 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 97 | 第2章 | 第9節 | 6 | | 工業用水中和装置 | 要求水準書添付資料08「工業用水 検査成績書」の内容から、pHは水質基準を満たしているよう見受けられますが、本装置は、工業用水が水道管内で滞留することで、水質変動の可能性があるため設置するとの理解でよろしいでしょうか。 | 本管分岐から建設地取り合い点までの工業用水管布設工事を令和9年度に本市が実施する予定です。本装置は、事業者がこの配管に敷地内で接続する際、長年滞留した管内滞留水を処分できる基準値まで処理するものです。運営期間中の水質変動を目的とした装置ではありません。 |
| 237 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 98 | 第2章 | 第10節 | 1 | | ごみピット排水 | ごみピット排水は高濃度の有機性排水であり、炉内噴霧によって蒸発酸化処理させるか、ごみピットに返送してごみと一緒に炉内で蒸発酸化処理させることが一般的です。要求水準書において、ごみ汚水ろ過器やろ液噴霧ポンプは、必要に応じて記載されていることから、排水処理方法については事業者提案とさせていただけないでしょうか。 | ごみピットに返送してごみと一緒に蒸発酸化処理する方法は不可とします。 |
| 238 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 100 | 第2章 | 第10節 | 2 | | 生活系排水 | 第3章第2節5(2)管理棟計画(諸室計画⑧)に示されている市職員事務所に記載の10名程度と同一の職員との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 239 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 103 | 第2章 | 第11節 | 1 | (6) | 電気設備 共通事項 | 「発電設備の出力の抑制」とは、ノンファーム制度対応との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 240 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 103 | 第2章 | 第11節 | 1 | (7) | 電気設備 共通事項 | 「容量市場の発動指令電源にて・・・」とは、ノンファーム制度対応の一環との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|------|---|-----|--|---|---|---|
| 241 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 103 | 第2章 | 第11節 | 1 | (7) | 容量市場の発動指令電源にて供給力を提供可能なオンライン機能を提供可能なオンライン機能 | 「容量市場の発動指令電源にて供給力を提供可能なオンライン機能（簡易指令システム又は専用線オンライン）を具備すること」とありますが、電力会社様との信号取り合いに関する所掌区分をご指示願います。（CDT装置、転送遮断装置等の手配及び設置所掌） | 電力量計や計量に必要な通信装置の手配・設置は一般送配電事業者の所掌です。ただし、設置に必要なスペースは提供いただきます。転送遮断装置等の一般送配電事業者への系統連系に必要な機器の手配・設置は事業者の所掌です。ただし、系統連系の協議によるものとします。 | |
| 242 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | イ | プラント動力 | プラント動力の400Vは440Vとしても良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 243 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | イ | 配電電圧 | 400Vは440Vとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 244 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | ウ | 建築動力 | 建築動力の200Vは220Vとしても良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 245 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | ウ | 配電電圧 | 200Vは210Vとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 246 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | エ | 照明、計装 | 照明、計装の200/100Vは220V/110Vとしても良いでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 247 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | エ | 配電電圧 | 200/100Vは210/105Vとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 248 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | オ | 非常用動力 | 非常用動力の400Vは440Vとしても良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 249 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 103 | 第2章 | 第11節 | 2 | (4) | オ | 配電電圧 | 400Vは440Vとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 250 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 104 | 第2章 | 第11節 | 3 | | | 特高受変電設備 | ①鉄塔は電力会社が「要求水準書添付資料04 各種取合点」に設置する理解で良いでしょうか。 ②鉄塔は敷地外に設置するとの理解で良いでしょうか。 ③77kV1回線は電力会社が鉄塔から特高受変電設備まで引き込むとの理解で良いでしょうか。 ④鉄塔付近から特高受変電設備までの管路設備は事業者にて施工するとの理解で良いでしょうか。 | 取合点は電力会社との協議によりますが、地中埋設を想定しており、事業実施区域外の工事は電力会社が実施します。 |
| 251 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 104 | 第2章 | 第11節 | 3 | (1) | エ | ⑤定格遮断電流 | 受電遮断器の定格遮断電流決定のため、受電点から見た系統側の合成%インピーダンスもしくは推奨定格遮断電流をご教示いただけないでしょうか。 | 事業契約後に実施する系統連系の申込みによります。 |
| 252 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 105 | 第2章 | 第11節 | 4 | (1) | オ | 高圧受電盤断路器 | ①断路器数量 一式となっておりますが、「②真空遮断器」は引き出し型を採用し、遮断器を引き出すことにより、上位と下位の縁切りが確実にできるため、①断路器は省略させていただいてもよろしいでしょうか。 | 提案によります。 |
| 253 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 107 | 第2章 | 第11節 | 4 | (4) | ウ | 高圧進相コンデンサ | 「(i)2炉運転時、・・・」と記載ありますが、2炉運転かつタービン運転時のみにおける力率要求との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|------|----|-----|------|-----------------|--|------------------------------|
| 254 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 107 | 第2章 | 第11節 | 4 | (4) | ウ | 高圧進相コンデンサ | 「(ii)所内最大負荷時・・・」と記載ありますが、タービン停止時かつ2炉運転における力率要求との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 255 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 108 | 第2章 | 第11節 | 5 | (1) | ア | 電力監視盤 | 電力監視盤は、「オペレータコンソール方式も可とする」とありますので、電力監視盤と同等の機能を有することを条件に、要求水準書 設計・建設業務編 122頁「5. 制御装置(2)オペレーターズコンソール」に機能を集約してもよろしいでしょうか。 | 提案によります。 |
| 256 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 109 | 第2章 | 第11節 | 8 | (1) | ア | コントロールセンタ | 将来の更新時に特定メーカーに限定されることなく、柔軟な拡張性を確保することを目的に、盤の形式を鋼板製屋内閉鎖垂直自立盤(JEM1265)とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 257 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 109 | 第2章 | 第11節 | 8 | (1) | ア | コントロールセンタ | 動力配電設備でコントロールセンタ(JEM1195)が指定されていますが、要求事項を満足することを条件として鋼板製屋内自立閉鎖形の動力制御盤とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 258 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 111 | 第2章 | 第11節 | 9 | (3) | エ | ⑩サージアブゾーバ | 低サージ形遮断器を使用の場合、有害なサージは発生しませんので、サージアブゾーバを設置しないものとして事業者提案をお認めいただけますでしょうか。 | 低サージ仕様遮断器を採用する場合に限り、提案によります。 |
| 259 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 112 | 第2章 | 第11節 | 10 | (1) | エ③ | 非常用発電設備 | 助燃装置/助燃油移送ポンプとの兼用を認めてください | No. 202の回答をご参照ください。 |
| 260 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 115 | 第2章 | 第11節 | 11 | (1) | | 直流電源装置 | 交流無停電電源装置への電源は直流ではなく、交流電源とし、直流電源装置とは個別に交流無停電限装置を設置することも可としていただけないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 261 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 115 | 第2章 | 第11節 | 11 | (2) | エ① | 交流電源装置 | 交流電源装置の入力は交流電源とし、直流電源装置とは別に設けることも可としていただけないでしょうか。 | No. 260の回答をご参照ください。 |
| 262 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 115 | 第2章 | 第11節 | 11 | (2) | エ | 交流電源装置 | 出力電圧1次側 DC[]Vと記載がありますが、入力電圧1次側との理解でよろしいでしょうか。またその場合、入力電圧はAC(交流電源)でご提案させて頂いてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 263 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 115 | 第2章 | 第11節 | 11 | (2) | | 交流電源装置 | (2)交流電源装置は、(2)交流無停電電源装置としてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 264 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 115 | 第2章 | 第11節 | 11 | | | 無停電電源設備 | 直流電源装置及び交流電源装置は一体とせずに、個別に設置することも可としていただけないでしょうか。 | No. 260の回答をご参照ください。 |
| 265 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 116 | 第2章 | 第11節 | 12 | (3) | エ | ケーブルラック上の配線について | 電流低減率(0.3~0.5)は日本電線工業規格の多条敷設の低減率に基づくものと理解しております。日本電線工業規格の多条敷設の低減率は各ケーブルが最大通電状態を前提としていると考えております。プラント稼働状態においては、各ケーブル全てが最大通電状態にあるというわけではありません。全体負荷の合計量に対しての稼働負荷の日平均凡そ半分程度となっているためです。経済性の観点からも、電流通減率は事業者の実績に基づく提案とさせていただきます。 | 要求水準書を原則とします。内線規程を遵守してください。 |
| 266 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 116 | 第2章 | 第11節 | 12 | (1) | | エコケーブル | 電気盤内に関しては、電線種別の指定はなく事業者提案によるもの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|------|----|-----|------|--------------------|--|---|
| 267 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 118 | 第2章 | 第12節 | 2 | (2) | カ | 計装監視機能 | 「各種電動機電流値の監視」の対象は、主要電動機との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 268 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 120 | 第2章 | 第12節 | 3 | (3) | ア | カメラ設置場所 | 「C_ごみ投入扉付近に扉毎」にカメラを設置することとなっておりますが、全てのごみ投入扉付近を監視できることを条件に、「B_プラットホーム」に設置するITVカメラと兼用させて頂いてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 269 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 122 | 第2章 | 第12節 | 5 | (1) | エ | 中央監視盤 | 「プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては、中央監視盤に表示すること」とありますが、同等の機能を有することを条件に、オペレーターズコンソールに機能を集約させて頂いてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 270 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 122 | 第2章 | 第12節 | 5 | (2) | ア | オペレーターズコンソール | PC及びモニタを設置できるオフィスデスクとしてもよろしいでしょうか。 | 可とします。 なお、PC本体はデスク下部に格納してください。 |
| 271 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 123 | 第2章 | 第12節 | 5 | (3) | エ① | ごみクレーン制御装置 特記事項 | ピット火災報知器温度情報 については、放水銃制御盤への表示を認めてください。 | 原則、要求水準書のとおりとします。 放水銃制御盤が中央制御室に設置される場合、提案を可とします。 |
| 272 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 124 | 第2章 | 第12節 | 6 | (3) | | データ処理端末 | 本データ処理端末の設置場所をご教示願います。 | 提案によります。 |
| 273 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 125 | 第2章 | 第13節 | 3 | | | 可搬式掃除装置 | 市販の一般用掃除機(可搬式)で宜しかったでしょうか？ | 提案によります。 ただし、乾湿両用とします。 |
| 274 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 126 | 第2章 | 第13節 | 5 | (1) | | 公害監視用データ表示盤形式 | 「形式」にモニタ形式もお認めいただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 275 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 127 | 第2章 | 第13節 | 5 | (5) | ア | 公害監視用データ表示盤 | 来場者の見える場所に設置することを条件に屋内設置(屋内仕様)として頂けないでしょうか。 | 多目的広場利用者等も含め、全ての来場者が確実に見える場合は提案を可とします。 |
| 276 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 127 | 第2章 | 第13節 | 6 | (1) | | 機器搬出設備 形式 | 機器搬出設備の形式は整備に支障がないことを条件にホイストからチェンブロックに変更することは可能でしょうか。 | 提案によります。 |
| 277 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 127 | 第2章 | 第13節 | 8 | | | エアライン設備 | 空気配管についても、エアラインとして使用する空気条件を満たす場合に限り他の空気配管との併用も可とさせていただきます。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 278 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 127 | 第2章 | 第13節 | 9 | | | 炉内清掃用集じん装置 | 炉内清掃時は誘引送風機を運転し、炉内を負圧にして行うため、設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 279 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 128 | 第2章 | 第13節 | 9 | (5) | エ | 炉内清掃用集じん装置 | 炉内清掃用集じん装置の排気は、屋外排気に行っている実績が多数ございます。屋外排気としても敷地境界において臭気指数を遵守することを条件に、フローについては事業者提案とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 280 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (4) | | 動物焼却装置 付属機器 | 燃料貯留タンクは、助燃装置、非常用発電設備の稼働に必要な容量も加味することで、助燃装置/燃料貯留槽との共用を可とさせていただきます | 提案を可とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-----------------|-----|-----|------|----|-----|------|-------------|---|---|
| 281 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | イ | 動物焼却装置 | 「最大の大型動物は、鹿等であり3m程度を処理できるものとする。」とありますが、火格子面積2m2未満の焼却炉に対し、投入物サイズが過大であり、解体が必要となります。最大サイズの受入頻度も僅かと想定されることや施設内で解体する場合は、衛生上の区画管理が必要であることから、切断された状態での搬入が合理的と考えます。切断した状態での搬入をご検討いただけないでしょうか。 | 本施設への搬入前に解体処理等を行う計画はありません。3m程度のものが搬入される前提で、運営事業者での解体の可否も含めて処理を検討してください。 |
| 282 | 要求水準書設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | ウ | 動物焼却装置特記事項 | 動物死骸の搬入に関して、一般市民の方の動物（ペット等）の持込はなく、貴市の委託業者様による搬入を一度計量棟で受付を行い、荷受けスペースにて荷受けを行う運用であると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 283 | 要求水準書設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | エ | 動物焼却装置特記事項 | 貴市が搬入する時間や頻度についてご教示いただけないでしょうか。（もし記録がございましたら、開示いただけないでしょうか） | 原則、月曜日から土曜日の9時から17時の予定です。頻度については、発生状況や回収委託業者等により異なります。 |
| 284 | 要求水準書設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | エ | 動物焼却装置 | 本市が搬入する死骸の受渡しは荷受けスペースまでとする。その後の移動、保管は本業務とする。搬入車両から荷下ろしまで本市の業務とする。荷受けスペースは本市の搬入車両が接近できる位置に荷受け場を設けること。との記載がございますが、一般市民の方の動物（ペット等）の持込はなく、貴市の搬入のみと考えてよろしいでしょうか。 | 本市職員及び本市の委託業者に加え、猟友会による持ち込みを想定しています。猟友会の持ち込みは、一般持ち込みと同様有料での搬入となります。搬入にあたっては、持ち込み方法の指定や事前連絡などの実施を想定しています。 |
| 285 | 要求水準書設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | ウ | 動物搬入車両の計量要否 | 動物搬入車両についても、2回計量するのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 286 | 要求水準書設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | ウ | 動物焼却装置 | 「計量棟で受付けるものとし、」とありますが、想定される受付内容をご教示いただけないでしょうか。また、1日のおおよその搬入台数をご教示いただけないでしょうか。 | 受付内容は、委託業者と同様の計量と搬入頭数の確認です。搬入頭数は、担当課へ毎月報告してください。搬入台数は、搬入者及び状況により異なりますが、回収後一時保管し、まとめて搬入する場合もあるため、1日あたり数台程度を想定していますが、今後受託する業者により搬入形態が変わる可能性があります。 |
| 287 | 要求水準書設計・建設業務編 | 130 | 第2章 | 第13節 | 13 | (5) | ウ | 動物焼却装置特記事項 | 動物が搬入される際には、事前に貴市よりご連絡いただけるものと想定してよろしいでしょうか。 | 連絡等は行わず、回収業者が随時搬入する想定です。必要であれば協議します。 |
| 288 | 要求水準書設計・建設業務編 | 131 | 第3章 | | | | | 土木建築工事全般 | 事前相談等を行いたいため計画通知は民間指定確認検査機関に審査を依頼する事でよろしいでしょうか。適合性判定含め、これらの民間指定確認検査機関は事業者で選定できるものと考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、指定確認検査機関による審査・検査等は可能としています。後段については、ご理解のとおりです。 |
| 289 | 要求水準書設計・建設業務編 | 131 | 第3章 | | | | | 土木建築工事全般 | 土木建築の計画を行うにあたり、建築指導課・まちづくり指導課へ質問・確認を行ってよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 290 | 要求水準書設計・建設業務編 | 131 | 第3章 | 第1節 | 2 | (1) | ウ | 指定避難所 | 災害時の避難スペースの感染症対策について市の指定はありますか（離隔距離や備品、仕切り、飛沫防止用品等） | 本市で感染症対策の離隔距離は一律に指定していませんが、兵庫県の「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に記載されている目安を参考として判断します。ガイドラインでは、一人あたりの居住面積3㎡以上、家族間の距離を1m以上あけること、通路の幅は1～2m以上などとされています。備品等は、必要に応じて本市が用意します。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|---|-----|-------------------------|--|---|
| 291 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | 土壤汚染状況に対する配慮 | 本敷地については土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定を受けているとあり、本文中の土壤汚染調査、対策等に関してはダイオキシン類のみに関する調査、対策を記載されていますが、本敷地においては土壤汚染対策法上の特定有害物質に係る調査、対策は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 本文中のダイオキシン類の土壤汚染調査については必須の数量を指定しています。対策等については、ダイオキシン類及び形質変更時要届出区域に対しての対策が必要です。 |
| 292 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ア 土壤汚染状況に対する配慮 | 土壤調査について、調査時期は契約後の協議とありますが、別途工事である解体工事時期と重複し調査（土壤調査及び建築設計等のための地盤調査）を行う必要があります。調査時期については、本事業の着工条件等の厳守のため、円滑な調査が行えるよう貴市にて調整いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 解体撤去工事の進捗の影響とならない範囲での調査を行えるよう調整は行います。 |
| 293 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ 土壤汚染状況に対する配慮 | ①と②の調査を行い、土壤汚染が確認された場合の工期と費用負担を想定するのは困難です。想定外の土壤汚染が確認された場合は、協議頂けますようお願いいたします。 | ダイオキシン類に関する調査を指定しています。その他の物質については事前に調査を行い、形質変更時要届出区域として指定し、本業務で封じ込め（盛土・舗装等）を予定しています。そのため協議の対象としません。 |
| 294 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ① ② 調査内容 | ピット底面及び埋設配管底部について、それぞれの調査深さをご提示ください。ダイオキシン類が含有される可能性のある土壤について、数量はご指定の調査地点周囲10m角を汚染範囲として取り扱う事でご了解願います。 | 前段については、要求水準書添付資料5「土壤汚染等に関する資料」施設配置図・屋外排水経路図を参照してください。後段については、指定はご理解のとおりです。 |
| 295 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ ②前回ダイオキシン類の含有が確認された箇所 | 要求水準書添付資料5「土壤汚染等に関する資料」からは分析調査結果が確認できませんでした。現地で試料を採取して調査したのではなく、地歴調査で汚染のおそれを評価されたとの理解でよろしいでしょうか。そうでない場合は、分析調査結果が分かる資料をご提示いただけますでしょうか。 | 前段については、事前調査は実施しております。後段については、姫路市環境政策室にて指定区域台帳での確認が可能です。 |
| 296 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ ②前回ダイオキシン類の含有が確認された箇所 | 要求水準書添付資料5「土壤汚染等に関する資料」P.4の資料中赤枠で囲われた範囲外の埋設配管底部のダイオキシン類調査が示されていませんが、事業者の調査範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 297 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ 調査内容（土壤汚染） | 環境省発行の土壤汚染対策法ガイドラインのAppendix-13によると、土壤汚染対策として杭施工に先立ちケーシングを不透水層（本敷地ではGL-10m付近のAc層と推察）まで貫入、ケーシング内の土壤を全て撤去し、汚染の拡散を防ぐ必要がある様な記載がありますが、杭の施工方法に関しては契約後に土壤汚染対策法の許認可権者と協議して決定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 不透水層の可能性はあります。遮水工事（ケーシング）等の施工方法については契約後、許認可者との協議によります。 |
| 298 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ 調査内容（土壤汚染） | 環境省発行の土壤汚染対策法ガイドラインのAppendix-13によると、土壤汚染対策として不透水層より浅い位置にある土壤汚染が、不透水層よりも深い位置に移動しないために基準が設定されていると拝察しますが、今回添付資料05「土壤汚染等に関する資料」及び実施方針質問回答No.411によると、深度方向は全て汚染が広がっているものとご回答いただいております。この場合、不透水層の上も下も汚染が広がっていると解釈できますので、土壤汚染対策法ガイドラインのAppendix-13の対象から外れるものと理解し、不透水層まで杭ケーシングを差し込む様な遮水工事は不要という解釈で工事計画を行ってもよろしいものでしょうか。 | No.297の回答をご参照ください。なお、不透水層までの遮水工事等は必要です。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|----|-----|------|----------------------|---|--|
| 299 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ | 調査内容（土壌汚染） | 土壌汚染対策法施行規則第36条別表第6の7及び8、9に、土壌の第二種特定有害物による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地の措置は、舗装、立入禁止、盛土、土壌入換え、汚染土壌の除去とされています。 敷地全体が形質変更時要届出区域（第二種特定有害物質（溶出量、含有量）基準不適合）に指定されているため、災害廃棄物置場のエリアも含めて敷地全体に対しこれらの仕様（盛土であれば50cm等）の措置が必要であるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、土壌汚染対策法に準じた対策としてください。詳細については、許認可者との協議によります。 |
| 300 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ | 調査内容（土壌汚染） | 覆土による封じ込め措置を行う場合、封じ込め土は区域指定外の土を利用するとの理解でよろしいでしょうか。 | 覆土については、土壌指定基準以下の土であれば、敷地の内外は問いません。 |
| 301 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ | 調査内容（土壌汚染） | ご提示いただいた資料では、ダイオキシン調査を行う①に指定される埋設管の深度が読み取れませんでした。深度をご提示いただけますでしょうか。 | 要求水準書添付資料5「土壌汚染等に関する資料」施設配置図・屋外排水管経路図を参照してください。 |
| 302 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ | 調査内容（土壌汚染） | ダイオキシン類基準不適合土壌の深さ2mまでの処分について、先に実施された表層の測定値は1,000pg-TEQ/g以上で3ng-TEQ/g以下の汚染土壌との扱いでよろしいでしょうか。測定値により処分費用が変動するため条件を確認させていただくものです。 | ご理解のとおりです。 |
| 303 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ | 調査内容（土壌汚染） | 「新美化センター整備にかかる生活環境影響調査書（令和8年1月付）」の第4章4-2-4土壌にて「自主的にダイオキシン類調査を実施しており、・・・土壌環境基準（1000pg-TEQ/g）の超過が確認されたため、・・・なお、環境基準を超過した地点については適切な対策を施している。」とありますが、基準超過を確認された資料をご提示いただけないでしょうか。また、「適切な対策」とはどのような方法なのかご教示いただけないでしょうか。 | 前段については、調査資料は事業契約後、事業者提供します。 後段については、解体撤去工事着手時にAs舗装による封じ込め対策を実施しています。 |
| 304 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | イ | 土壌汚染状況に対する配慮 | 本事業にて行う調査内容は①、②に示される箇所、調査内容のみであり、それ以外の調査は不要と考えてよろしいでしょうか。 土壌汚染対策法上の形質変更届出時に関係部門より、上記以外の調査指示及びその結果による対策等が必要となった場合は、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、別途協議の対象とはしませんので、適切にお見込みください。 |
| 305 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | イ | | ダイオキシン類の土壌調査 | 本業務で解体時に実施するダイオキシン類土壌調査について、具体的な試料採取方法についてご明示願います。 また、基準不適合が確認された場合は、範囲確定調査や対策効果確認調査も実施するというのでしょうか。 | 要求水準書で提示した試験体が採取できる方法を採用して下さい。 後段については、不要です。 |
| 306 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ | 汚染土掘削範囲 | ①「表層の地盤においてダイオキシン類が含有されている旧焼却炉棟南部分は2mまで撤去とし、受注者負担で場外処分とする。」とありますが、対象は要求水準書添付資料7「先行舗装施工位置図（A-102図）」にある先行舗装範囲（A=112㎡）との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 307 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | ウ | ① | ダイオキシン類が含有されている土壌の撤去 | 旧焼却炉棟南側の2mまで撤去する範囲について、平面汚染範囲をご明示いただくとともに、その調査結果についてもご明示願います。 | 前段については、No.306の回答をご参照ください。 後段については、No.303の回答をご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|-----|-----|-----|----|-----|---|---|---|
| 308 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | ウ | ②、⑤、⑦ ダイオキシン類が検出された地盤及び形質変更時要届区域の指定としている区域における封じ込め | 特記事項内に記載のある「封じ込め」は、土対法ガイドラインに示される「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」、「遮断工封じ込め」のいずれかに準拠した構造が必要との理解で宜しいでしょうか。 | 本業務での封じ込めは盛土・舗装等を想定しています。汚染を拡大させない対策を講じてください。 |
| 309 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | ウ | ④ 土地の形質変更に関する行為 | 「土地の形質変更に関する行為（調査を含む。）」とありますが、届出が必要となる具体的な行為（ボーリング、試掘、配管撤去、仮設造成等）の範囲、届出の提出時期と審査・協議期間」をご明示願います。 | 行為については、土地の形質を変更する行為全般です。範囲は設計によります。届出の提出時期は、着手予定日の30日前です。協議期間は内容によります。 |
| 310 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ⑥ 土壌汚染状況に対する配慮 特記事項 | 土壌の形質変更に伴う工事を行う際の土壌汚染対策法に基づく技術管理者は、事業者が協力依頼する調査会社所属の技術者が資格を所持していればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 311 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | ウ | ⑥ 土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の交付を受けた者の設置 | 「土壌の形質変更に伴う工事を行う際は、土壌汚染対策法に基づく技術者管理者証の交付を受けた者を設置すること」との記載がありますが、左記技術者に関し、現場への常駐までは義務付けられないと考えて宜しいでしょうか。また、左記技術者は、元請が下請発注等を行う専門工事会社の社員等の設置でも条件を満たすと考えて宜しいでしょうか。 | 前段については、形質変更に伴う工事を行う際は設置してください。後段については、No. 310の回答をご参照ください。 |
| 312 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | ウ | ⑨ 地下水の処理 | 地下水は下水道の放流基準に適合した水質まで処理を行うとありますが、放流先（接続点）と許可・協議窓口、適用基準項目（ダイオキシン類、重金属等の対象項目）の前提条件をご明示願います。 | 下水道の放流位置については、落札者の設計及び工事計画によります。適用基準項目は下水道部局の基準としてください。 |
| 313 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第一節 | 2 | -4 | ウ | 図面等 | 形質変更時要届区域の指定範囲図が正確に分かる資料（CAD図等）を提供いただけますでしょうか。 | 事業契約締結後、事業者を提供します。 |
| 314 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ 特記事項（土壌汚染） | 「実施方針等に係る質問書・意見書に対する回答書（令和7年12月3日付）No. 233」の回答の通り、2m以深の汚染は覆土による封じ込めが認められるとの理解でよろしいでしょうか。この場合、2m範囲のみを撤去する必要がある理由をご教示いただけますでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおり。後段については、工事の安全性を考慮し、撤去の方針としています。 |
| 315 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ 土壌汚染状況に対する配慮 | 「①表層の地盤においてダイオキシン類が含有されている旧焼却炉棟南部分は2mまで撤去」とありますが、これはイ調査内容の②に記載の内容に該当するものと考えてよろしいでしょうか。また、②の内容については、イ調査内容の①の調査内容に係るものであり、ここでダイオキシン類が検出された場合は、前述①の置換とは異なり、盛土等による封じ込めにて対応するという理解でよろしいでしょうか。 | 前段についてはご理解のとおりです。後段についてもご理解のとおりですが、封じ込め等についてはNo. 308の回答をご参照してください。 |
| 316 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ①② 特記事項 | ①「表層の地盤において…場外処分とする」②「ピット底面及び…封じ込めとする」とありますが、これ以外に要求仕様書添付資料05「土壌汚染等に関する資料」において、「焼却炉棟（焼却炉、排ガス、灰処理関連施設）及び灰処理棟とその周囲5mの植栽範囲（図4-2-1赤斜線部及び周囲5mラインの範囲）」は土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められるとされています。この範囲のうち場外処分を指定されている範囲を除く部分については、ダイオキシン類が検出されないものとして調査及び対策は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 調査については要求水準書のとおり実施してください。含有が確認された場合は封じ込め（盛土・舗装等）の対策が必要です。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|---|------|----|-------------------------|--|--|
| | | | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ | | | |
| 317 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ | 土壌汚染状況に対する配慮 | ⑤、⑦において本敷地内の土壌に対しては、場内封じ込め処置を原則とする旨の記載がありますが、これはP133造成工事の項に記載の現状地盤に対し0.5m程度の嵩上げを本工事として行うとあり、この造成条件にて土壌汚染の封じ込めを満足させるものに繋がるかの理解でよろしいでしょうか。 | 0.5m程度の嵩上げは浸水対策であり、一律にこれをもって土壌汚染の封じ込めを満足させるものとは考えておりません。 |
| 318 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ | 土壌汚染調査特記事項⑥ | 「土壌の形質変更に伴う工事を行う際は、土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の交付を受けたものを設置する」とありますが、設置するのは調査工事期間だけ、と考えてよろしいでしょうか。 | No. 311の回答をご参照ください。 |
| 319 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 132 | 第3章 | 第1節 | 2 | (4) | ウ | 特記事項⑨ | 「地下水の処理については、下水道の放流基準に適合した水質まで処理を行い下水道放流すること」とありますが、公告時に配布された資料の中には「地下水の水質の資料」が見当たりません。当該資料を開示いただけますでしょうか。 | 要求水準書添付資料で提示した資料以上のものではありません。 |
| 320 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 134 | 第3章 | 第1節 | 3 | (1) | イ | 造成計画③ | 「掘削土砂は原則場内で利用することを優先」と記載されていますが、計画地が形質変更要届出区域となっています。場内利用は汚染無しの土壌のみとし、汚染ありの土壌は産廃処理と考えてよろしいでしょうか。または、汚染あり土壌についても計画地内で適切な処置をしたうえで利用するものと考えればよろしいでしょうか。 | 汚染有の土壌についても場内で利用できる場合は利用してください。敷地外へ処分する際は関係法令を遵守して受注者の負担で処分してください。 |
| 321 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 134 | 第3章 | 第1節 | 3 | (2) | ア | 事業実施区域への 進入出動線 | 公道から事業実施区域への出入口は、所轄警察署、道路管理者の指導に基づき計画する必要があります。事業者より所轄警察署、道路管理者に確認しても問題ないでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。 ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 322 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 134 | 第3章 | 第1節 | 3 | (2) | ア② | 事業実施区域への 進入出動線 | ”一般車両出入口は、一般車両以外の車両出入口と別に設けること。”とありますが、車両の迷い込み防止を目的として、一般車両と一般車両以外の出入口を同じにすることをお認め頂けられないでしょうか。 | 原則、要求水準書のとおりとします。 |
| 323 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 135 | 第3章 | 第2節 | 1 | ウ | | 設計方針 | 本頁より「従業者」と出てきますが、入札説明書第1章 用語の定義に記載がありませんので、「運営事業者の従業者（特別目的会社の従業員のみならず、再委託先の従業員等を含む）」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 324 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 136 | 第3章 | 第2節 | 2 | (3) | ア | 外壁 | 「構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、鉄筋コンクリート造を基本とすること。」とありますが、内壁に吸音材を施工するなどの騒音対策を講じる前提でS造（ALC壁）の採用を可とさせていただけないでしょうか。 | 鉄筋コンクリート造を基本としますが、騒音対策を講じる前提で提案によります。 |
| 325 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 138 | 第3章 | 第2節 | 3 | 表3.2 | | 電気室 | 電気室の天井仕様について、岩綿吸音板仕様とする場合、建屋階高設定に与える影響が大きく、建設費用の増大につながる恐れがあることから、直天をお認めいただけないでしょうか。 | 提案を認めます。 |
| 326 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 138 | 第3章 | 第2節 | 3 | 表3.2 | | 外部仕上げ表・内部仕上げ表（焼却炉棟、管理棟） | 表3.1～3.3に記載の仕上げについては参考と記載がありますが、事業者側で各諸室の仕様に合わせて仕上げを提案してよろしいでしょうか。合わせて、様式第6-4号の図表シートの行を事業者提案に合わせて追加、削除してもよろしいでしょうか。 | 前段については、提案を認めます。 後段については、追加は可能としますが、削除は認めません。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|---|-----|------------|---------------|---|---|
| 327 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 141 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① C)h. | 炉室換気モニター | 炉室に換気モニタの要求がございますが、省エネ・換気効率の観点から最適となる提案を行うため、換気種別を事業者提案とさせていただきます。ただけないでしょうか。 | 自然換気と機械換気を使い分け、季節に応じて換気量を調整しやすく、点検動線上の停止（作業）位置に配慮して提案してください。 |
| 328 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 142 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① I)a | 電気室 | 変圧器、配電盤等が設置されるため、雨水等の浸水の恐れのない位置に設置することとありますが、特別高圧受電室同様に上階には水を仕様する諸室を設けないという理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 329 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 142 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ | 油圧装置室 | 油圧駆動装置は騒音に配慮することを前提に、専用室に設置しなくてもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 330 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 142 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① F)b. | 灰出し設備室 | 灰出し設備室の定義を確認させていただくものです。灰や飛灰を搬出車両に積込む灰積出し場は炉室等とは分けて、専用の部屋として計画いたします。一方で、主灰を灰ピットに搬送するコンベヤについては、専用室を設けず、炉室一体として良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 331 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 142 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① I)a. | 電気室配置 | 天井が屋根や上部階で水を使用する場合、雨水や排水の進入懸念で配置を認められないことが想定されますが、積極的に散水する部屋の下部に配置しないことを条件に、屋根部にアスファルト防水を施工し防水することに加え、制御盤を防水仕様（屋外仕様）にすることで配置を認めていただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 332 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 143 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① N)b | タービン発電機室 | 壁・天井の吸音材仕上げ範囲については、騒音を考慮したうえで必要な範囲に設置することとさせていただきます。 | 提案によります。 |
| 333 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 143 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① 0)a | 非常用発電機室 | 壁・天井の吸音材仕上げ範囲については、騒音を考慮したうえで必要な範囲に設置することとさせていただきます。 | No. 332の回答をご参照ください。 |
| 334 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 144 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① R)c | 特別高圧受電室 | 特別高圧受電室を焼却炉棟内に設けず、特高受変電設備を屋外仕様かつ浸水高さ以上に基礎を立ち上げることを前提に、屋外に配置することを認めていただけますでしょうか。 | 屋外仕様とした場合、海岸地であるため塩害による腐食等が懸念されますので、塩害に耐える仕様としてください。 |
| 335 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 144 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | イ① R)c. | 特別高圧受電室配置 | 焼却炉棟内に配置し天井が屋根や上部階で水を使用する場合、雨水や排水の進入懸念で配置を認められないことが想定されますが、積極的に散水する部屋の下部に配置しないことを条件に、屋根部にアスファルト防水を施工し防水することに加え、制御盤を防水仕様（屋外仕様）にすることで配置を認めていただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 336 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 144 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | ア③ | 整備基本方針 | 見学者及び地域住民について、想定される使用日、使用時間帯をご提示下さい。 | 小学校の見学は平日、一般見学は土日祝も可とし、時間は9時～17時を想定しています。大研修室等についてはNo. 88の回答をご参照ください。 |
| 337 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | ア③ | 見学者エリアのセキュリティ | 見学者「等」の利用する諸室とありますが、見学者の他に大研修室を利用する地域住民を想定すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 338 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | ア③ | 見学者エリアのセキュリティ | 見学エリアと大研修室の利用時間については、見学エリアが9時～17時、大研修室が9時～21時の理解でよろしいでしょうか。 | 原則、ご理解のとおりです。 |
| 339 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | 諸室計画 | 各諸室に記載されている設置室数は必要最小限の数を記載しているものであり、事業者提案としてそれ以上の設置室数を計画することは妨げないとの理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|---|-----|------|-------------------|--|---|
| 340 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | エントランスホール | 「従業者事務室の受付窓口を設けること。」とありますが、受付窓口のみを管理棟内に配置し、従業者事務室を焼却炉棟内に配置する提案をお認めいただけますでしょうか。 | 運営上支障のない形であれば提案を認めます。 |
| 341 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 146 | 第4章 | 第3節 | 6 | (3) | イ | 市職員事務所 | 「市職員事務所の受付窓口…を設けること」とありますが、市職員10名の中にはごみ処理事業担当と、見学以外の体育館、研修室の受付担当が分かれていると推察します。要求水準書に記載されている60㎡以上の市職員事務室（ごみ処理事業担当）とは別に市職員事務室（体育館受付担当）を設け、市職員事務室（体育館受付担当）に受付窓口を設ける計画としてもよろしいでしょうか。その場合、市職員事務室（体育館受付担当）に必要な面積をご提示いただけますでしょうか。 | 市職員事務室は一室としてください。予約受付も当該事務室で行います。 |
| 342 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ① | 諸室計画 エントランスホール | 市職員事務所の受付窓口、従業者事務所の受付窓口を設ける事となっておりますが、一室としてよろしいでしょうか。 | セキュリティに配慮できる限り提案を認めます。 |
| 343 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 145 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ① | 諸室計画 エントランスホール | 市職員事務所の受付として必要なスペースをご提示ください。 | 2名での受付が円滑に行えるスペースを確保してください。 |
| 344 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ②d | 研修室／諸室仕様 | 全情報の表示については、各社ノウハウが含まれているため、表示範囲については受注後別途協議とさせていただきます。 | 表示範囲については実施設計での協議とします。 |
| 345 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 146 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | ②研修室 | 研修室内に調理スペースを設置する旨のご要求がありますが、どのような場合に利用することを想定されていますでしょうか。 | 原則として、指定避難所開設時や避難訓練時などの使用を想定しています。 |
| 346 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 147 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ③b | 大研修室／諸室仕様 | 大研修室の映像設備仕様について想定視聴人数はイス100脚程度を設ける計画から100人程度の視聴を想定した映像設備と考えて良いでしょうか。あるいは最大の見学者数である180人でしょうか。 | 最大の見学者数である180人としてください。 |
| 347 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ③ | 大研修室 | 用途は市民が体育館や研修の場として利用する。見学者の見学事前説明、講習に利用する。災害時は市民の避難スペースとして利用する。と記載がございます。運営維持管理業務編に見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととする。と記載がありますが、体育館や研修室の予約や受付、スポーツ備品・用具の購入・補充及び維持管理、災害時の市民避難の受入は貴市が対応するという点でよろしいでしょうか。 | 原則見学に伴う利用は本業務とし、見学以外の空き時間は一般の利用を可とし、予約受付は本市が行います。スポーツ備品・用具の購入・補充及び維持管理は本業務に含みます。災害時の市民避難の受入は本市が行いますが、受注者に協力を求めます。 |
| 348 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ③ | 大研修室 | 用途のひとつとして「見学者の見学事前説明、講習に利用する。」と記載ありますが、P.147 ②研修室の用途でも「見学者の見学事前説明、講習に利用する。」と記載されています。見学者受入時における、研修室と大研修室との使い分けのお考えをご教示いただけますでしょうか。 | 見学者の人数に合わせて、合理的に見学ができるよう研修室の使い分けを行ってください。 |
| 349 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ③ | 大研修室 什器備品等 | 靴箱は何人分を想定すればよろしいでしょうか。指定避難所とする場合、200名分の靴箱が必要でしょうか。 | 200名分程度を用意してください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|---|-----|------|---------------|---|--|
| 350 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | スポーツ備品 | 各スポーツに必要な備品を事業者側で見込むご指示ですが、必要な備品は以下と考えてよろしいでしょうか。 ・バレーボール用ネット、ポール、アンテナ 2面分 ・バスケットボール用ゴール 2基 ・バドミントン用ネット、ポール 2面分 ・卓球台、ネット 6台分 ・得点板 2台 | 支柱カバー、審判台など、競技を行う上で当然必要となる備品を準備してください。なお、備品の収納棚、ポールの整理台は必要です。 |
| 351 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | ③大研修室 | スポーツ備品について「各スポーツに必要な備品」と記載ありますが、どのようなスポーツを対象とされていますか。ネットやポール等の固定器具、ラケットやボール等の所掌についてご教示ください。 (例：スポーツの種類はバレーボールで、ネットは事業者手配、ボール類は市民による持参) | 要求水準書に例示するスポーツの利用を想定しています。その他の利用（フットサルなど）については、備品等の準備も含めて事業者の提案とします。 |
| 352 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ③ | 諸室計画 ③大研修室 | バスケットボールゴールの開閉は手動でよろしいでしょうか。その他の仕様について事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 | 前段については提案によります。後段についてはご理解のとおりです。 |
| 353 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 148 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | ④指定避難所用物資保管倉庫 | 物資を保管する棚については、準備の必要が無いという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 354 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 149 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑦d | 浴室／諸室仕様 | 「1度に10名が同時に使用できる仕様とすること。」とありますが、浴室2室各々において10名が同時に使用出来る仕様と云う理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 355 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 149 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑤ | 市職員通用口 | 管理棟内の見学者エリアについては土足利用となっております。従業員通用口の靴箱「下足及びスリッパを収容できるものとする」について、従業員は上足利用とする計画でしょうか。靴箱を配置する場所について、従業員通用口のみでよろしいでしょうか。 | 従業員も含めて施設内では大研修室内を除き下足での利用を想定しています。ただし、従業員エリアについては提案により上足利用を認めます。靴箱を設置する位置については市職員通用口です。 |
| 356 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 149 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑥ | トイレ | 多目的トイレは各階に必要でしょうか。 | 福祉のまちづくり条例の基準を遵守するとともに、施設利用者が円滑に利用できる配置としてください。 |
| 357 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 149 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑦d | 浴室使用人数 | 同時使用人数として10名の要求がございますが、浴室2室で10名同時使用と理解すればよろしいでしょうか。 | No. 354の回答をご参照ください。 |
| 358 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 149 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑦d | 浴室使用人数 | 同時使用人数が浴室1室ごとに10名と要求されている場合、指定避難所としての利用を想定した人数設定と予想しますが、浴室や浴槽のサイズの合理化を考慮し、浴室と大研修室用のシャワー室を合計して、10名同時使用を認めていただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 359 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 149 | 第4章 | 第3節 | 6 | (3) | イ | 管理棟浴室 | 「d. 1度に10名が同時に使用できる仕様とすること。」とありますが、1度に10名利用とは、男性用・女性用の浴室を設けた場合、各浴室で5名ずつ利用可能との理解でよろしいでしょうか。 | No. 354の回答をご参照ください。 |
| 360 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 150 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ | ⑦浴室 | 「1度に10名が同時に使用できる」場合は、どのような状況を想定しているか、ご教示をお願いします。 | 指定避難所を開設した場合の避難者の利用を想定しています。 |
| 361 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 150 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ⑧d | 市職員事務所／仕様 | 「書庫（20m2以上とし、移動書棚を設置すること。」と記載がありますが、移動書棚は集密書架（ハンドルで書棚を移動できる形式）という認識でしょうか。 | 提案によります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-------------------|-----|-----|------|---|------------|--------|-----------------|---|--|
| 362 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 150 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | イ ⑧ | 諸室計画 市職員事務所 | 来客対応窓口について、エントランスホールに「市職員事務所の受付窓口」を計画した場合にも、別途必要でしょうか。 | 来場者が、円滑に市職員事務所の受付窓口まで到達できるのであれば、不要です。 |
| 363 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 150 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | | その他附属施設計画 | 各諸室に記載されている設置室数は必要最小限の数を記載しているものであり、事業者提案としてそれ以上の設置室数を計画することは妨げないとの理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 364 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 151 | 第3章 | 第1節 | 5 | (3) | ウ | その他附属棟計画 倉庫棟 | 「排水を排水処理設備まで移送し、処理すること。」とあり、また要求水準書添付資料06「倉庫棟イメージ図」では水の用途は洗浄用とありますが、排水処理計画のため想定の水質及び使用量をご教示ください。 | 水の使用用途として、車両の清掃、倉庫の清掃等を想定していません。 |
| 365 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 151 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | ウ | 倉庫棟 | 用途：本市が小型家電置き場、粗大ごみ用品保管庫、誤排出物置き場として利用する。と記載がございますが、小型家電や粗大ごみは受入及び処理の対象外と理解していますが、別途受入を行うのでしょうか。また、管理の所掌についてご教示願います。 | 市が単独で使用しますので、搬入、処理、管理は市が行います。維持管理のみ本業務とします。 |
| 366 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 150 | 第3章 | 第2節 | 6 | (6) | | 見学者人数 | 添付資料14にて「エコパークあぼし」の年間見学者数(6,878名)のご提示をいただいておりますが、この人数と同程度規模の見学者がある想定と考えるか、または、「エコパークあぼし」と分担しあうため、この人数の半分程度の見学者がある想定と考えるか、どちらのお考えでしょうか。 | 最大で想定される見学者数として提示しています。 |
| 367 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 154 | 第3章 | 第2節 | 6 | (16) | オ | エレベーター | エレベーターの定員数は福祉のまちづくり条例に適合していれば、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 | 福祉のまちづくり条例の基準を遵守するとともに、施設利用者が円滑に利用できる配置としてください。 |
| 368 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 155 | 第3章 | 第2節 | 7 | (1) (2) | ウ ア | 構造計画 | 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」において構造耐力上安全である事となっておりますが、「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」においても耐力上の安全性のみを確認する事とし、本施設の特性を考慮し大地震時の変形量についての規定については考慮しない事でよろしいでしょうか。 | 変形量の規定についても考慮してください。 |
| 369 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 156 | 第3章 | 第12節 | 7 | (3) | | 基礎構造 山留計画 | 新築基礎工事時及び既存地下工作物撤去時における山留について、ソイルセメント連続壁も候補として検討しています。当工法は山留材を撤去せずに地中に存置となりますがよろしいでしょうか。 | 各種関係法令に適合しているのであれば可とします。 |
| 370 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 157 | 第3章 | 第3節 | 2 | (1) | イ | 解体計画図 | 要求水準書添付資料07「解体計画図、事前解体完了時状況図」が添付されていますが、事前解体工事の工事工程表も添付資料としてご提示願います。 | 解体撤去工事の工程表及び進捗については、HPで公開しておりますのでご参照ください。 https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000032362.html |
| 371 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 157 | 第3章 | 第3節 | 3 | (2) | | 駐車場工事 | 事業者用の駐車場台数は事業者提案となっておりますが、事業敷地内において、運営事業者が使用する建物、駐車場及び用地の使用料金について、運営事業者の費用負担はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 従業員の駐車区画については使用料が必要です。その他運営事業者が使用する建物、用地のうち施設運営に必要なものについては費用負担は求めません。 使用料金は本市公有財産運用委員会等で決定します。 |
| 372 | 要求水準書 設計・建設業務編 | 158 | 第3章 | 第3節 | 3 | (2) | ケ | 駐車場工事 | 将来設置する可能性のある急速充電設備は1台分と想定して良いでしょうか。 また、設置場所は運営事業者駐車場と想定して良いでしょうか。 | 最低2台分程度のスペースを想定してください。 なお、設置場所は動線を踏まえた事業者の提案とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|-----|-----|-----|----|-----|--------------|--|--|
| 373 | 要求水準書「設計・建設業務編」 | 159 | 第3章 | 第3節 | 4 | | 災害廃棄物仮置場 | 災害廃棄物仮置場は一次仮置場、二次仮置場のどちらを想定されていますでしょうか。また、動線計画を行うにあたり、想定されている廃棄物の種類や必要なスペースをご教示ください。 | 一次仮置き場を想定しています。災害の種類によって変わりますが片付けごみ・撤去等廃棄物を想定しています。スペースは事業者の提案とします。 |
| 374 | 要求水準書設計・建設業務編 | 161 | 第3章 | 第4節 | 4 | | 給排水設備工事 | 給排水設備工事を計画するにあたり、県あるいは市の窓口に確認を行ってよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 375 | 要求水準書設計・建設業務編 | 162 | 第3章 | 第4節 | 6 | | 消火設備工事 | 姫路市消防同意審査基準P.102の「2 消防水利の設置(2)」に大規模の敷地に関しては40㎡以上の防火水槽を設置する旨の記載がありますが、具体的な仕様は実施段階において消防当局と協議して決定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 376 | 要求水準書設計・建設業務編 | 162 | 第3章 | 第4節 | 6 | | 消火設備工事 | 姫路市消防同意審査基準P.244に「床面の高さが地盤面から31mを超える階を有する建築物には、地階を除く階数が11以上の建築物として規制される消防用設備等を設置指導すること。」とあります。スプリンクラ等の設置及び具体的な仕様は実施段階において消防当局と協議して決定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 基本的に関係法令を遵守した計画をもとに協議をおこない、計画通知と同時に消防同意の流れとなります。 |
| 377 | 要求水準書設計・建設業務編 | 162 | 第3章 | 第4節 | 6 | | 消火設備工事 | 「所轄消防署と協議の上、消防法規、条例などを遵守した消火設備を設けること。」とありますが、所轄消防署と協議を開始してもよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 378 | 要求水準書設計・建設業務編 | 162 | 第3章 | 第4節 | 8 | (1) | エレベーター台数について | 管理棟に従業者諸室を配置する場合、管理棟に設置するELVの基数は見学者用と従業者用それぞれ1基ずつ設置する理解でよろしいでしょうか。 | 見学者用と従業者用は別に設置することとしますが、各基数は提案によります。 |
| 379 | 要求水準書設計・建設業務編 | 162 | 第3章 | 第4節 | 8 | (2) | エレベーター設備工事 | 停電や災害時に対応できる機種とは、緊急時に最寄階に停止する事を指していると捉えてよろしいでしょうか。 | 各種法令を遵守して計画してください。 |
| 380 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 1 | 第1章 | 総則 | | | 柱書 | 「運営事業者の責任において全て完備」とありますが、入札時に前提としていた内容と異なる場合や、主観的・嗜好的なご要望につきましては、本項の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。客観的に妥当と考えられる範囲での対応に限られるものとして頂きたいお願い申し上げます。 | 要求水準書のとおり、本事業の目的達成のために必要な業務については、運営事業者の責任において全て完備するものとします。 |
| 381 | 要求水準書運営・維持管理業務編 | 9 | 第1章 | 第3節 | 17 | | 保険への加入 | 貴市にて加入予定の建物総合損害共済について、補償内容の詳細（担保危険、補償対象（プラント全体or建屋のみ）、てん補限度額、免責金額、新価（再調達価額）or時価補償）をご教示いただけないでしょうか。 | 担保危険は、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災、水災、雪災、土砂崩れによる損害です。補償対象は建物（付属設備含む）、工作物、動産です。共済金限度額は、破裂・爆発は1回の事故につき2億円等一部設定があります。免責金額について、火災、落雷、破裂・爆発は、無し。その他は損害額5万円未満です。災害共済金は、建物は再調達価格、工作物や動産は共済目的見積価格によって定められます。なお本市は一部共済で委託しているため、災害共済金は設定された共済責任額の再調達価格に対する割合によって算出されます。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|----------------------|--|--|
| 382 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 9 | 第1章 | 第3節 | 17 | | 保険への加入 | なお、本市は、本施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定である。と記載がございますが、建物の保険は貴市で加入見込みと考えてよろしいでしょうか。 | 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入予定です。 |
| 383 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 10 | 第1章 | 第4節 | 1 | | 運転・維持管理 | 本業務において、記載されている資料の上位に本質問に対する貴市回答が位置付けられるとの認識で宜しいでしょうか。 | 事業契約書が質問回答よりも優先します。 |
| 384 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 10 | 第1章 | 第4設 | 3、4 | | 要求水準書記載事項 契約金額の変更 | 「運営事業者の責任において全て完備」とありますが、入札時に前提としていた内容と異なる場合や、主観的・嗜好的なご要望につきましては、本項の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。客観的に妥当と考えられる範囲での対応に限られるものとして頂きたいお願い申し上げます。 | No. 380の回答をご参照ください。 |
| 385 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 11 | 第1章 | 第4節 | 5 | (6) | 本業務期間終了時の引渡し条件 | 本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等は、事業者の営業的、技術的な競争力に関わるものも含まれるため、開示されると今後の事業運営に多大なる影響が及びます。従って、それらの開示については、貴市と協議の上、貴市が開示する資料等からは対象外となるものと理解してよろしいでしょうか。 | 次期運営事業者への開示に当たっては、その開示範囲について運営事業者と事前に協議を行うものとしします。 |
| 386 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 11 | 第1章 | 第4節 | 5 | (6) | 本業務期間終了後の引き渡し条件 | 「本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則として全てを開示するものとする」とありますが、運営事業者の秘密情報が次期運営事業者に開示されると、運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、次期運営事業者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたいお願い申し上げます。 | No. 385の回答をご参照ください。 |
| 387 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 11 | 第1章 | 第4節 | 5 | (8) | 本業務期間終了後の引き渡し条件 | 「プラントの設計・建設を行う者は、事業期間終了後においても、特定部品の製造を継続すること」について、特定部品メーカーへ調達が可能となるよう依頼すること自体は可能ですが、当該メーカーが将来にわたり製造を継続するかどうかにつきましては、弊社ではコントロールいたしかねます。また「規定の価格で提供すること」につきましても同様です。つきましては、これらの点を踏まえ、内容について協議の上決定するとして頂きたいお願い申し上げます。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 388 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 11 | 第1章 | 第4節 | 5 | (9) | 本業務期間終了時の引渡し条件 | 事業期間終了前の性能要件の満足を確認するために実施する性能試験等の実施について、「運営事業者が性能試験要領書を作成し、第三者機関が性能試験を貴市の立会の下に行う」とありますが、第三者機関が実施する試験の費用負担は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 389 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 11 | 第1章 | 第4節 | 5 | (9) | 本業務期間終了時の引渡し条件 | 「事業期間終了後の1年間」の記載に関して、受注者が計画書で提案したにも拘らず、発注者がその実施を承諾しなかった結果、問題が発生した場合など、受注者が合理的な行動を行ったにも拘らず生じた事象については免責対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 | 問題の発生理由が事業者の責めに帰す事由でないことを明らかにした場合には、ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|---------|---|--|---|
| 390 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 12 | 第2章 | 第2節 | (3) | | 有資格者の配置 | 省エネルギー法定期報告・中長期計画書（特定事業者等）記入要領219ページにおいて、「【PFI(Private Finance Initiative)】（中略）財産・施設等の設置・更新権限がある側がエネルギー管理を行うこととする。」とされております。本事業は入札説明書3ページにおいて「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規程に準じて実施」とされていること、また、施設の設置・更新権限は貴市にあることに鑑み、エネルギー管理員の設置、及び、エネルギー使用量についての定期報告書の国への届出については貴市にて実施いただくこととし、事業者は貴市の報告書作成にあたって必要な使用量等のデータの提供等を行うこととしていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 | |
| 391 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 12 | 第2章 | 第2節 | (5) | | 有資格者の配置 | 運営事業者が試運転時に必要と認められる有資格者を配置する場合には教育とは異なるとの認識です。運営事業期間前の業務期間の労務対価は貴市から運営事業者に対して支払われる必要があるものと理解します。貴市の運営事業者への支払い方法と、併せて様式8-11号の事業収支表での本費用計上方法もご教示願います。なお、建設事業者が必要と認められる有資格者を適切に配置した上で、試運転時に教育のため運営事業者が有資格者を含めた教育が必要な人員を配置し、建設事業者の有資格者が教育・指導する場合は、運営事業者の教育に該当するものと理解します。 | 運営事業期間前に必要な費用については、設計・建設工事費に計上してください。 | |
| 392 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 14 | 第3章 | 第2節 | 1 | (5) | | 受付監理 | 運営事業者は、搬入者に対して、ごみの発生場所が市内であるか否かや、処理困難物の混入の有無等を確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市に報告すること。確認方法等の詳細については本市と協議のうえ計画すること。との記載がございますが、計量で確認するのは口頭での確認、紙に記載（氏名、住所等）、免許書の確認などがあると思われませんが、貴市として必要な確認作業があれば具体的にご指示をお願い致します。 | エコパークあぼしに準じた確認作業を想定しています。エコパークあぼしでは、「氏名、住所、電話番号、車番」を記入した申込書と免許証での確認を実施しています。 |
| 393 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 14 | 第3章 | 第2節 | 1 | (5) | | 受付管理 | 実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No. 344及び345の受付管理に関する回答から、夜間の搬入においてもごみの発生場所や処理困難物の有無等の確認が、許可業者及び委託業者に対して必要と読み取れます。一方、実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No. 369の搬入管理に関する回答では、ダンピングボックスなどを活用して処理困難物の混入物防止に務める対象は、直接搬入車両（一般搬入車）のみとなっています。 上記から、夜間に許可業者及び委託業者に対して行う処理困難物の有無確認とは、計量棟における確認等を指すという理解でよろしいでしょうか。 | 基本は直接搬入車両を想定していますが、実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No. 120で回答しているとおりバッカー車も利用できる仕様となっているため、必要に応じて使用することが可能です。夜間の搬入においても、計量棟やプラットホーム等で、処理困難物の混入の有無等が確認できる方法を提案してください。 |
| 394 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 14 | 第3章 | 第2節 | 4 | (1) | | ごみ処理手数料の徴収等 | ごみ処理手数料の徴収事務業務に関して、運営事業者（特別目的会社）から委託あるいは再委託することは可能でしょうか。 | 可とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|----|-----|-----|-----|-----|-------------|---|--|
| 395 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 14 | 第3章 | 第2節 | 4 | (1) | ごみ処理手数料の徴収等 | 運営事業者は、現金等でごみ処理手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること。と記載がございますが、 ①徴収方法についてご教示願います。 ②キャッシュレス決済に対応が必要な場合、手数料については貴市範囲との理解でよろしいでしょうか。 | ①現金によるほか、キャッシュレス対応はQRコード決済の導入を想定しています。その他は提案となります。 ②手数料は本市負担とするため、提案内容の導入については協議事項とします。 |
| 396 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 14 | 第3章 | 第2節 | 4 | (2) | ごみ処理手数料の徴収等 | 「徴収した処理手数料についてはその翌日までに、必要な種類と合わせて収納すること。」とありますが、金融機関の翌営業日の認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 397 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 14 | 第3章 | 第2節 | 4 | (2) | 手数料 | 「運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類と合わせて収納すること。」とありますが、振込等による手数料が必要な場合は、貴市範囲との理解でよろしいでしょうか。 | 振込等による手数料が必要な場合は運営事業者の負担となります。 |
| 398 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 15 | 第3章 | 第2節 | 4 | (3) | ごみ処理手数料の徴収等 | 処理に係る証明書とは、領収書と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 399 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 15 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | 受付 | 受付時間終了の17時は、受付終了時間と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 400 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 15 | 第3章 | 第2節 | 5 | (1) | 受付 | 計量棟における法定・自主点検及びシステム更新に要する期間と、昨今の働き方改革を鑑みると、1月1日から1月3日以外の日程についても、特に計量棟整備期間等に関して、受付日・時間は別途協議をお願いできないでしょうか | 原則、要求水準書のとおりとします。 ただし全停電等により計量業務に支障が出る場合などについては協議します。 |
| 401 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 15 | 第3章 | 第2節 | 5 | (2) | 受付 | 委託・許可業者の処理対象物の受付日及び受付時間は、原則として、毎日(ただし、1月1日から1月3日を除く。)24時間とする。と記載がございますが、プラントの全休炉時の全停電による年1回の電気設備の法令点検時がある場合は、受入を停止する調整を頂けると考えてよろしいでしょうか。 | 原則、要求水準書のとおりとします。 ただし全停電等により計量業務に支障が出る場合などについては協議します。 |
| 402 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 15 | 第3章 | 第2節 | 5 | (3) | 受付 | 上記にかかわらず受入を行うこと、との記載がございますが、この上記とは5 受付の(1)及び(2)の内容を指すものとの認識で宜しいでしょうか。(3)の特に「なお、これに伴い、費用の追加が必要な場合には、本市と運営事業者が協議して決定する。」という記載は含まないものとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 403 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 15 | 第3章 | 第3節 | (3) | | 搬入管理 | 運営事業者は、許可業者等に対し展開による搬入物検査を月2回(昼1回、夜1回)以上実施すること。との記載がございますが、 ①貴市ご担当者様もお立会い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 ②夜間(17時～翌日9時)1回の展開搬入物検査について、実施時間帯は協議に応じていただけるものとの理解で宜しいでしょうか。 | ①本市職員も立ち会う予定です。 ②ご理解のとおりです。 |
| 404 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 16 | 第3章 | 第6節 | (1) | | 用役の管理 | 発電側課金は貴市側の負担と理解してよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|----|-----|-----|------|--|------------------|---|--|
| 405 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 16 | 第3章 | 第6節 | (2) | | 用役の管理 | 電気の用役管理に関して、発電側課金は貴市所掌であり運営事業者の負担ではないとの認識で宜しいでしょうか。 | No. 404の回答をご参照ください。 |
| 406 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 16 | 第3章 | 第6節 | (3) | | 用役の管理 | 「復電時には、発電機を解列し、本施設の77kV母線に電圧が無いことを確認の上、受電遮断器投入」との記載がございますが、復電作業時の場内停電発生を回避するため、「復電時には、発電機を解列せず、高圧受電遮断器を同期投入」と読み替えるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 407 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 17 | 第3章 | 第9節 | | | 性能試験の実施 | 運営開始後に実施する引渡し性能試験項目は、要求水準書設計・建設業務編の表1.9に記載の項目の内、連続運転性能と蒸気復水器と考えるとよろしいでしょうか。 | No. 162の回答をご参照ください。 |
| 408 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 23 | 第5章 | 第1節 | (3) | | 本施設の余熱利用 管理業務 | 「(3) 運営事業者は、電力会社からの発電設備等の出力の抑制の求めに応じること。」とありますが、電力会社の求めに応じ発電を抑制したことでコストが増大した場合には、事業者でそのコストを想定することはできないため、そのコストは電力会社あるいは貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。 | リスク分担に基づき協議します。 |
| 409 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 23 | 第5章 | 第1節 | (3) | | 本施設の余熱利用 管理業務 | 電力会社からの発電設備等の出力の抑制の求めに応じたことによる発電量の減少分は計画発電量から控除されるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 410 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 23 | 第5章 | 第1節 | (5) | | 本施設の余熱利用 管理業務 | 容量市場参画に伴う出力応答要請に応じたことにより、期中での運転計画の見直しにより発電量の減少が生じた場合には、計画発電量から控除されるとの理解で宜しいでしょうか。 | No. 409の回答をご参照ください。 |
| 411 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 25 | 第6章 | 第2節 | | | 表6.1 業務期間中の測定項目 | 小動物排ガスのダイオキシン類定期分析は、煙突測定時に小動物焼却炉を運転させて行うことで、小動物排ガス単体での分析は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 412 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 25 | 第6章 | 第2節 | 表6.1 | | 業務期間中の測定項目 | 作業環境基準のダイオキシン類濃度の測定について、年4回の測定となっておりますが、初年度の2回目以降の測定については、設備や作業工程に大きな変更がない場合には、初回に測定したダイオキシン類濃度のD値を用いて粉じん濃度より算出する方法で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 413 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 25 | 第6章 | 第2節 | | | 表6.1 業務期間中の測定項目 | 水質の測定頻度について「下水道施行規則第15条第2号による」と記載があり、実施方針等に関する質問・意見書に対する回答書No. 380にて、測定項目、頻度は下水道管理者との協議による、とご回答をいただいております。公平性確保の観点から、分析費用積算のための測定項目及び頻度をご提示いただけないでしょうか。 | 詳細な測定項目及び頻度は下水道管理者との協議により決定されます。 |
| 414 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 29 | 第8章 | 第4節 | (1) | | 見学者対応 | 「見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者において行うこととする。」とありますが、見学者の予約管理も運営事業者にて行うとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 415 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 29 | 第8章 | 第4節 | (1) | | 見学者対応 | 見学者は予約者のみで、自由見学はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 予約以外の見学も必要です。自由見学とするか、時間を決めて定時見学とするかなどは提案とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|----|-----|-----|-----|--|------------------|--|--|
| 416 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第4節 | (1) | | 見学者対応 | 一般見学者の ①来訪時間（例：9:00～17:00） ②開館日（例：平日のみ、1/1～3日を除く） をご教示下さい。 | No. 336の回答をご参照ください。 |
| 417 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第4節 | (1) | | 見学者対応 | 見学者の受付は、運業者にて実施することが求められています が、 市民の見学形態は、自由見学か、事前予約制のどちらを想定されて いますか。 もしくは、運営事業者一任で考えてよろしいでしょうか。 | No. 415の回答をご参照ください。 |
| 418 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第4節 | (3) | | 見学者対応 | 運営事業者は、見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等 を実施することと記載ございますが、想定している内容更新頻度 について教示願います。（見積精度適正化のため） | 来訪する見学者数によりますが、納品時に10,000部納品されること から、運営開始すぐに追加印刷等が発生するものとは想定していま せん。 在庫の減や記載内容の変更などにより追加更新が必要となった場 合、本市と協議し作成してください。 |
| 419 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第5節 | (2) | | 研修室・大研修室 等の管理 | 「見学に利用しない時間帯は一般市民が使用できるものとするが、 予約管理は本市が行うものとする」とありますが、本施設には、予 約管理をされる方等、市の職員の方が何名か常駐されるのでしょ うか？あるいは常駐されないのでしょうか？ | 見学者以外の予約の管理は本市で行います。市職員の勤務時間は未 定で、必要に応じて配置します。 |
| 420 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第5節 | (2) | | 研修室・大研修室 等の管理 | 研修室・大研修室の管理に「見学に利用しない時間帯は一般市民が 使用できるものとする」とありますが、研修室の市民への貸し出し も想定していますか。 | 想定しています。 |
| 421 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第5節 | (2) | | 研修室・大研修室 等の管理 | 予約管理は本市が行うものとする。との記載記載がござい ますが、 ①料金徴収はありますでしょうか。 ②料金徴収がある場合、予約管理とは予約受付・料金徴収につ いても含むとの考えでよろしいでしょうか。 ③利用当日の入場受付業務の所掌は貴市・運営事業者のどちらに なりますでしょうか。 ④仮に貴市で料金徴収を行わないとなった際に貴市への収納方法 はどうなりますでしょうか。 ⑤最終退出後の施錠管理は運営事業者と考えてよろしいでし ょうか。 | 料金徴収については本業務には含みません。 入場受付業務、施錠管理等は運営事業者の所掌とします。 |
| 422 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第5節 | (2) | | 研修室・大研修室 等の管理 | 研修室利用者 ①来訪時間（例：9:00～21:00） ②開館日（例：平日のみ、1/1～3日を除く） をご教示下さい。 | No. 338の回答をご参照ください。 |
| 423 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 29 | 第8章 | 第5節 | (3) | | 研修室・大研修室 等の管理 | 運営事業者は、什器備品等(スポーツ備品含む)・用具の補充及び修 繕等の維持管理 を行うものとする。と記載がござい ますが、スポーツ備品は、バ レーボールのポールやネット、バトミントンのポールやネット、卓 球台をさしており、ボール（バレーボール、バスケットボール、ピ ンポン玉、バトミントンの羽）は含まれないとの認識でよろし ょうか。 | No. 350の回答をご参照ください。 ボール、ピンポン玉、バトミントンの羽については含みませんが、 提案を妨げるものではありません。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------|----|-----|-----|-----|--|---------------------------|---|--|
| 424 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 29 | 第8章 | 第5節 | (4) | | 研修室・大研修室等の管理 | 「災害時においては、必要に応じて本市が避難者を受入れるものとするが、運営事業者は本市に協力すること。」とありますが、想定されている協力範囲をご教示ください。 | 避難者が生活することになるので、廃棄物処理業務に支障のない範囲での、避難者の動線や浴室の利用などへの配慮を想定しています。 |
| 425 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 30 | 第8章 | 第7節 | (1) | | 市民向けイベントの企画 | 運営事業者は、環境啓発に関連するイベントを企画し、年1回以上開催すること。との記載がございますが、大研修室をはじめとする施設内の諸室を無償にて利用することは可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 426 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 30 | 第8章 | 第7節 | | | 市民向けイベントの企画 | イベントは、大研修室や多目的広場など管理施設内を利用できるとの理解でよろしいでしょうか。また、イベントの告知、参加者の募集も運営事業者側で実施するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 427 | 要求水準書「運営・維持管理編」 | 30 | 第8章 | 第9節 | (2) | | 災害発生時の対応及び指定避難所用物資保管倉庫の管理 | 「備蓄品の管理は本市で行う。災害時の避難所運営に協力すること。」とありますが、備蓄品の納入や更新は業務対象外との理解でよろしいですか。納入が必要な場合、必要な備蓄品をご提示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 428 | 要求水準書 運営・維持管理業務編 | 30 | 第8章 | 第9節 | (2) | | 指定避難所用物資保管倉庫の管理 | ①備蓄品の管理は貴市が行うとの記載がございますが、備蓄品の選定・購入・期限管理全て貴市が行うとの理解で宜しいでしょうか。 ②貴市が準備される備蓄品の種類・数量・寸法をご教示下さい（指定避難所用物資保管倉庫の面積20m2以上のご指定について、実際の程度の面積が必要かを想定するため） | ①ご理解のとおりです。 ②種類・数量・寸法については明示できません。20㎡以上面積の確保だけを求めます。 |
| 429 | 要求水準書 添付資料01 | | | | | | 事業実施区域 | 配置計画を検討するに辺り、「要求水準書添付資料01事業実施区域」のCADデータ又はCADデータに類するデータをご提示下さい。 | 提示している資料以外にありません。 |
| 430 | 要求水準書 添付資料01 | | | | | | 事業実施区域 | 河川区域、港湾隣接地域、河川保全区域、海岸保全区域の位置が明確でないため、正確な位置が分かる資料をご提示いただけますでしょうか。 | 必要に応じて各管理者に確認してください。 |
| 431 | 要求水準書 添付資料-01 | | | | | | 事業実施区域 | 河川区域、港湾隣接地域、河川保全区域、海岸保全区域に関して、規制内容及び必要手続き等について許認可権者と事前に協議させて頂いてよろしいでしょうか。 | 必要に応じて行ってください。 ただし、事前に確認して得た回答と実施設計時に再確認したときの回答が異なる場合は、事業者の責任での対応となります。 |
| 432 | 要求水準書 添付資料02 | | | | | | 土質調査結果 | 要求水準書添付資料02にて「廃棄物運搬中継・中間処理施設（破碎機棟）」の土質調査結果をお示しいただいておりますが、「焼却炉棟」の土質調査結果がありましたらご提示いただけますでしょうか。 | 要求水準書添付資料で提示した資料以上のものはありません。 |
| 433 | 要求水準書 添付資料02 | | | | | | 土質調査結果 | 柱状図3本の標高記載「-0.02m/-0.05m/-0.02m」と、要求水準書添付資料10「現況測量図」に示される現況地盤レベルでは3m程度の乖離がありますが、添付資料10が正しいとの理解でよろしいでしょうか。 | 添付資料2及び10はそれぞれ参考資料です。現況地盤レベルを正確に表しているものではありません。 |
| 434 | 要求水準書 添付資料-02 | | | | | | 土質調査結果 | 土質調査結果に添付の柱状図において、「仮BM±0.0000m」は旧焼却炉棟北側のマンホール天端である旨の記載があります。事業者間で計画条件を統一するべく、標高（TP）をご指定願います。 | TPについては不明です。要求水準書添付資料10現況測量図の周辺の標高を参考にしてください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問内容 | 回答 | |
|-----|-----------------|---|----|------|------------------|---|---|
| 435 | 要求水準書 添付資料04 | | | | 各種取合点 | 添付資料04「各種取合点」に関しまして、ご提供頂いた図面の文字が潰れており、内容の確認が出来ません。本添付資料では取合点のみの確認との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 436 | 要求水準書 添付資料04 | | | | 各種取合点 | 下水道取合点の接続高さ、許容排水量及びサイズ等の仕様をご提示いただけますでしょうか。 | 既設人孔は径900mm、深さは取合点付近の車道面-2.63m、管径は200mmです。接続高さは配置や経路により設計・検討してください。 |
| 437 | 要求水準書 添付資料05 | | | | 土壌汚染等に関する資料 | 「土壌試料採取地点」で示されている赤枠で囲われた範囲は凡例に記載されておりませんが、何を表しているのかご教示いただけますでしょうか。 | 土壌汚染対策法に基づく調査（地歴を除く）を省略した範囲です。 |
| 438 | 要求水準書 添付資料05 | | | | 土壌汚染等に関する資料 | 「図 申請に係る土地の場所を明らかにした図面」でハッチングされた箇所は既に形質変更時要届出区域に指定されており、対象地は姫路市HPの「姫路市内の要措置区域等の指定状況」の「指定番号指-87号 ※埋立地管理区域」と理解しておりますが、姫路市HP上では27,978.7㎡に対して9物質が基準不適合（資料中青色ハッチのふっそ及びその化合物に関しては記載がない）となっており、要求水準書添付資料5では9物質の面積は21,578.7㎡の記載があり整合していません。要求水準書が正しいとの理解でよろしいでしょうか。 | 「姫路市内の要措置区域等の指定状況」の「指定番号 指-87号 ※埋立地管理区域」については本敷地の指定されている部分を記載しています。詳細な区域の指定については要求水準書のとおりです。 |
| 439 | 要求水準書 添付資料05 | | | | 土壌汚染等に関する資料 | 「図3-2-1施設配置図1」に記載のまち美化ゴミ等選別施設跡地には残置物はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 440 | 要求水準書 添付資料07 | | | | 解体計画図、事前解体完了時状況図 | 「ダイオキシン・アスベストは除去済み（地下部分の仕上げ材に含有している可能性あり）」と記載がありますが、詳細範囲と数量が把握できませんでした。事業者は調査までの計画のみを見込み、地下部分仕上げ材にダイオキシン・アスベストの含有が確認された場合、別途協議可能という条件に変更いただけないでしょうか。また、調査費用算出のために地下部分仕上材の対象範囲と数量をご提示いただけますでしょうか。 | 庭園の水路に防水が施工されており、防水材料についてはアスベスト含有材としてお見込みください。範囲については水路全域です。その他で検出された場合は協議の対象とします。 |
| 441 | 要求水準書 添付資料07 | | | | 解体計画図、事前解体完了時状況図 | 「GL以深の各種埋設配管・設備機器・タンクは存置」と記載ありますが、添付資料07で提示されていない建物内外全範囲の建築機械設備、建築電気設備、プラント機械設備、プラント電気設備は全て撤去されているとの理解でよろしいでしょうか。他に存置物がある場合は、ご提示いただけますでしょうか。 | 提供できる図面は要求水準書添付資料07「解体計画図、事前解体完了時状況図」のとおりです。GL以深について、建物を構成する上で当然必要となる、各種埋設配管・設備機器・タンク等は撤去の対象としてください。 |
| 442 | 要求水準書 添付資料07 | | | | 解体計画図、事前解体完了時状況図 | 配置計画のため、「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」にて既設構造物の測量を実施されていたら、位置測量結果をご提供いただけないでしょうか。それが難しい場合、事業者にて入札までの間に測量を実施することをお認めいただけないでしょうか。 | 既設構造物の測量は実施予定としていますが、「旧姫路市南部美化センター解体撤去工事」の契約工期内で実施する予定です。ただし、実施時期は未確定のため、入札までに提供できません。工事の安全管理上、事業者にて入札までの間に測量を実施することは認められません。 |
| 443 | 要求水準書 添付資料08 | | | | 工業用水水質 | 工業用水前処理設備の仕様検討のため、鉄・マンガン・濁度等がわかる検査結果をご提示いただけないでしょうか。難しい場合は、事業者で原水水質の調査を実施させていただくか、事業者から直接、兵庫県に検査結果の開示を問い合わせさせていただいてもよろしいでしょうか。 | 前段については添付資料以外に提示できる資料はありません。後段については必要に応じて兵庫県に確認してください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|-------|----|-----|--|--|--------------------|--|---|
| 444 | 要求水準書 添付資料-09 | | | | | | 鳥インフルエンザ搬入車両の荷下ろし場 | 荷下ろし場は、焼却炉棟周回道路の路肩を想定しておりますが、条件や要求事項はございますでしょうか。 | 焼却対象物を荷下ろし場からごみ投入ホッパまで効率的に運び込めるよう配慮してください。 |
| 445 | 要求水準書 添付資料10 | | | | | | 土壌汚染等に関する資料 | 本書は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定申請書類中の『申請に係る調査における試料採取等物質』として特定有害物質9物質、その調査結果として『申請に係る調査の結果』第二溶出基準不適合、土壌含有量基準不適合があったと申請されていると理解しますが、この調査内容及び結果の詳細資料についてご提示願います。 | No. 295の回答をご参照ください。 |
| 446 | 要求水準書 添付資料10 | | | | | | 現況測量図 | 本資料に記載されている地盤高数値はT P 基準の標高レベルと考えてよろしいでしょうか。 | 2025年4月1日以前のTP基準を基にした参考数値です。 |
| 447 | 要求水準書 添付資料-10 | | | | | | 現況測量図 | 資料内に記載されている地盤高さの基準は東京湾平均海面（TP）と理解すればよろしいでしょうか。例えば、敷地北西部の2,601と記載されていれば、TP2.601mと理解すればよろしいでしょうか。 | No. 446の回答をご参照ください。 |
| 448 | 要求水準書 添付資料-10 | | | | | | 現況測量図 | 現況地盤（既設GL±0）は東京湾平均海面（TP）でいくつかご教示いただけますでしょうか。浸水高さ基準となる現況地盤（既設GL±0）から嵩上げした場合、敷地西側道路との接続計画を行うために何うものです。 | No. 446の回答をご参照ください。 |
| 449 | 要求水準書 添付資料-10 | | | | | | 現況測量図 | 造成計画の盛土基準点±0（3,213）については、現況地盤（GL±0）とは異なるベンチマークと理解すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 450 | 要求水準書 添付資料15 | | | | | | 労務費及び単価の補正 | 「現場閉所（現場休息）の達成状況が月単位の4週8休に満たない場合は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じて請負代金のうち補正分（労務費及び単価の補正）を減額変更する。」とありますが、請負代金のうち補正分とはどのように算出される金額でしょうか。計算式を提示いただけないでしょうか。 | 通常、工事の設計書の内、労務費に対して補正を行います。そのため、本業務で作成された工事の設計書にて算出された労務費に対し、補正を行います。補正数値として姫路市工事技術検査室が公表している「姫路市が発注する建築及び設備工事における週休2日制試行要領」に記載の数値をもとに補正金額を算出します。 |
| 451 | 様式集 【Word編】 | | | | | | 代表者印押印について | 代表者名での提出書類のうち、「印」の記載が無い資料については代表者印の押印は不要との理解でよろしいでしょうか。（様式第2-1号 現地見学会への申込書、様式第2-2号 参加者リスト、様式第3-10号 配置予定技術者設置届、様式第4-1号 事業対話の申込書、様式第5-1号 入札金額内訳書） | ご理解のとおりです。 |
| 452 | 様式集(word) | 28 | 6 | (1) | | | 基礎審査に関する提出書類 | 様式6-1～6-5以外で、他に添付すべき資料がありましたらご提示をお願いします(物質収支やフローシート等)。 | 入札関係書類で指示したもの以外は必須ではありませんが、基礎審査における提案内容を確認する際、別途ご質問の物質収支フローやフローシート等を追加提出していただく可能性があります。 |
| 453 | 様式集(word) | 34～54 | | | | | 本市が期待する効果 | 事業提案書の非価格要素審査に関する様式において、「本市が期待する効果」として、落札者決定基準書のP4～6の評価基準に記載の内容に詳細な要求事項など加えたものが記載されておりますが、非価格要素審査において、様式に記載の「本市が期待する効果」の内容も評価基準に含まれ審査対象となるものとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 454 | 様式集 【word編】 | | 6 | (2) | | | 非価格要素審査に関する提出書類 | 記載要領において「A4判で2ページ以内とする」とされている様式は、「A3判で1ページ以内」とすることもお認め頂けないでしょうか。 | 記載要領のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------------|-------------------------|----|-----|--|---------------------------------|---|--|
| 455 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式第7-2号(1) | 「災害廃棄物仮置場としての使用方法及び多目的広場への復旧方法の提案を期待する」とありますが、災害時の対応は貴市範囲であり、それらに係る費用については本事業提案には含まないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、要求水準書のとおり、災害廃棄物の受入れや焼却処理等は業務範囲に含まれます。また、復旧にかかる費用については、「運営委託業務契約書第55条も参照してください。 |
| 456 | 様式集(word) | 35, 44, 45, 49 | 6 | (2) | | 様式第7-2号(2) 他 【記入要領】 | 【記入要領】に添付資料のページ数の指定がなく且つ様式集(excel)にも添付資料の指定がない様式は、事業者提案という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 457 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式第7-7号 | 「様式第7-7号添付資料1の二酸化炭素排出量(t-CO2/年)の合計値を本様式内に転記すること。」とのことですが、評価の対象は、本文に記載する二酸化炭素排出量(t-CO2/年)との理解でよろしいでしょうか。 | 添付資料も含めて総合的に評価します。 |
| 458 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式第7-7号 | CO2排出量を算出するにあたり、燃料使用量には動物焼却に必要な燃料使用量は見込まないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。また、消費電力量にも動物焼却に係る電力量は含めないでください。 |
| 459 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式第7-8号 (1) | 提案発電量は、動物焼却装置の運転を停止している条件で算出するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 460 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式第7-9号 添付資料1 | 「様式第7-9号添付資料1として「処理フロー図」を本様式の後にA3版横で添付すること」とありますが、メインフローの添付のみでよろしいでしょうか。 | No. 461の回答をご参照ください。 |
| 461 | 様式集(word) | 44 | 6 | (2) | | 非価格要素審査に関する提出書類 様式7-9号【記入要領】 | 「様式第7-9号添付資料1として「処理フロー図」を本様式の後にA3版横で添付すること。なお、同添付資料は、上記2ページ以内には含まないものとする。」とありますが、「処理フロー図」は公害防止計画に関連する内容を添付するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 462 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式7-10号 | 様式第7-10号添付資料1「パース図」および様式第7-10号添付資料2「立面図2方向」はともにA4判横でのご指定になっておりますが、入札提案書添付資料(P29)では「図面関係はA3片面印刷でA4サイズに織り込むこと」となっております。A4判とA3判どちらのサイズで添付すればよろしいでしょうか。 | A3片面印刷とします。 |
| 463 | 様式集 【Word編】 第7-11号(2) | | | | | 雨水排水放流基準 | 「雨水を本工事で新たに設置した雨水排水設備へ放流する際に、放流基準に適合させる処理方法の具体的な提案を期待する。また、各放流水についての水質確認の具体的な方法の提案を期待する。」とありますが、雨水に対する放流基準をご提示いただけますでしょうか。 | 各種法令等に基づいて検討してください。 |
| 464 | 様式集 【word編】 | | | | | 様式7-12号 | 様式第7-12号添付資料1「見学ルート図」A4判でのご指定になっておりますが、縦横のご指定はございますでしょうか。また、入札提案書添付資料(P29)では「図面関係はA3片面印刷でA4サイズに織り込むこと」となっております。A4判とA3判どちらのサイズで添付すればよろしいでしょうか。 | A3片面印刷とします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|-----------------|----|------------------|--|---|
| 465 | 様式集 【word編】 | | | 様式第7-14号 | 「(1)地元貢献」については、様式8-13号及び様式8-14号に基づき定量評価とするため、本様式内には「(1)地元貢献」に係る提案は記載しないこと。」との記載がございますが、様式第8-13号では「注11) 提案地元発注金額を様式第7-14号に転記したうえで提案すること」、様式第8-14号では「注9) 提案市内発注金額を様式第7-14号に転記したうえで提案すること」との記載があります。よって、様式第7-14号には設計・建設業務および運営・維持管理業務における地元発注金額をそれぞれ総額のみ記載するとの理解でよろしいでしょうか。 | 様式第7-14号に記載する提案内容のうち「(1)地元貢献」に関しては、様式8-13号及び様式8-14号の「提案地元発注金額」欄の金額だけを記載し、それ以外の提案は記載しないこととしております。「(2)地元雇用」に関する提案も、本様式内で記載してください。 |
| 466 | 様式集 【word編】 | | | 様式第7-14号 | (2) 地元雇用については、運営期間中の地元雇用人数、地元雇用金額を提案するとの理解でよろしいでしょうか。また、地元雇用金額が未達となった場合は地元企業への発注金額と同様に未達に係る減額措置の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、落札者決定基準に示す評価基準、様式集に示す期待する内容をもとにご提案ください。後段については、減額措置は規定していませんが、毎年度の運営モニタリングにおいて確認し、未達であれば改善を指示してまいります。 |
| 467 | 様式集(excel) | 様式7-4号 添付資料1 | | 運転体制図 | 運転体制について、仮に運営期間で異なる体制となる場合は、運営期間とその体制を複数記載(複数ページになる場合もあると思います。)することよろしいでしょうか。(例: 運営1年目~3年目 ○○人、運営4年目~20年目 ○○人等) | 可とします。 1ページで収まりきらない場合は複数ページとなることも認めます。 |
| 468 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式7-7号 添付資料1 | 注3) において動物焼却炉棟との記載がありますが、動物焼却炉停止時の二酸化炭素排出量を記載するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 No. 459の回答もご参照ください。 |
| 469 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式7-7号 添付資料1 | 電力量には、ごみ焼却発電や太陽光発電によるCO2削減量の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 470 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式7-7号 添付資料1 | 購入電力量の二酸化炭素排出量の排出量欄に計算式が入力されていませんが、活動量×二酸化炭素換算係数を入力するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 注4) もご参照ください。 |
| 471 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式第7-8号 添付資料1 | 「注2) ピンクセルの数値は、事業提案書本体に記載すること」とありますが、提案発電量の評価の対象は基準ごみ100%のみとの理解でよろしいでしょうか。 | 添付資料も含めて総合的に評価します。 |
| 472 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式第7-8号 添付資料1 | 太陽光発電分などごみ焼却発電以外は含まないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 473 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式第7-8号 添付資料3 | 逆潮流(売電) とありますが、本様式で記載する電力量は事業者範囲のみに係るものであるため、本数値が保証値にはならないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 474 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式第7-8号 添付資料3 | 逆潮流分_売電等の電力量を記入するご指示ですが、ここに記載する電力量は以下で算出するとの理解でよろしいでしょうか。 式) 発電量(kWh/年) + 事業者範囲で使用するために購入する電力量(kWh/年) - 事業者範囲で消費する電力量(kWh/年) | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------------------|------------------------------|----|--|---|------------------|
| 475 | 様式集 【excel編】 | | | 第7-8号添付資料3 | 「※：事業者範囲のみ（管理棟、大研修室、動物焼却炉等）を除く」とありますが、消費電力量算出の対象範囲は焼却炉棟、計量棟との理解で良いでしょうか。事業者間の公平性を担保する為、対象範囲を明確にして頂ければと思います。 | ご理解のとおりです。 |
| 476 | 様式集 【Excel編】 第7-8号 | | | 添付資料1 | 年間の発電量を算出するにあたり、各月の外気温度の設定値をご提示いただけますでしょうか。 | それぞれ想定で計画してください。 |
| 477 | 様式集(excel) | 様式 第8-3 号 | | 固定費A（人件費） | 日勤者・運転者の小計欄に記載の単位「千円」は、「円」と読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 478 | 様式集(excel) | 様式 第8-3 号 | | 固定費A（人件費） | 職種について日勤者・運転者と直勤者（事務等）の区分になっておりますが、上段には日勤者、下段にはシフト勤務者を記載すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 479 | 様式集(excel) | 様式 第8-5 号 | | 固定費A（修繕更新費） | 様式に記載の合計金額について、年度間の費用を合計欄にて明確化した上で、合計欄の下に平準化した金額を記載する欄を設けてもよろしいでしょうか。また、その平準化した金額を様式第8-11号に展開することでよろしいでしょうか。 | 様式集のとおりとします。 |
| 480 | 様式集(excel) | 様式 第8-5 号 | | 固定費A（修繕更新費） | 固定費Aその他費の保守管理費を、固定費A修繕更新費に含めて記載しても宜しいでしょうか。 | 原則、様式集のとおりとします。 |
| 481 | 様式集 【Excel編】 | | | 様式第8-7号 | 設備の項目に建築設備等が入っておりませんが、雑設備に含めることでよろしいでしょうか。もしくは、別項目で記入した方がよろしいでしょうか。 | 様式集を修正します。 |
| 482 | 様式集(excel) | 様式 第8- 11号 | | 事業収支表（損益計算書） | 注記「注1）一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入すること。）」とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと（丸め誤差）はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 483 | 様式集(excel) | 様式 第8- 11号 | | 事業収支表（損益計算書） | ②営業費用の「その他経費」は、様式第8-6, 8-10号と整合をとり「その他費」と読み替えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 484 | 様式集(excel) | 様式 第8- 11号 | | 事業収支表（損益計算書） | 様式第8-8号 変動費B（電気・用水・下水の基本料金以外の費用）を②営業費用では運転経費の変動費の欄に示すことでよろしいでしょうか。 | 提案によります。 |
| 485 | 様式集(excel) | 様式 第8- 11 号, 12号 | | 事業収支表（損益計算書） 事業収支表 （キャッシュフロー計算書） | 注記「注3）※1：令和9年1～3月分を入力すること」と記載がございます。入札説明書P30の通り仮に特別目的会社を12月に設立した場合、令和8年12月分も令和8年度に含めて入力しますが、お認めいただけますでしょうか。 | 提案を認めます。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------|----------|----|------------------------|--|---------------------------------|
| 486 | 様式集(excel) | 様式第8-12号 | | 事業収支表 (キャッシュフロー計算書) | 注記「注1) 一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入すること。)」とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 487 | 様式集【Excel編】第8-11, 12号 | | | 説明欄 | 事業収支表(損益計算書)及び(キャッシュフロー計算書)に「 ■ 説明欄」が設けられていますが、記載内容に対する備考的な用途との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 488 | 様式集 | 第8-13号参考 | | 地元発注金額の考え方(設計・建設業務) | 様式第8-13号参考(甲型JV)(乙型JV)に関し、仮にプラントメーカーを代表企業とし、建設会社と分担施工方式(乙型JV)で共同企業体を結成する場合(かつ、建設会社は市外企業、市内企業の共同施工方式(甲型JV)とする場合)、様式第8-13号(参考)乙型に沿って検討するということが宜しいでしょうか。 | 甲型JV、乙型JVそれぞれ記載の例示に沿って検討してください。 |
| 489 | 様式集 | 第8-13号参考 | | 地元発注金額の考え方(設計・建設業務) | 様式第8-13号参考(乙型JV)の「構成員C(市内)」の直営施工金額の考え方に関し、下請会社への発注、支払はすべて「代表企業A(市外)(プラント)」と「構成員B(市外)」が実施し、「構成員C(市内)」が後から(同社が所属する構成員B、C間の共同企業体(甲型)への)出資比率、持分相当を負担する形式とする場合、「構成員C(市内)」の直営施工金額の考え方は、「(左記甲型共同企業体のうち)同社持分に相当する工事請負契約金額」の全額ではなく、「(左記甲型共同企業体のうち)同社持分に相当する工事請負契約金額」-「(左記甲型共同企業体の総下請発注金額×同社出資持分比率)」で導かれる金額、すなわち、「構成員C(市内)」分の諸経費、一般管理費相当と理解して宜しいでしょうか。(当質問の前提は、プラントメーカーを代表企業Aとし、建設会社と分担施工方式(乙型JV)で共同企業体を結成し、かつ、建設会社は市外企業である「構成員B(市外)」と「構成員C(市内)」の共同施工方式(甲型JV)とする場合を想定しています。) | 甲型JV、乙型JVそれぞれ記載の例示に沿って検討してください。 |
| 490 | 様式集【Excel編】第8-13号 | | | 設計・建設業務における地元発注金額 | 「注4) 企業名称は、仮称とする。」とありますが、正本には企業名が分かる凡例の添付が必要でしょうか。「様式第8-14号 運営・維持管理業務における地元発注金額」についても同様にご確認をお願いします。 | 不要です。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|---------------------------------------|-----|-----|---|-----|----|---------------------|---|--|
| 491 | 様式集 【Excel編】 第8-13号 参考（乙型JV） | | | | | | 地元発注金額の考え方（設計・建設業務） | <p>事業者が元請で乙型JVを組成し、かつ建築物の設計・建設を行う者として市内企業と市外企業で構成される甲型JVが含まれる場合、地元発注金額の対象として甲型JVの市内企業の出資比率分をカウントできるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、甲型JVから一次下請として市内企業に発注した場合、出資比率分を除いた分を地元発注金額としてカウント出来ると理解してよろしいでしょうか。以下、計算例です。</p> <p>【地元発注金額計算例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙型JVのうち、甲型JV所掌の工事金額が100億円、甲型JVの出資比率が市内企業:30%、市外企業:70%であった場合、地元発注金額は100億円×30%=30億円 ・上記甲型JVから一次下請の市内企業に工事金額10億円を発注する場合、地元企業発注金額は10億円×70%(100%-30%(乙型JVのうち市内企業の出資比率))=7億円 | 甲型JV、乙型JVそれぞれ記載の例示に沿って検討してください。 |
| 492 | 様式集 【Excel編】 第8-13号 参考（乙型JV） | | | | | | 地元発注金額の考え方（設計・建設業務） | <p>工事において市内の「直営施工金額」を地元発注金額としてカウントされるよう例示頂いておりますが、事業提案書提出時点で「再下請金額」を考慮し「直営施工金額」をご提示することは困難と考えられます。</p> <p>つきましては、物品調達や委託等同様に「再下請金額」と「直営施工金額」という分け方をせずに、市内への「契約金額」でカウント頂けるようにご検討頂けないでしょうか。</p> <p>「様式第8-14号参考（運営） 地元発注金額の考え方（運営・維持管理業務）」についても同様にご確認をお願いします。</p> | 当該様式を参考に地元発注金額を計算してください。評価の対象となるのは地元発注金額のみです。結果として異なる企業への発注となっても構いませんが、最終的に提案された地元発注金額を下回った場合は提案未達となり、ペナルティの対象となります。 |
| 493 | 様式集 【Excel編】 | | | | | | 様式第8-13号 | 「注3）本店又は本社が姫路市内の企業のみを記載すること」とありますが、本事業の入札公告時点（令和8年1月26日現在）に所在していることを条件とするとの理解でよろしいでしょうか。 | 提案時に予定していた企業が移転等により市外へ移転した場合は、実際の当該業務発注時の所在により地元発注かどうかを判定します。提案された地元発注金額を下回った場合は提案未達となり、ペナルティの対象となりますので、それも考慮の上提案してください。 |
| 494 | 様式集 【Excel編】 | | | | | | 様式第8-14号 | 「注3）本店又は本社が姫路市内の企業のみを記載すること」とありますが、本事業の入札公告時点（令和8年1月26日現在）に所在していることを条件とするとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 493の回答をご参照ください |
| 495 | 様式集【要求水準に対する設計仕様書（設計・建設業務編）】 | | | | | | 記入要領 | 「提案内容が要求水準から変更がない場合は、「適合」欄に「○」を記載し」とありますが、要求水準書で[]で、事業者提案である場合も適合欄に「○」を記載するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。「○」をご記入頂き、その内容をご記載ください。 |
| 496 | 落札者決定基準 | 5 | IV | 3 | 1 | | (1) 地元貢献 | 「※下請金額は第二次下請けまでとする」との記載がありますが、第三次下請け以下に関しては、第二次下請会社が市内企業、市外企業の何れに発注するとしても提案内容に影響を与えないと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、地元発注金額は入札説明書添付資料7に記載のとおり、未達の場合は減額措置となることにご留意ください。 |
| 497 | 落札者決定基準書 | 4~6 | 第3章 | 2 | (1) | 表1 | 評価項目・評価基準 | 評価基準に記載の内容は、様式第7-2~17号の「本市が期待する効果」に記載されている内容が含まれていない部分が多くありますが、非価格要素審査は本表の記載に基づき評価されるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|---|------|----|------|----|-----------|---|--|
| 498 | 落札者決定基準書 | 5 | 第3章 | 2 | (1) | 表2 | 評価項目・評価基準 | 表2の3. 地元貢献(2) 地元雇用について、運営期間において積極的な地元雇用への配慮を具体的に提案しているか。との記載がございませぬが、地元雇用の定義としては、貴市在住者であればよろしいでしょうか。もし、定義が異なるようであれば具体的にお教え頂けませぬでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 499 | 基本協定書(案) | 1 | 第3条 | | | | 事業契約の締結 | 「・・・添付の事業契約書(案)の形式及び内容にて・・・」とありますが、入札関係書類に関する質問回答に加え、落札者決定後に貴市と落札者にて契約協議を実施頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 入札説明書第4章7.(4)(契約内容に関する協議)に記載のとおりです。 |
| 500 | 基本協定書(案) | 5 | 第5条 | 1 | (11) | | 運営事業者 | 運営事業者の本店所在地について、建設期間中で現場に代理人等が駐在し郵便物等の受取が可能となった段階から本施設内に設定することはお認め頂けませぬでしょうか。 | No. 15の回答をご参照ください。 |
| 501 | 基本協定書(案) | 7 | 第10条 | 2項 | | | 秘密保持義務 | 「開示を受けた当事者が第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報」については、秘密情報に含まれませぬものと理解してよろしいでしょうか。 | 秘密情報から除外される範囲は基本協定書(案)第10条第2項記載のとおりであり、ご質問に記載の情報であることをもって秘密情報から除外されるものではありません。 |
| 502 | 基本協定書(案) | 7 | 第10条 | 3 | (1) | | 秘密保持義務 | 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂きたく存じます。 | 基本協定書(案)のとおりとします。 |
| 503 | 基本協定書(案) | 7 | 第10条 | 3 | (2) | | 秘密保持義務 | 本企業グループの秘密情報が公開された場合、本企業グループの競争上の地位が害される恐れがありますので、本企業グループの秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとしていただきたくお願い申し上げます。 | 基本協定書(案)のとおりとします。 |
| 504 | 基本協定書(案) | 7 | 第10条 | 3項 | (5) | | 秘密保持義務 | 本事業は、運営事業者を設立し、同者に本施設の運営・維持管理業務を行わせることを前提として入札を行うものと理解しておりますが、運営事業者以外の第三者に運営及び維持管理に関する業務を委託する場合は、何を想定されているのでしょうか。 | 現時点では当該第三者について具体的な想定はありませぬ。 |
| 505 | 基本協定書(案) | 7 | 第10条 | 3 | (5) | | 秘密保持義務 | 本号に定める開示対象者は、本企業グループの競合他社が含まれると考えられるところ、本企業グループの秘密情報が当該開示対象者に開示されると、本企業グループの競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたくお願い申し上げます。 | 基本協定書(案)のとおりとします。 |
| 506 | 基本協定書(案) | 8 | 第12条 | | | | 本協定の有効期間 | 本協定の有効期間が「本事業の終了の日まで」となっておりますが、基本協定書の趣旨は第1条に定められているとおり事業契約締結に向けた協力内容の合意であり、事業契約締結を持って協定書の役割は完了するものと考えられますので、有効期間を「事業契約の締結の日まで」としていただけないでしょうか。もし、有効期間を本事業の終了の日までのままとする場合、建設工事請負契約書第1条第3項等で定める優先順位はどのようになるかご教示ください。 | 基本協定書(案)のとおりとします。基本協定書はそもそも建設工事請負契約の内容を構成しませぬので、基本協定書に係る優先順位を規定する必要はないと考えます。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------|-----------------------|-------|----|-----|--|------------|--|---|
| 507 | 基本協定書(案) | 別紙 (第6 条関 係) | 6項 | | | | 別紙(第6条関係) | 基本協定書第10条2項に該当する情報についてはこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 508 | 基本協定書(案) | | 別紙 | 6 | | | 出資者誓約書 | 第三者開示禁止の対象が「本事業に関して知り得た全ての情報と なっていますが、基本協定書第10条に定める秘密情報が対象(例え ば、第10条第2項各号のいずれかに該当する情報は対象外)との理 解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 509 | 基本契約書(案) | 2 | 第7条 | | | | 本施設の整備等 | 業務の内容について、入札関係書類に関する質問回答に加え、落札 者決定後に貴市と落札者にて契約協議を実施頂けるとの理解で宜し いでしょうか。 | No. 499の回答をご参照ください。 |
| 510 | 基本契約書(案) | 3 | 第9条 | | | | 運営事業者の支援 等 | 本条及び別紙3保証書において、運営事業者による損害賠償義務及 び違約金支払い義務その金銭債務について、代表企業に連帯保証義 務が課せられております。当該保証責任につきましては契約金額を 上限とすることをご検討いただけないでしょうか。 | 基本契約書(案)のとおりとします。 |
| 511 | 基本契約書(案) | 5 | 第14 条 | 3 | (1) | | 秘密保持義務 | 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を 負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知 を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確 認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でな く、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つ きましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要とし て頂きますようお願い申し上げます。 | 基本契約書(案)のとおりとします。 |
| 512 | 基本契約書(案) | 5 | 第14 条 | 3 | (2) | | 秘密保持義務 | 本企业グループ又は運営事業者の秘密情報が公開された場合、本企 業グループ又は運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありま すので、本企业グループ又は運営事業者の秘密情報が含まれる情報 を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定す ることとして頂きたいようお願い申し上げます。 | 基本契約書(案)のとおりとします。 |
| 513 | 基本契約書(案) | 5 | 第14 条 | 3 | (5) | | 秘密保持義務 | 本号に定める開示対象者は、本企业グループ又は運営事業者の競合 他社が含まれると考えられるところ、本企业グループ又は運営事業 者の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、本企业グループ又 は運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該 開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等につい て協議の上決定することとして頂きたいようお願い申し上げます。 | 基本契約書(案)のとおりとします。 |
| 514 | 基本契約書(案) | 5 | 第14 条 | 3項 | (5) | | 秘密保持義務 | 本事業は、運営事業者を設立し、同者に本施設の運営・維持管理業 務を行わせることを前提として入札を行うものと理解しております が、運営事業者以外の第三者に運営及び維持管理に関する業務を委 託する場合は、何を想定されているのでしょうか。 | No. 504の回答をご参照ください。 |
| 515 | 基本契約書(案) | | 別紙1 | ハ | | | 不可抗力 | 不可抗力の定義について、「通常の見込み可能な範囲外のもの」とあ りますが、自然災害を事前に具体的に予見することは不可能である ため、契約の時点で具体的に予見して然るべきであったという 特別な事情がない限り、自然災害に関しては不可抗力に該当する と いう理解でよろしいでしょうか。 | 自然災害に係る不可抗力の範囲は、その定義のとおり、「通常の見 込み可能な範囲外」かどうかで判断され、ご記載の「特別な事情」の 有無で判断されるものではありません。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|---|-------|-----|-----|--|---------------------|--|--|
| 516 | 建設工事請負契約書(案) | 1 | 第1条 | 第3項 | | | 総則 | 函書の優先順位について、建設工事請負契約書、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順とされています。また、質問回答については、基本契約の定義によれば要求水準書に関するものを除いて、入札説明書等に含まれるとされており、現状の順位ですと、本請負契約書よりも優先順位が低くなるものと解されます。質疑を受けてその後改訂されなかったところを含めて、質問回答については契約解釈にあたり再優先して参照されると理解してよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書の解釈に際しては、建設工事請負契約書(案)第1条第3項のとおり、約款が質問回答よりも優先します。 |
| 517 | 建設工事請負契約書(案) | 1 | 第1条 | 5 | | | 総則(通知等) | 後段但書の発注者の通知に関して、これらも受注者とのインターフェイス上重要な事項であり、「言った言わない」の認識違いを避けるため、書面での通知をお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 518 | 建設工事請負契約書(案) | 2 | 13 | | | | 共同企業体を結成している場合の連帯責任 | 本件契約上の債務、損害賠償に関し、共同企業体の各企業が連帯して責任を負う旨が規定されていますが、分担施工方式(乙型)にて共同企業体を組成する場合、一次的にはまず、各業務の分担企業が貴市に対応をするという理解で宜しいでしょうか。 | 建設工事請負契約書(案)第1条第13項のとおり、各企業が建設工事請負契約上の債務・損害の全部について連帯責任を負います。 |
| 519 | 建設工事請負契約書(案) | 3 | 第1条の2 | 3 | (1) | | 秘密保持義務及び個人情報の取扱い | 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂きますようお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 520 | 建設工事請負契約書(案) | 3 | 第1条の2 | 3 | (2) | | 秘密保持義務及び個人情報の取扱い | 受注者の秘密情報が公開された場合、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、受注者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたいようお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 521 | 建設工事請負契約書(案) | 3 | 第1条の2 | 3 | (5) | | 秘密保持義務及び個人情報の取扱い | 本号に定める開示対象者は、受注者の競合他社が含まれると考えられるところ、受注者の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたいようお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 522 | 建設工事請負契約書(案) | 3 | 第1条の3 | (3) | | | 設計業務の範囲 | 「発注者提示の調査結果以外に必要な事前調査」について、「必要となる」という範囲が曖昧であり、実務的に全ての調査をカバーするのは非現実的ですので、合理的な範囲・前提を決めるにあたり、発注者と協議・合意させて頂きながら進めさせて頂ければ幸いです。また、当該調査の結果、仮に入札前提と異なる対応が必要となる場合には、増加費用・工期調整について別途ご相談させて頂きたく存じます。 | 建設工事請負契約書(案)第1条の3本文に記載のとおり、設計業務の範囲の詳細は「要求水準書の記載に従う」となっていることもあり、範囲が曖昧とは考えておりません。増加費用・工期調整については、建設工事請負契約の内容に基づき対応します。 |
| 523 | 建設工事請負契約書(案) | 3 | 第1条の3 | (5) | | | 設計業務の範囲 | ここでの「許認可申請」については、あくまで受注者名義で申請要なものが対象と考えています。発注者名義で申請要な許認可については、受注者の協力が必要な場合は適宜の協力を行うという理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書(案)第1条の3の規定上、受注者名義の許認可に限らず、設計業務に係る許認可の申請が設計業務の範囲に含まれますので、もし受注者名義以外の許認可が設計業務に係るものとして必要になる場合は、契約上の設計業務の内容は協力にとどまるものではありません。もっとも、もし発注者名義の許認可が必要になる場合には、事実上、受注者が行うことができる業務が協力にとどまる可能性はあります。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|---|-------|-----|--|--|--------------|--|--|
| 524 | 建設工事請負契約書(案) | 4 | 第1条の2 | 2項 | | | 秘密保持義務 | (5)として、以下の内容を追加いただけますでしょうか。 「正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの、又は本委託契約と関係なく独自に開発されたもの。」 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 525 | 建設工事請負契約書(案) | 4 | 第1条の4 | (5) | | | 建設業務の範囲 | 近隣対応については、一義的に住民との接点・直接的な窓口となるべきは施主たる発注者との認識をしています。設計・建設業務に係る内容説明等の実務については、発注者との綿密な連携の下、行うこととして頂きたいとお願い申し上げます。 | 質疑とは認められないため回答できません。 |
| 526 | 建設工事請負契約書(案) | 4 | 第1条の5 | 1項 | | | 設計・建設業務の実施方法 | 「要求水準書に記載のない場合であっても、提案書の記載の範囲内で要求性能を充足し、本施設を適正に稼働させるために必要なものは、受注者の費用と責任において設計又は施工しなければならない。」としていただけませんか。 また、要求水準書に記載のない要求性能とは何を意味しているのかご説明いただけませんか。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 なお、「要求性能」の定義については、基本契約書(案)別紙1をご確認ください。 |
| 527 | 建設工事請負契約書(案) | 4 | 第1条の5 | 1 | | | 設計・建設業務の実施方法 | 入札前提条件からの変化がある場合は、別途費用・工期精算の対象として頂きたいとお願い申し上げます。 | 前提条件と著しく異なる対応が必要となる場合は、協議します。 |
| 528 | 建設工事請負契約書(案) | 4 | 第1条の5 | 3 | | | 設計・建設業務の実施方法 | 検査・試験の実施にあたり、発注者が立会する場合には、当該立会者の人件費・交通費等は発注者負担との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 529 | 建設工事請負契約書(案) | 4 | 第2条 | | | | 関連工事の調整 | 現時点において解体工事に加えてどのような関連工事が予定されているかご教示ください。当該調整を行うことによって、追加費用・工期延長が必要となる場合はその調整に係る別途協議をお願い申し上げます。 | 現時点において、「① 工業用水道布設替工事」、「② 入船幹線(その2) 布設替工事」、「③ ②に伴う舗装本復旧工事」が予定されています。 |
| 530 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条の2 | 1 | | | 事前調査 | 調査対象となるものを協議により特定させて頂きたいとお願い申し上げます。また、当該調査の結果、入札の前提条件と異なる結果が出た場合は、費用・工期について精算・調整対象とさせて頂きたいとお願い申し上げます。 | 調査内容については要求水準書「設計・建設業務編」もご確認ください。本市との協議により調査業務の範囲を限定することは想定していません。また、費用・工期の調整については、工事請負契約の内容に基づき対応します。 |
| 531 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条の2 | 2 | | | 事前調査 | 調査対象となるものを協議により特定させて頂きたいとお願い申し上げます。また、当該調査の結果、入札の前提条件と異なる結果が出た場合は、費用・工期について精算・調整対象とさせて頂きたいとお願い申し上げます。 | No. 530の回答をご参照ください。 |
| 532 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条の2 | 3 | | | 事前調査 | 「障害物の存在がこの契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合」とありますが、障害物の存在を事前に具体的に予見することは不可能であるため、契約の時点で具体的に予見して然るべきであったという特別な事情がない限り、「予見できるもの」に当たらないとの理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書(案)第3条の2第3項に記載のとおり、「当該障害物の存在がこの契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである」かどうかで判断され、ご質問に記載の「特別な事情」の有無で判断されるものではありません。 |
| 533 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条の2 | 5 | | | 事前調査 | 本項ただし書きの定めに従い解除された場合、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 同ただし書に基づく解除を行ったことを理由に市が損害を賠償することは想定していません。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|-------|-----|---------------------------------|--|-------------------|---|---|
| 534 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条の2 | 第5項 | | | 事前調査 | 本項において要求水準書等から予見することができない障害物が発見された場合に、受注者からの追加費用の見積りについて検討する旨の記載がありますが、この場合に、発注者が障害物撤去を指示した際に、追加費用の見積りに記載された必要と認められる建設工事費及び工期の延伸について、貴市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事費及び工期の延伸について協議します。 |
| 535 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条 | 2 | | | 工程表等 | 発注者の都合で当初予定されている条件から逸脱した内容で工程表の修正を請求された場合、その結果、追加費用・工期延長が必要となる場合はその調整に係る別途協議をお願い申し上げます。 | 費用・工期の調整については、工事請負契約の内容に基づき対応します。 |
| 536 | 建設工事請負契約書(案) | 5 | 第3条 | 3 | | | 工程表等 | 受注者の責がなく、工程表の修正を請求された場合、その結果、追加費用・工期延長が必要となる場合はその調整に係る別途協議をお願い申し上げます。 | 費用・工期の調整については、工事請負契約の内容に基づき対応します。 |
| 537 | 建設工事請負契約書(案) | 7 | 第6条 | 2 | | | 一括委任又は一括下請負の禁止 | 全ての下請負人発注契約について、全て発注者の承諾対象とするのは、実務的に煩雑となりますので、主要な一次下請事業者に限定させて頂きたくお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 538 | 建設工事請負契約書(案) | 8 | 第8条の3 | 2項 | | | 著作権の利用等 | 受注者が作成した目的物の著作権を発注者に無償で譲渡する旨が規定されていますが、当該目的物は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積が含まれているものであり、受注者の競争力の源泉となりうるものです。当該目的物の著作権を発注者に譲渡し、第三者への開示や譲渡を含めて制限なく取り扱えることとなり、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、受注者にとっては受け入れ難い条件です。本項は以下の通り変更をお願い致します。 「目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は受注者に帰属する。ただし、受注者は、発注者に対して、本請負契約の目的を達成するために必要な限度で、当該著作物に係る著作権を無償で使用させる。」 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 なお、あくまで工事請負契約の目的物に係る著作権に限定されるものであり、かつ、目的物が著作物に該当する場合には限られますので、一般的に受注者が受け入れ難い条件とはいえないものと解しています。 |
| 539 | 建設工事請負契約書(案) | 8 | 第8条の3 | 3項 | (1) (2) (3) (4) (5) | | 著作権の利用等 | 上記17により削除していただけませんか。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 540 | 建設工事請負契約書(案) | 9 | 第8条の3 | 5 | | | 著作権の利用等 | 目的物には受注者の秘密情報が含まれていると考えられるところ、それが公表等された場合、受注者の競争上の地位が害される恐れがありますので、目的物を公表等される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きますようお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 541 | 建設工事請負契約書(案) | 12 | 第13条 | 2 | | | 工事材料の品質及び検査等 | 「直接要する費用」には、監督員の立会に係る人件費・交通費などは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 542 | 建設工事請負契約書(案) | 13 | 第14条 | 6 | | | 監督員の立会い及び工事記録の整備等 | 「直接要する費用」には、監督員の立会に係る人件費・交通費などは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|--------|----------------|--|--|--------------------------|---|---|
| 543 | 建設工事請負契約書(案) | 15 | 第17条 | 4 | | | 要求水準書等不適合の場合の修正義務及び破壊検査等 | 「直接要する費用」には、監督員の立会に係る人件費・交通費などは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 544 | 建設工事請負契約書(案) | 17 | 第19条 | 5項 | | | 地域住民対応 | 本施設のサイトは貴市による選定であり、その近隣住民との共生については第一義的に貴市の所掌と考えます。近隣対策の結果発生した増加費用及び損害は貴市ににご負担いただきたいと考えます。 | 増加費用・損害の負担については、工事請負契約の内容及びリスク分担のとおり対応します。 |
| 545 | 建設工事請負契約書(案) | 18 | 第22条 | | | | 受注者の請求による履行期間の延長 | 「履行期間の延長請求」のみならず、「増加費用の請求」についても対象として頂きたいようお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 546 | 建設工事請負契約書(案) | 18 | 第24条 | 1 | | | 履行期間の変更方法 | 「協議が整わない場合、発注者が定め、受注者に通知する」について、建設業法における「著しく短い工期の禁止」の理念をも踏まえ、不合理な一方的通知とならないよう、適正な反映を何卒宜しくお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)第21条のとおり考慮します。 |
| 547 | 建設工事請負契約書(案) | 18 | 第24条 | 1項 2項 | | | 履行期間の変更方法 | 本条文は第22条第1項及び第23条第1項にも適用されると解釈されるのでしょうか。 | 第22条及び第23条第1項にも適用されます。 |
| 548 | 建設工事請負契約書(案) | 18 | 第25条 | 1項 2項 3項 | | | 設計・建設工事費の変更方法等 | 本条文は第22条第2項及び第23条第2項にも適用されると解釈されるのでしょうか。 | 第23条第2項にも適用されます。 |
| 549 | 建設工事請負契約書(案) | 18 | 第25条 | 1 | | | 設計・建設工事費の変更方法 | 「協議が整わない場合、発注者が定め、受注者に通知する」について、建設業法における「不当に低い請負代金の禁止」の理念をも踏まえ、不合理な一方的通知とならないよう、適正な反映を何卒宜しくお願い申し上げます。 | 建設業法第19条の3の趣旨に則り、適切に対応します。 |
| 550 | 建設工事請負契約書(案) | 19 | 第26条 | 7 | | | 賃金又は物価の変動に基づく設計・建設工事費の変更 | 「協議が整わない場合、発注者が定め、受注者に通知する」について、建設業法における「不当に低い請負代金の禁止」の理念をも踏まえ、不合理な一方的通知とならないよう、適正な反映を何卒宜しくお願い申し上げます。 | 入札説明書等の規定に基づき適切に対応します。 |
| 551 | 建設工事請負契約書(案) | 20 | 第26条の2 | 第4項 | | | 提案地元発注金額未達減額措置 | 発注者は、契約保証金等を違約金に充当した後に余剰があったとしても、契約保証金等は返還されず、違約金として発注者に帰属するとされています。左記の取り扱いとした場合、元々取り決めていた違約金以上の額を発注者に賠償することとなります。違約金の取り決めが意味をなさなくなってしまいますところ、「違約金として発注者に帰属する。」は「契約保証金として引き続き留保される」と読み替えてよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書(案)第26の2第4項については削除します。それに伴い第5項以後の項番号について整理します。 |
| 552 | 建設工事請負契約書(案) | 23 | 第30条の2 | 第2項 | | | 法令変更 | 契約締結日以降の労働関係法令等の変更により、施工計画・工事実施計画の通りに施工することができない事象が発生した場合に、工期の変更及びこれらの変更による建設工事費の負担について、貴市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。 | 追加費用の負担について、記載の「労働関係法令等の変更」が、「本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更として発注者が認めるもの」に該当する場合は、本市が負担しますが、労働関係法令の変更は、多くの場合、これに該当しないものと思料します。なお、工期変更は工事請負契約書(案)第30条の2第1項等が適用されます。 |
| 553 | 建設工事請負契約書(案) | 23 | 第30条の2 | 2 | | | 法令変更 | 追加費用のみならず、工期変更が必要な場合は併せてこれも協議対象になるとの理解でよろしいでしょうか。 | 工事請負契約書(案)第30条の2第1項等が適用されます。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|--------|----------|--|--|--------------------------|--|--|
| 554 | 建設工事請負契約書(案) | 23 | 第30条の2 | 2 | | | 法令変更 | 法令変更の内容に係る説明表の中の記載で、「資金的支出を伴う法令等の変更」と限定的な記載になっていますが、新法令への適合のため「費用の発生を伴う」手段を採る場合もあり得るため、かかる限定的記述部分は削除頂きたくお願い申し上げます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 555 | 建設工事請負契約書(案) | 24 | 第31条 | 1 | | | 設計・建設工事費の変更に代える要求水準書等の変更 | 「協議が整わない場合、発注者が定め、受注者に通知する」について、建設業法の理念も踏まえ、不合理な一方的通知とならないよう、何卒宜しくお願い申し上げます。 | 不合理な内容にて通知することは前提としておりません。 |
| 556 | 建設工事請負契約書(案) | 24 | 第31条の2 | 7 | | | 試運転 | 補修が必要となった理由が受注者の責に帰すべきものでない場合には、「受注者の費用と責任」は適用外との理解でよろしいでしょうか。 | 適用外ではありません。 |
| 557 | 建設工事請負契約書(案) | 25 | 第31条の4 | 4 | | | 予備性能試験及び引渡性能試験 | 追加工事等が必要となった理由が受注者の責に帰すべきものでない場合には、「受注者の費用と責任」は適用外との理解でよろしいでしょうか。 | 適用外ではありません。 |
| 558 | 建設工事請負契約書(案) | 26 | 第31条の4 | 7 | | | 予備性能試験及び引渡性能試験 | 補修等が必要となった理由が受注者の責に帰すべきものでない場合には、「受注者の費用と責任」は適用外との理解でよろしいでしょうか。 | 適用外ではありません。 |
| 559 | 建設工事請負契約書(案) | 26 | 第32条 | 2 3 | | | 引渡し | 工事途中段階ではない、引渡性能試験完了後段階において「最小限度破壊して検査」することが果たして現実的かという点はありません。仮に、当該破壊検査を強行して結果的に問題が無かった場合、その復旧費用は発注者負担として頂き、且つ、引渡はその復旧を待たずして、引渡申出日を以って引渡しとさせて頂きたく存じます。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 560 | 建設工事請負契約書(案) | 30 | 第38条 | 10 11 | | | 部分払 | 部分払を請求しようとするときは、発注者を受取人とする火災保険を付保こととなっておりますが、入札説明書添付資料8で付保が定められている組立保険および建設工事保険(ともに被保険者は建設事業者)とは別に必要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 561 | 建設工事請負契約書(案) | 33 | 第45条 | 1項 | | | 契約不適合責任 | 本施設完成後の代替物の引渡しは、履行の追完に過分の費用を要しますので、履行の追完は原則として修補にて対応させていただくことでよろしいでしょうか。 | 建設工事請負契約書(案)のとおりとします。 |
| 562 | 建設工事請負契約書(案) | 38 | 第57条 | 3項 | | | 解除に伴う措置 | 解除が第50条、第54条又は第55条の規定によるときには利息は付さないとして理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 563 | 運營業務委託契約書(案) | 2 | 第8条 | 第2項 | | | 解釈等 | 図書の優先順位について、運營業務委託契約書、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順とされています。また、質問回答については、基本契約の定義によれば要求水準書に関するものを除いて、入札説明書等に含まれるとされており、現状の順位ですと、本委託契約書よりも優先順位が低くなるものと解されます。質疑を受けてその後改訂されなかったところを含めて、質問回答については契約解釈にあたり再優先して参照されると理解してよろしいでしょうか。 | 運營業務委託契約書の解釈に際しては、運營業務委託契約書(案)第8条第2項のとおり、本委託契約(約款)が質問回答よりも優先します。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|---|------|-----|------|----|--------------|--|--|
| 564 | 運營業務委託契約書(案) | 2 | 第1章 | 第8条 | 2 | | 解釈等 | 本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本委託契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先するとの記載がございますが、本質問書に対する貴市回答がそれらの書類のさらに上位に位置づけされるとの認識で宜しいでしょうか。 | No. 563の回答をご参照ください。 |
| 565 | 運營業務委託契約書(案) | 4 | 第13条 | 3 | | | 再委託等の禁止 | 契約書の写しの提出については、金額等の秘密情報は不開示にさせていただきます。よろしくお願いいたします。 | 運營業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 566 | 運營業務委託契約書(案) | 4 | 第2章 | 第1節 | 第13条 | 4 | 再委託等の禁止 | 成果物(提出した一切の書類等)の第三者への譲渡、貸与、質権その他の担保目的に供してはならないとの記載がございますが、提出した書類の中で既に受注者が保有していた図面、写真、技術特許などは成果物に含まれないとの認識で宜しいでしょうか。 | ご質問に記載の図面等についても、本委託契約に基づき本市に提出したものはすべて成果物に該当します。 |
| 567 | 運營業務委託契約書(案) | 4 | 第2章 | 第1節 | 第15条 | 1項 | 発注者の責任 | 受注者の責任は、焼却残さを運搬車に積込完了時点までという認識でよろしいでしょうか。 | 積込完了後も焼却残さの性状等に対しては受注者の責任は及びます。 |
| 568 | 運營業務委託契約書(案) | 5 | 第2章 | 第1節 | 第17条 | 1項 | 災害発生時の協力 | 災害廃棄物については、搬入されるごみ量・質を考慮し、別途受注者・発注者協議の上で、委託料に反映させるという認識でよろしいでしょうか。 | 変動費Bの提案単価について、入札説明書添付資料6(3)ウ(ア)に記載のとおり、「事業提案書提出時と条件に差異が生じ、事業者の提案した単価が実態に整合しないと本市が認めた場合」に該当すると認められる場合には協議を行います。 |
| 569 | 運營業務委託契約書(案) | 5 | 第17条 | | | | 災害発生時の協力 | 当該協力対応を行うに当たり、委託料が不相応になる場合は、その見直し等につき、別途協議させていただきます。よろしくお願いいたします。 | No. 568の回答をご参照ください。 |
| 570 | 運營業務委託契約書(案) | 6 | 第2章 | 第2節 | 第21条 | 2項 | 従業員の確保 | 「ボイラ・タービン主任技術者」の資格を有する者を配置についての記載がございますが、配置者の所属は受注者からの委託先企業でも問題ないでしょうか。 | No. 145の回答をご参照ください。 |
| 571 | 運營業務委託契約書(案) | 6 | 第2章 | 第2節 | 第21条 | 2項 | 従業員の確保 | 「ボイラ・タービン主任技術者」の資格を有する者を配置についての記載がございますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 572 | 運營業務委託契約書(案) | 7 | 第21条 | 6 | | | 従業員の確保 | ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者について、建設工事開始段階の「本工事開始前」に選任することになっていますが、運営事業者であるSPCが業務委託する企業から選任することも可との理解でよろしいでしょうか。 | No. 145の回答をご参照ください。 |
| 573 | 運營業務委託契約書(案) | 7 | 第2章 | 第2節 | 第21条 | 6 | 従業員の確保 | 受注者はボイラー・タービン主任技術者と電気主任技術者は、工事開始前に選任し、施工に必要な各種申請や法定検査を実施する旨記載がございますが、建設事業者から選任することは可能でしょうか。 また運営事業者から選任する場合、本契約にて建設工事期間中の業務指示を明記されていることから、貴市より本業務についての労務支払いが発生するものと理解します。建設工事期間中の貴市からの労務費(運営固定費)支払い方法及び、様式8-11号の事業収支表での本費用計上方法をご教示願います。 | No. 146の回答をご参照ください。 |
| 574 | 運營業務委託契約書(案) | 8 | 第24条 | | | | 運営・維持管理業務の実施 | 本市が条例に基づき「毎会計年度定める実施計画」は、通例いつ頃確定するのでしょうか。また、その内容が大きく変わり得る可能性がある場合などは、その見直しにつき事前協議させていただきます。よろしくお願いいたします。 | 毎年4月に確定します。大きく変わり得る可能性がある場合は事前協議します。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|-----|------|----|---------------------------|---|---|
| 575 | 運營業務委託契約書(案) | 8 | 第25条 | 3 | | | 処理対象物の受入れ等 | 不可抗力・発注者の責めに帰すべき事由を含め、受注者の責に帰すべきでない事由について本項の適用として頂きたく存じます。 | 運營業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 576 | 運營業務委託契約書(案) | 8 | 第27条 | 第3項 | | | 処理困難物の取扱い | 「処理困難物を発見することが不可能であったこと」とありますが、本委託契約の第11条や要求水準書(運営・維持管理業務編)第3章第3節(4)に記載の「善良なる管理者の注意義務」(善管注意義務)をもってしても当該処理困難物を排除することができないことを指すと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 577 | 運營業務委託契約書(案) | 8 | 第2章 | 第3節 | 第27条 | 3項 | 処理困難物の取扱い | 「処理困難物を発見することが不可能であったこと」の定義について、運営事業者が善管注意義務を全うしたにも関わらず、処理困難物の混入により本施設に故障等が生じた場合は「処理困難物を発見することが不可能であったこと」と理解してよろしいでしょうか。その場合、善管注意義務の内容について、貴市と協議の上、履行内容を明らかにして業務を履行させていただきたく存じます。 | 善管注意義務をもってしても処理困難物を発見することが不可能であった場合が運營業務委託契約書(案)第27条第3項ただし書に該当するという意味において、ご理解のとおりです。処理困難物の混入防止のために具体的にどのような措置・作業を実施するかはご提案ください。 |
| 578 | 運營業務委託契約書(案) | 8 | 第27条 | 3 | | | 処理困難物の取り扱い | 「発見することが不可能な場合」に加え、「受注者が相当の注意を払ったにも拘らず、混入してしまった場合」についても本項の対象として頂きたく存じます。 | 運營業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 579 | 運營業務委託契約書(案) | 9 | 第29条 | 3 | | | 年間運転調達計画書及び月間計画書並びに運転管理記録 | 「発注者からの指摘」について、受注者の責に帰すべきでない理由により修正・変更が必要となり、追加費用が発生する場合は、その負担について別途協議させて頂きたく存じます。 | 追加費用の負担については、運營業務委託契約書の内容に基づき対応します。 |
| 580 | 運營業務委託契約書(案) | 9 | 第2章 | 第3節 | 第30条 | 4項 | 保守管理、補修、更新及び保全に係る計画書 | 施設の最新設備状態及び計画外突発事項等を踏まえた保守管理計画を策定し、より最適な保守管理を実行するため、保守計画書の提出期日を各会計年度の3月末としていただけますでしょうか。なお、本保守管理計画変更による発生費用は、受注者の所掌範囲内の事項に起因するものである限り、発注者様に影響を及ぼす事項ではございません。 | 運營業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 581 | 運營業務委託契約書(案) | 11 | 第34条 | | | | 免責の否定 | 受注者が計画書で提案したにも拘らず、発注者がその実施を承諾しなかった結果、問題が発生した場合など、受注者が合理的な行動を行ったにも拘らず生じた事象については免責対象として頂きたく存じます。 | 運營業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 582 | 運營業務委託契約書(案) | 13 | 第40条 | 第5項 | | | 臨機の措置 | 「本施設の契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)による場合、……当該措置は、受注者の責に帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て受注者が負担する。」とあります。建設工事請負契約書(案)第61条の適用により建設業者に本施設の契約不適合責任がありますところ、本項の記載にかかわらず本施設の契約適合責任については建設工事請負契約書第61条の定めに委ねるものとしていただけないでしょうか。 | 運營業務委託契約書(案)のとおりとします。なお、No.168の回答もご参照ください。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|-----|------|-----|----------------------------|--|---|
| 583 | 運営業務委託契約書(案) | 13 | 第2章 | 第5節 | 第40条 | 5 | 臨機の措置 | 臨機の措置を取った原因が契約不適合の場合、本施設の引渡し日から3年までは受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなしとの旨の記載がありますが、運営事業において、本運営業務委託契約にかかる不適合の場合は事業期間全てにおいて受注者(=運営事業者)の責めに帰すべき事由との理解です。また、建設工事請負契約書の不適合にかかる場合には、受注者ではなく建設事業者の責めに帰すべき事由と考えます。建設事業者の不適合費用を運営事業者が肩代わりをする場合、税務上の取扱などコンプライアンス上の問題が生じるものと考えます。 | 「建設事業者の不適合費用を運営事業者が肩代わりをする」ものではありません。No. 168の回答もご参照ください。 |
| 584 | 運営業務委託契約書(案) | 13 | 第2章 | 第5節 | 第41条 | 2、5 | 費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額 | 本施設の契約不適合により異常事態の発生または計画外の運転停止が生じた場合、本施設の引渡し日から3年までは受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなしとの旨の記載がありますが、運営事業において、本運営業務委託契約にかかる不適合の場合は事業期間全てにおいて受注者(=運営事業者)の責めに帰すべき事由との理解です。また、建設工事請負契約書の不適合にかかる場合には、受注者ではなく建設事業者の責めに帰すべき事由と考えます。建設事業者の不適合費用を運営事業者が肩代わりをする場合、税務上の取扱などコンプライアンス上の問題が生じるものと考えます。 | 「建設事業者の不適合費用を運営事業者が肩代わりをする」ものではありません。No. 168の回答もご参照ください。 |
| 585 | 運営業務委託契約書(案) | 13 | 第2章 | 第5節 | 第41条 | 6 | 費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額 | 受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含むとありますが、建設事業者の契約不適合で発生した事象に関する発注者への賠償は、建設事業者と考えます。受注者(=運営事業者)として、建設事業者帰責に対して保険適用はできず安定運営継続する上での大きなリスクとなる可能性があります。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 586 | 運営業務委託契約書(案) | 14 | 第43条 | | | | 提案売電量未達に対する運営・維持管理業務委託費の減額 | 本条による運営・維持管理業務委託費の減額については、提案売電量未達に対する賠償に代える措置であると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 587 | 運営業務委託契約書(案) | 17 | 第50条 | 4 | | | 要求水準書及び事業提案書の変更 | 「やむを得ないと認めるもののみ」と、発注者側の賠償について主観的な記載となっています。客観的公平性担保の観点から、当該記載は削除頂きたく存じます。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 588 | 運営業務委託契約書(案) | 18 | 第52条 | 第2項 | | | 第三者の損害 | 「発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額に係る両者間の負担割合を決定する。」とありますが、負担割合の協議とは、受注者の帰責する部分の有無等の確認を行う趣旨であり、発注者側の負担するリスクの範疇について、受注者に一部負担を求める意図ではないと理解してよろしいでしょうか。 | 運営業務委託契約書(案)第52条第2項は、受注者の帰責性が明確ではない場合に適用される規定であるところ、受注者が客観的に負担すべき範囲を超えて受注者に負担を求めることは意図していません。 |
| 589 | 運営業務委託契約書(案) | 18 | 第52条 | 2 | | | 第三者の損害 | 「当該損害額に係る両者間の負担割合を決定」とありますが、本項の対象は、受注者の責に帰すべきでない事象と考えますので、原則発注者負担との理解をしております。 | No. 588の回答をご参照ください。 |
| 590 | 運営業務委託契約書(案) | 18 | 第52条 | 3 | | | 第三者の損害 | 受注者が手配する保険において、引受ができないリスクがありうる旨、ご了承ください。また、不足分の支払について、受注者責でない事象が前提となっているため、当該支払いは発注者において成されるべきであると思料致します。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|--------------|----|------|------|-----|--|---------|---|---|
| 591 | 運営業務委託契約書(案) | 19 | 第53条 | 5 | | | 法令変更 | 法令変更の内容に係る説明表の中の記載で、「資金的支出を伴う法令等の変更」と限定的な記載になっていますが、新法令への適合のため「費用の発生を伴う」手段を採る場合もあり得るため、かかる限定的記述部分は削除頂きたいようお願い申し上げます。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 592 | 運営業務委託契約書(案) | 25 | 第60条 | 第7項 | | | 違約金 | 「発注者の損害の賠償又は第1項若しくは第2項の違約金に充当する」は「受注者の損害の賠償又は第1項若しくは第2項の違約金に充当する」との理解でよろしいでしょうか。 | 「発注者の損害の補填又は第1項若しくは第2項の違約金に充当する。」に修正します。 |
| 593 | 運営業務委託契約書(案) | 26 | 第9章 | 第64条 | 2項 | | 著作権の利用等 | 受注者が作成した成果物の著作権を発注者に無償で譲渡する旨が規定されていますが、当該成果物は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積が含まれているものであり、受注者の競争力の源泉となりうるものです。当該成果物の著作権を発注者に譲渡し、第三者への開示や譲渡を含めて制限なく取り扱えることとなり、受注者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、受注者にとっては受け入れ難い条件です。本項は以下の通り変更をお願い致します。 「成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は受注者に帰属する。ただし、受注者は、発注者に対して、本請負契約の目的を達成するために必要な限度で、当該著作物に係る著作権を無償で使用させる。」 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 あくまで運営業務委託契約の成果物又は本施設に係る著作権に限定されるものであり、かつ、成果物又は本施設が著作物に該当する場合に限られますので、一般的に受注者が受け入れ難い条件とはいえないものと解しています。 |
| 594 | 運営業務委託契約書(案) | 27 | 第9章 | 第64条 | 3項 | | 著作権の利用等 | 上記26により削除していただけますでしょうか。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 595 | 運営業務委託契約書(案) | 27 | 第64条 | 5 | | | 著作権の利用等 | 成果物には運営事業者の秘密情報が含まれていると考えられるところ、それが公表等された場合、運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、成果物を公表等される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きますようお願い申し上げます。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 596 | 運営業務委託契約書(案) | 28 | 第9章 | 第67条 | 2項 | | 秘密保持義務 | (6)として、以下の内容を追加いただけますでしょうか。 「正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもので、又は本委託契約と関係なく独自に開発されたもの。」 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 597 | 運営業務委託契約書(案) | 28 | 第67条 | 3 | (1) | | 秘密保持義務 | 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要として頂くようお願い申し上げます。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |
| 598 | 運営業務委託契約書(案) | 28 | 第67条 | 3 | (2) | | 秘密保持義務 | 運営事業者の秘密情報が公開された場合、運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、運営事業者の秘密情報が含まれる情報を情報公開される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂くようお願い申し上げます。 | 運営業務委託契約書(案)のとおりとします。 |

| No | 資料名 | 頁 | 項目 | | | | タイトル | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|-----|----------|---|-----|--|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 599 | 運営業務委託契約書 (案) | 28 | 第67 条 | 3 | (5) | | 秘密保持義務 | 本号に定める開示対象者は、運営事業者の競合他社が含まれると考えられるところ、運営事業者の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、運営事業者の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂くようお願い申し上げます。 | 運営業務委託契約書（案）のとおりとします。 |
| 600 | 運営業務委託契約書 (案) | 30 | 第74 条 | 2 | | | 経営状況の報告 | 「人件費の支払状況の開示」の対象者は受注者であるSPCに所属する者であり、SPCから運転業務等を受託する企業に所属し本施設の運転業務に従事する者は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、どのような内容が必要でしょうか。個人が特定されないものと理解しておりますが、開示する内容については協議の上決定することとして頂くようお願い申し上げます。 | 前段及び後段ともにご理解のとおりです。 |
| 601 | 運営業務委託契約書 (案) | 別紙2 | | | | | モニタリング及び 運営・維持管理業 務委託費の減額 | 本紙の内容をご開示願います。 | 入札説明書添付資料7に示す内容を添付することを想定していません。 |
| 602 | 運営業務委託契約書 (案) | 別紙3 | | | | | 運営・維持管理業 務委託費の支払方 法 | 本紙の内容をご開示願います。 | 入札説明書添付資料6に示す内容を添付することを想定していません。 |